

令和5年度
幼稚園等初任者研修資料



静岡県幼児教育推進マスコットキャラクター
「わっ!ぴょん」

静岡県教育委員会

まえがき

～生涯、学び続ける教員として～

教育基本法第9条には、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず、研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とあります。我が国の教育は人格の形成を目指すものであります。その基礎を幼児教育は担っています。それゆえ、幼稚園教諭及び保育教諭にとってその職責の遂行は崇高な使命であると深く自覚し、絶えず、研究と修養に励まなければなりません。一般的に、研究と修養を合わせて、「研修」と呼んでいます。私たち教員は、この職に就く限り、生涯、研修を続けていくことが求められます。

それでは、研究と修養の違いは何でしょうか。国語辞典によると、研究とは「物事を詳しく調べたり、深く考えたりして、事実や真理などを明らかにすること」とあります。また、修養とは「知識を高め、品性を磨き、自己の人格形成に努めること」とあります。私は、研究とは自分ではない他者を対象にその理解に努めより良くしようと励むこと、修養とは自己理解に努めより良い自己形成を図ることであると考えています。このことを幼児教育の世界で捉えてみます。研究とは、子供の思いを理解し、子供たちが主体性を発揮してその時期にふさわしい経験を獲得できるように、周りの環境を整えたり、必要な援助をしたりすることを考えることと捉えることができます。修養とは、環境構成や必要な援助を考えることができるよう、自分自身の知識や経験を広げることと捉えることができます。研究に必要なことは、子供理解、つまり、子供の行動や表情から子供の内面を推しはかる力、子供と一緒に活動しその思いに共感できる力だと思えます。修養に必要なことは、常に新しい知識を得たいという好奇心、今の自分よりもより良くなりたいたいという向上心だと思えます。共感力・好奇心・向上心、これらは、豊かな人生をおくる上でも必要なことではないでしょうか。

昨年7月に教員免許更新制度が廃止され、同時に、教育公務員特例法の一部改正が行われました。これにより、本年4月から教育委員会等による教師の研修履歴の記録の作成とこの履歴を活用した資質・向上に関する指導助言の仕組みが新たにスタートします。これは、教員免許更新制度が実施されていたときより、教員の「主体的に学び続ける姿勢」が、一層、問われる仕組みであると考えます。これからは、教員一人一人が、研修履歴をもとに、自らの学びの成果を振り返ったり、自らの成長を実感したりしながら、さらに伸ばしていきたい分野や新たに能力開発をしたい分野を見つけ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成を図っていくこととなります。

これから始まる初任者研修を通して、皆さんには、生涯学び続ける教員になるための資質・能力の基礎を身に付けてほしいと思います。そして、それは、自分の人生をより良く生きようとする資質・能力を身に付けることでもあります。この1年が実り多きものになるよう願っております。

令和5年3月

静岡県教育委員会義務教育課
幼児教育センター室長
福井 孝子

目 次

幼稚園編	1
幼稚園賛歌	2
第1章 幼稚園教育の基本	
1 幼稚園教育の基本	3
2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の 終わりまでに育ってほしい姿」	4
3 幼稚園教育の目標	5
4 よりよい保育をつくり出すために ―幼児理解と評価の具体―	6
5 計画的な環境構成	8
第2章 領域のねらいと内容	
1 概要	1 1
2 事例	1 5
・ 事例1 4歳児「メダル屋さん やろう！」	1 6
・ 事例2 5歳児「たかちゃん 最高！」	1 8
第3章 教育課程と指導計画	
1 教育課程の編成	2 0
2 指導計画の作成	2 0
(1) 指導計画とは	2 0
(2) 発達を見通した指導計画の作成	2 1
(3) 評価を生かした指導計画の改善	2 3
(4) 日案や週案の作成	2 4
(5) 指導計画作成において	2 6
・ 教育課程例	2 8
・ 月案例	2 9
・ 週案例	3 0
・ 日案例	3 1
・ 3学年合同環境図例	3 2
・ 初任者の保育記録例	3 3
第4章 学級経営	
1 運営の実際	3 4
・ 学級経営案（例）	3 5
2 担任としての配慮	3 6
3 特別な配慮を必要とする幼児への指導(特別支援教育)	3 7
4 外国にルーツを持つ幼児に対する配慮	3 8
5 人権教育の推進	3 8

	6 児童虐待の防止	3 8
	<参考>教師としての一日（例）	3 9
第5章	家庭、地域社会との連携	
	1 家庭との連携	4 1
	2 地域社会との連携	4 3
	(1) 地域のよさを生かした保育	4 4
	(2) 小学校との連携	4 5
	(3) 中学生や高校生との交流	4 5
	(4) 障害のある幼児との交流	4 6
	3 多様なニーズに対応した幼稚園運営の弾力化	4 6
	幼保連携型認定こども園編	4 9
第1章	幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本	
	1 幼保連携型認定こども園の目的と役割	5 0
	2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の基本	5 1
	3 幼保連携型認定こども園の目標	5 2
	4 育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	5 3
第2章	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画等	
	1 全体的な計画の作成について	5 3
	(1) 全体的な計画の役割	5 3
	(2) 全体的な計画の作成上の基本事項	5 4
	2 指導計画の作成について	5 6
	(1) 指導計画作成上の留意事項	5 6
	(2) 指導計画を作成する上で特に配慮すること	5 7
	・ 年間指導計画（例）	5 9
	・ 指導計画例（期・月）	6 0
第3章	幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項	
	1 集団生活の経験年数が異なる園児に配慮した0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育	6 2
	2 一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育	6 2
	3 環境を通して行う教育及び保育	6 2
	(1) 発達の特性を踏まえた工夫	6 2
	(2) 在園時間の違い等による配慮	6 3
	(3) 異年齢交流	6 3
	(4) 長期的な休業中やその後の過ごし方等への配慮	6 3
	4 認定こども園における「養護」	6 3

(1) 生理的欲求・健康増進から留意すること	6 4
(2) 情緒の安定から留意すること	6 4
5 園児の健康及び安全	6 4
6 保護者に対する子育ての支援	6 4
第4章 ねらい及び内容並びに配慮事項	
1 乳幼児期の園児の保育に関するねらい及び内容	6 5
<事例>	6 7
「すべりだいで『ばあ』」0歳児	
2 満1歳以上3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容	6 9
3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容	7 2
4 教育及び保育の実施に関する配慮事項	7 3
(1) 満3歳未満の園児に必要な配慮	7 3
(2) 教育及び保育全般に必要な配慮	7 3
第5章 健康及び安全	
1 健康支援	7 4
(1) 健康状態や発育の状態の把握	7 4
(2) 健康増進	7 4
(3) 疾病等への対応	7 4
2 食育の推進	7 4
3 環境及び衛生管理並びに安全管理	7 4
(1) 環境及び衛生管理	7 4
(2) 事故防止及び安全対策	7 4
4 災害への備え	7 5
(1) 施設・設備等の安全確保	7 5
(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え	7 5
(3) 地域の関係機関等との連携	7 5
第6章 子育ての支援	
1 子育て支援全般に関わる事項	7 5
2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援	7 5
3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	7 5
<資料>	7 6
・家庭との連携	
教育公務員として	7 7
第1章 教師になったあなたへ	7 8
1 教育にやりがいを持つ教師	7 8
2 教師の役割	8 0

3	信頼される教師	8 2
第2章	サービス	8 3
1	サービスとは	8 3
2	サービスの基本	8 3
3	職務上の義務	8 3
4	身分上の義務	8 4
5	研修の義務	8 5
	資料	
I	学校教育の基本(日本国憲法、教育基本法)	8 6
II	学校の設置及び管理(学校教育法、学校教育法施行規則)	8 7
III	幼稚園の教育課程(幼稚園教育要領)	8 8
IV	幼稚園等初任者研修(教育職員養成審議会答申) (教育公務員特例法) (教育公務員特例法施行令)	8 9
V	子ども・子育て関連 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律) (幼保連携型認定こども園教育・保育要領) (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) (保育所保育指針)	9 0
VI	児童虐待の防止(児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法)	9 1
VII	特別支援教育(特別支援教育の推進について(通知))	9 1
VIII	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	9 5
IX	防災教育	9 5
X	幼児教育をユニバーサルデザインで	9 7
XI	幼稚園等教員育成指標(モデル案)	1 0 0
XII	幼稚園等園長育成指標(モデル案)	1 0 1

幼稚園編



幼稚園賛歌

鹿島鳴秋 作詞
山本雅之 作曲

♩ = 64

1 し きをいろどるはなばな
2 とおーいながじのくはなばな
3 そーらかはがやくひのひか

は さーい て に お う よ お さ
も ー さう ー た は ひ お び く よ お さ
り ー ゆ ー め も に お う よ お さ

な ー ご に ー の ー び る わ か め を
な ー ご の ー む ー ね に き ま ほ う の
な ー ご に ー み ー な の て に も つ

か ぎ り ー な く ー と わ に は ー ぐ く
て を つ ー な な き ー ひ と り ひ ー と り
は な ば ー な の ー ひ ら く あ ー し た

む わ れ ら の ー つ ー と め あ あ ー
が ゆ め る る ー ひ ー と め あ あ ー
を よ る こ び ー い ー の る あ あ ー

お お い な る は え あ る み ー ち ー よ ー
と お と な く も は え あ る み ー ち ー よ ー
は え あ る は わ れ あ る の つ ー と ー

3
空はかがやく陽の光
夢も匂うよ おさな子に
みんなの手に持つ花ばなの
開くあしたをよろこび折る
ああ 栄えあるは
われらのつとめ

2
遠い海路の果てまでも
歌はひびくよ おさな子の
胸に希望の手をつなぎ
ひとりひとりが夢みる瞳
ああ 尊くも
栄えある子らよ

1
四季を彩る花ばなは
咲いて匂うよ おさな子に
伸びる若芽を限りなく
永遠に育むわれらのつとめ
ああ 大いなる
栄えあるみちよ

幼稚園賛歌

日本私立幼稚園連合会
全国国公立幼稚園長会

制定

第 1 章 幼稚園教育の基本

1 幼稚園教育の基本

午前中 太陽と月が同時に出て見えたとき

「あれっ！ 今日は何で太陽とお月様が出ているのかな？」

「きっと お月様が太陽とお話ししたかったんだよ。」

園外保育の時、神社でどんぐり拾いをしていた園児の会話

「どんぐり 落ちてないね。」

「葉っぱの布団の下にあるよ。」

幼稚園では、夢中になって遊び、豊かな心の世界を広げている幼児たちがたくさんいます。（R幼稚園 子どものつぶやき集）

幼稚園という言葉は、ドイツの教育学者フレーベル（1782－1852）が創設したキンダーガルテンを訳したものです。ガルテンとは「庭園や花園」のことで直訳すると「子供の庭園」となりますが、それを幼稚園としました。

庭園では、一本一本の草花や木が、庭師たちの丁寧な手入れによって、可愛らしい花を咲かせ、美しい姿を見せてくれます。幼稚園も同じように、幼児が、教育者の適切な援助によって、一人一人の個性に応じたさまざまな色や形の花を咲かせる花園でありたいとの願いが込められているのです。

フレーベルから始まったこの願いが、日本の幼稚園教育では倉橋惣三を経て大きく膨らみました。そして、どんなに時代が変わろうと、この幼児教育に対する熱い願いは、今も変わることなく息づいているのです。

幼児教育については、ともすれば大人の都合による要求、つまり幼児期にこれだけの教育をしておけば将来立派な大人になれるはずだとか、早くから知識や技能を教えておけば、その効果は一層上がるのではないかという考えになりがちです。

しかし、幼児には幼児期にふさわしい生活があり、幼児期は自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、意欲、態度などが培われる時期なのです。そして、その人格形成の基礎は、幼児が環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって育まれるものです。ですから、幼稚園教育は、環境を通して行う教育を基本としているのです。

そこで展開される生活や指導の際、特に重視しなければならないものとして、幼稚園教育要領総則には、次の3点が挙げられています。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼稚園教育要領（平成 29 年告示）では、幼稚園教育で育みたい資質・能力として、以下の 3 つを示しています。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

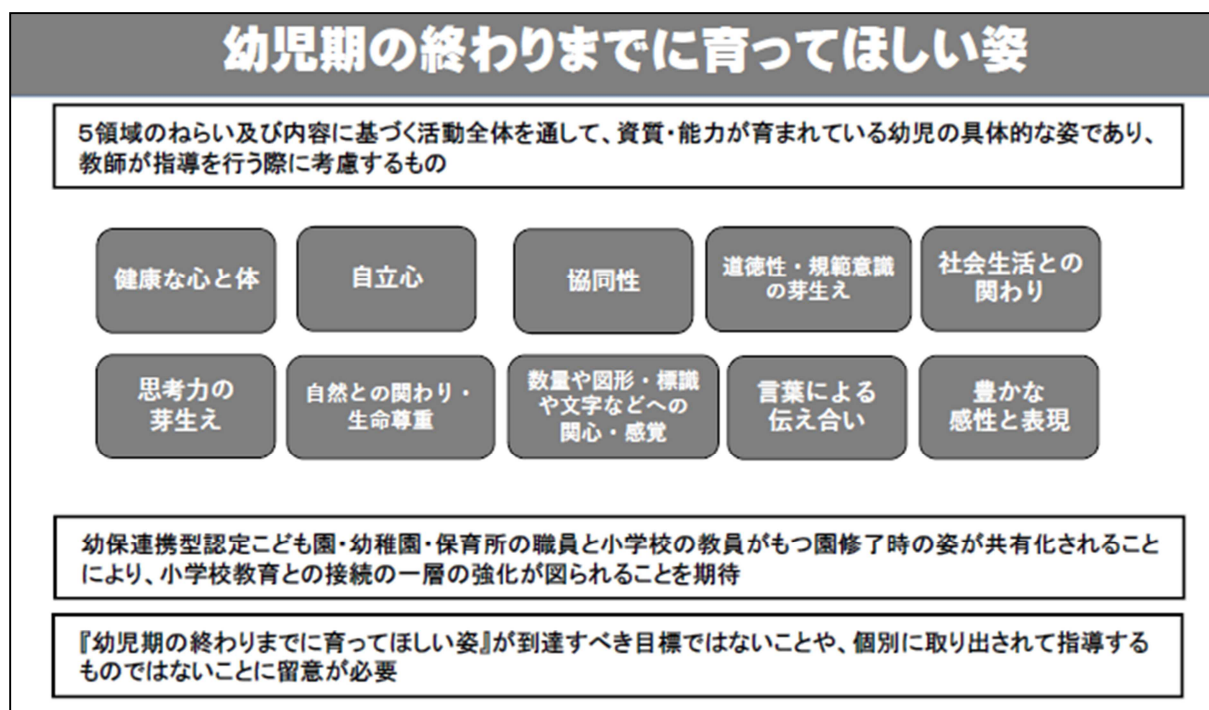
これらの資質・能力は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針にも示されており、さらに、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領にも示されています。つまり、この 3 つの資質・能力は、幼児教育、そしてそれ以降の学校教育を通じて、子供たちに育みたい資質・能力なのです。

また、これらの資質・能力が育まれている子供の具体像として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。

これらの姿は、各幼稚園において、幼稚園教育要領第 2 章の「ねらい」と「内容」に基づき、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、上記の資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿とされています。したがって、これらの姿が 5 歳児に突然見られるようになるものではなく、3 歳児、4 歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが大切です。

幼稚園教育から小学校教育への接続期における子供の発達と、学びの連続性を確保することの重要性が高まっています。幼稚園教育において育み

たい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼稚園と小学校の教師が共有し、それぞれの教育に生かしていけるよう、意見交換や合同の研修会などの取組が必要です。



3 幼稚園教育の目標

幼稚園は、幼児にとって初めての学校です。学校教育法第三章幼稚園には、第二十二條に幼稚園の目的、第二十三條にその目標が規定されています。そして、これらの実現のために、幼稚園教育要領が定められています。

学校教育法にある幼稚園教育の目標は、幼稚園生活の中で育みたい心情、意欲、態度を明らかにしたものであり、実際に教育をする場合において、常に念頭に置かなければならないものです。さらに、現在の幼稚園教育は何を意図して行えばよいかを、幼児を取り巻く環境の変化や発達の実情を踏まえて捉えたものでもあります。これを基本として、幼稚園教育要領には、5領域にそれぞれのねらいと内容が具体的に示されています。

幼稚園教育における目標やねらいは到達目標ではなく、幼児の育つ方向性を示すものですから、一人一人の幼児が目標やねらいに向けてどのように育っていくのかを幼稚園教育全体を通して温かく見守っていくことが必要です。

そこで、各幼稚園では、幼稚園教育の目標やねらいを踏まえ、幼稚園教育全期間を見通して指導計画を作成します。そして、それに基づき日々の環境が構成されていきます。その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して生活できるよう、目標等と照らし合わせながら活動を行うことが大切です。

4 よりよい保育をつくり出すために ―幼児理解と評価の具体―

教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めることが大切です。その際、教師は幼児の主体的な活動が確保されるよう、幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければなりません。

幼児理解とは、決して、何歳にはこのような姿であるといった一般論で幼児を捉えることではありません。目の前にいる一人一人の幼児と直接的に触れ合いながら、その言動や表情から、幼児のよさや可能性、心の動きなどを受け止め、理解しようと努力することです。

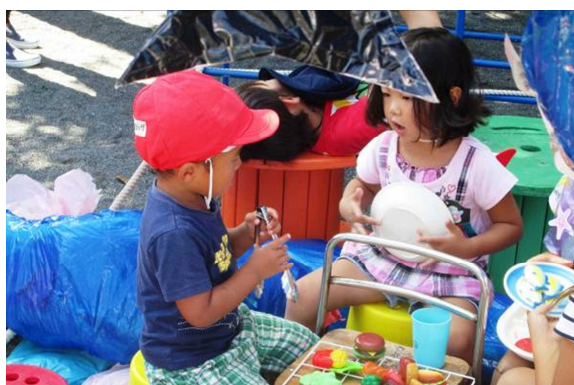
- ① 幼児の生活する姿から、その幼児の心の世界を推測してみる。
- ② 推測したことをもとに関わってみる。
- ③ 関わりを通して幼児の反応から新しいことを推測する。

幼児教育における評価は、幼児理解と教師の指導の改善という両面から行うことが大切です。一人一人の幼児の育ちの姿を捉えることと、それに照らして教師の指導が適切であったかどうかを振り返ることの二面から行う必要があります。

- ① 指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切なものであったか。
- ② 環境の構成が適切であったか。
- ③ 幼児の活動に沿って必要な援助が行われたか。

よさを捉える目をもつ

幼児がよりよい方向に伸びてほしいと願う気持ちから、教師の目が幼児の問題点ばかりに向けられることはないでしょうか。教師が一人一人のよさや可能性を捉えようとする目で幼児を見つめ、理解しようとするのが、幼児期の望ましい発達を促す保育を生み出すために必要です。



活動の意味を理解する

「活動」とは、幼児が環境に主体的に関わって自ら展開していくものです。教師の目はどちらかといえば、「活動」をごっこ遊びや運動遊びのような集

団で遊ぶものと受け止めてしまう傾向があります。園外保育をしたので〇〇ランド、その活動の発展性を考えて「今日はここまで、明日は…」と、活動そのものに目が向けられてしまうことがあります。その結果、〇〇ランドの活動としては大掛かりなものとなりますが、幼児一人一人がそこでどのような体験をしているかを見落とししてしまいがちです。教師がどのような活動を幼児に与えるかではなく、幼児自身が活動を生み出して展開する過程で、どんな体験が得られるかが大切です。

発達する姿を捉える

「発達」とは、単に何かができるようになることではなく、人格全体に関わる深い意味をもっています。

幼児は、自ら能動的に環境に働き掛け、発達に必要な経験を積む力を持っています。その力を引き出し、発達を促すためには、第一に幼児が何を楽しんでいるのか、その姿を捉えることが必要となります。毎日同じ遊びを繰り返しているようでも、幼児はその中に日々新しいことへの挑戦を試みているのです。第二に、幼児の行動から内面を理解することによってどのような発達がなされているかを捉えることが必要です。何気ない幼児のしぐさや表情から、その子の思いや変化、育ちを見取っていくことが大切です。

集団と個の関わり合いによる発達

毎日の保育は一人一人の幼児の発達を促すための営みであり、それは、同年代の幼児が共に生活することを通して行われます。したがって、一人一人の幼児の発達は園生活における様々な関わり合いによって促されていると言えます。



保育を進めるためには、個々を見る目と集団を見る目の両方が必要であり、集団と個々の幼児との関係を受け止めて、具体的な保育の手だてを考えていくことが不可欠です。

保育を見直す

評価の視点から幼児理解を深めることは、教師が自らの保育を見直し、改善するための基盤になるものと言えます。

教師は、保育を行うために、園及び地域の実態に応じた教育課程をもとに、幼児の生活する姿からねらいや内容を設定し、環境の構成を考え、援助を組み

立てた指導計画を作成します。

しかし、保育は教師が考えた指導計画に幼児を当てはめ、動かすものではありません。実際に保育を展開し、その過程で幼児の姿を捉え直しながら、絶えず計画を修正し、保育を改善していく必要があるのです。

つまり、幼児理解と評価は、計画を立てて保育を展開することと、幼児の活動に沿って環境を構成し直し計画を修正していくことが一体となった、PDCAサイクルで行われていきます。

5 計画的な環境構成

環境を通して行う教育の意義

幼児期は、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情や物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度などが培われます。この時期には、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わう体験をさせたいものです。



幼稚園教育においては、幼児期の発達の特徴を踏まえて、その目的や目標が有効に達成されるよう、幼児の生活の実情に即した教育内容を明らかにし、それらが生活を通して幼児の中に育てられるように計画性を持った適切な教育を行う必要があります。

つまり、「環境を通して行う教育」とは、教育内容に基づいた環境をつくり出し、幼児がその環境に関わって主体性を十分に発揮した生活を通して、幼児の発達を促すようにすることです。

幼児の主体性と教師の意図

環境を通して行う教育は、幼児の主体性と教師の意図がバランスよく絡み合って成り立ちます。

幼稚園教育が目指しているものは、幼児が、自ら周囲に働き掛けてその幼児なりに試行錯誤を繰り返し、自ら発達に必要なものを獲得しようとする意欲や生活を営む態度や豊かな心を育てることです。いろいろな活動を教師が計画したとおりに効率よく行わせることにより、育てるものではありません。活動の主体は幼児であり、教師は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図を持って環境を構成していくことが大切です。

その際、教師には、常に日々の幼児の生活する姿を捉えることが求められます。それは、幼児が何に関心をもっているのか、何に意欲的に取り組んでいるのか、取り組もうとしているのか、何に行き詰まっているのかを捉え、その捉えた姿から幼児の生活や発達を見通して指導の計画を立てます。

しかし、一度環境を構成した後でも、遊びながら活動が変わっていきますので、この変化に応じて、環境を再構成していくことが必要です。

一人一人の幼児に、今どのような体験が必要なのだろうかと考え、そのためにはどうしたらよいかを常に工夫し、日々の保育に取り組んでいくことが大切です。

「環境構成」の視点

○発達の時期に即した環境

幼児が生活する姿には、発達のそれぞれの時期によって特徴が見られます。入園当初は、一人一人の家庭での生活経験を考慮し、幼児が自分の親しんだ遊びに安心して取り組んだり、皆で一緒に過ごしたりする楽しさが味わえるようなものや場の構成が大切です。

友達関係が深まった時期には、幼児が友達との遊びを安定した状態で進めたり広げたりできる場を設定すること、活動の充実に向けて必要な遊具や用具、素材を準備すること、幼児の新たな発想を生み出す刺激となるような働き掛けをすることなどが大切です。

やがて、幼児は、友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じたり様々なものや人との関わりを広げ深めたりしていくようになります。このような時期には、友達と力を合わせ、継続して取り組む活動ができる場の構成を工夫することが大切です。また、友達の刺激を受けながら自分の力を十分発揮していけるように探求心や挑戦する意欲を高めるような環境の構成をしていきます。

○興味や欲求に応じた環境

幼児が環境に主体的に関わり、生き生きとした活動を展開するためには、その環境が幼児の興味や欲求に即したものであることが必要です。今、幼児がどんなことに興味をもち、どんなことをしたいのかを感じ取り、それを手掛かりとして環境の構成を考えることが大切です。したがって、環境の構成は固定的なものではなく、幼児の活動の展開に伴って、常に興味や関心を捉えながら、活動の充実に向けて幼児とともに環境を構成し、再構成し続けていくことが大切です。

○生活の流れに応じた環境

幼稚園教育は、一日を単位とした生活の流れを中心に展開されます。また、幼稚園での生活や遊びは家庭と連続して展開されます。特に、登園時の幼児の生活行動や遊びへの取組は、家庭での生活とつながっています。降園後に地域や家庭で経験したことを幼稚園で再現して遊ぶこともあります。そこで、前日から翌日、前週から翌週というように幼児の興味や意識の流れをおさえ、自然な幼稚園生活の流れをつくり出したり、季節の変化や自然事象と深く関わる生活を大切にして、様々な自然環境に触れさせたりすることができるようにしたいものです。

さらに、意図性と偶発性、緊張と解放、動と静、屋内と屋外、個と集団など、様々なものがバランスよく保たれた自然な生活の流れをつくり出すことが必要であり、偏った環境にならないよう配慮することが大切です。

○環境を構成する力を磨く

教師は、幼児理解とともに、幼児の身の回りの環境がもつ特性や特質について日ごろから研究し、その教育的価値について理解し、実際の指導場面で必要に応じて活用できるようにしておくことも大切です。

その際、それぞれの環境を、大人の視点から捉えるのではなく、自由な発想をする幼児の視点に立って捉え、幼児がその対象との関わりを通して、どのような学びの価値を引き出していくのかを予想し、その可能性を幅広く捉えるようにします。

教師が環境を見る目を磨いておくことにより、実際の指導場面において、幼児の活動の広がりや深まりに応じて環境を構成することができます。

第2章 領域のねらいと内容

1 概要

幼稚園教育要領に示す領域の「ねらい」は、幼稚園修了までに育まれることが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、「内容」は、ねらいを達成するために指導する事項です。

各領域に示す「ねらい」は幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものです。

「内容」は幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるもので、幼児の発達の側面から次の5領域にまとめて示されています。

心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

幼児期においては、自分の体を十分に動かし、幼児が体を動かす気持ちよさを感じることを通じて進んで体を動かそうとする意欲などを育てることが大切です。

また、自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔で安全なものにしたりするなどの生活に必要な習慣や態度を幼稚園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにします。

さらに、健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であるので、幼児の食習慣の実情に配慮して、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにします。

人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

人と関わる力の基礎は、自分が保護者や周囲の人々に温かく見守られているという安定感により人に対する信頼感をもつこと、さらに、その信頼感に支えられて自分自身の生活を確立していくことによって培われます。

幼稚園生活においては、何よりも教師との信頼関係を築くことが必要であり、それを基盤としながら様々なことを自分の力で行う充実感や満足感を味わうようにすることが大切です。

また、幼児は、幼稚園生活において多くの他の幼児や教師と触れ合う中で、自分の感情や意思を表現しながら、自己の存在感や他の人々と共に活動する

楽しさを味わい、ときには幼児同士の自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合う体験を重ねながら関わりを深め、共感や思いやりなどをもつようになります。

さらに、このような生活の中で、よいことや悪いことに気付き、考えながら行動したり、きまりの大切さに気付いて守ろうとしたりするなど、生活のために必要な習慣や態度を身に付けていくことが、人と関わる力を育てることになります。

身近な環境との関わりに関する領域「環境」

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりすることや、自然の大きさなどに直接触れる体験を通して、自然との関わりを深めることができるように工夫することが大切です。

いろいろな物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもち、考えたり、試したり、工夫したりする遊びを通して物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようにします。

特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにします。そのために、教師は幼児が自分なりに環境に関わる姿を大切にするとともに、場やものの配置を工夫したり、教師も一緒にやってみたりして、幼児が互いの考えに触れることができるような環境を構成することが大切です。

言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意思などを伝え、相手が応答する言葉を聞くことを通して次第に獲得されます。幼児が心を動かすような体験と言葉を交わす喜びを味わえるようにします。

幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して、次第に話を理解するようになり、言葉による伝え合いができるようにすることが大切です。

日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことなどを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもちようようにします。

感性と表現に関する領域「表現」

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

幼児が自然などの身近な環境と十分に関わる中で、心を動かす出来事に出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と分かち合い、描いたり歌ったりして表現することを通して、豊かな感性が養われていきます。

さらに、安心して自分なりのイメージを表現できるように、教師は一人一人の発想や素朴な表現を共感的に受け止めることが大切です。また、生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しむことができるように、遊具や用具を整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして、自己表現を楽しめるように工夫します。



2 事例

子供の成長は、教師の確かな幼児理解と深い愛情に支えられています。

一人一人の行動や心の動きを温かく受け止め、理解しながら関わることを心掛け、子供のよさや可能性を伸ばしていきましょう。

事例1 3年保育 4歳児 10月
「メダル屋さん やろう！」

事例2 3年保育 5歳児 6月
「たかちゃん 最高！」



事例 1 「メダル屋さん やろう！」

3年保育 4歳児 10月

1 子供の姿

4歳児になると、子供は幼稚園の生活や仲間に慣れ、生き生きと生活するようになります。しかし、一人一人をよく見ると、自分の思いを表出できる子の陰で、なかなか自分の思いを出せない子もいます。

2 教師の願い

教師は、子供一人一人が「やりたい。」「こうしたい。」という思いをもって、主体的かつ意欲的に遊びに取り組んでいることを願っています。そのために、一人一人の発想や素朴な表現を共感的に受け止め、生活経験や発達に応じた環境を構成し、他の幼児の表現や活動とつなげていくよう、適切なタイミングで援助するよう心掛けます。

3 考察

4歳児の保育室をのぞいてみると、協同性が芽生え仲間と遊ぶことを楽しんでいる子もいれば、集団ではなく自分なりの遊びを楽しんでいる子もいます。教師は、一人で製作活動をしている子供たちに、個々の遊びをより豊かにすることに加えて、仲間と関わることの楽しさにも気付いてほしいと願い、様々な環境構成をしておきました。

この日も、集団でお祭りごっこの屋台の準備を楽しんでいる横で、秋の自然物を使った製作に興味をもって、一人で遊んでいる子供たちがいます。これまでの生活の中での一人一人の興味や発達の違いを捉えている教師は、製作に興味をもった園児3人と一緒に遊ぶことにしました。3人が安心して自分なりのイメージを表現できるように、さらには、他の幼児の表現に触れられるように配慮していきました。また、教師がモデルになりながら、それぞれが持っているイメージを言葉に置き換えたり、個々の工夫を認めたり、周りに知らせたりして、子供同士が関わり合って製作を楽しむような援助をしました。

その結果、なかなか全体の遊びに入れなかった3人が、同じ場所で、それぞれのメダルをつくる活動を通して関わっていきました。お互いに影響を受けながら一人一人の活動が結びつき、やがて、一緒に遊ぶ姿が見られるようになっていきます。また、教師の「年少児もほしがるかもね」の援助により、3人がメダル屋さんになって集団遊びを楽しもうとすることにもつながっていきました。

4 指導のポイント

一緒に遊びながらも、一人一人の子供の思いやイメージを大切にし、何をやろうとしているのか、何を欲しているのかを見取り、その子にあった方法やタイミングで援助することが大切です。また、イメージを共有することや言葉で関係をつくっていくための教師の適切な援助が必要です。

製作物を通して関わり合う子供

地域のお祭りに参加した子供たちが、幼稚園でお店屋さんごっこを始めて2週間ほどたちました。たこ焼き屋さん、アイスクリーム屋さん、キャンディー屋さんなど、子供たちが興味をもった屋台が室内に並んでいます。今日は、年少さんがお買い物に来る日なので、友達と協力しながら準備を進めています。お気に入りの衣装で売る準備をしている子、どんぐりを包んだキャンディーなど屋台で売るものをつくっている子、屋台ごとに協力しながら開店の準備をしています。

保育室の入り口には、大きさ、色、形、種類ごとに分けられた秋の自然物、まつぼっくり、どんぐり、枯れ葉、枝、種などがいつでも使えるように置かれています。

工作コーナーでむっちゃんとしんちゃんが製作をしています。そこに、りょうちゃんがやってきました。丸い台紙にどんぐりを張り付けているむっちゃんの様子をじっと見えています。先生が「こんなのもできちゃった。」と言って、メダルを首にかけてやってきました。そのメダルは顔になっていて、目はどんぐり、口はひまわりの種、前髪は枝でつくられていました。先生のメダルを見たしんちゃんが、真似をして顔をつくり始めました。それを見ていたりょうちゃんが、「へえ、しんちゃんも顔つくっているんだ。」と言うと、急いで保育室の入り口に置かれたどんぐりを持って戻ってきました。「わたし、アンパンマンをつくる。」と言って顔をつくり始めました。「アンパンマン？」としんちゃんが聞くと、りょうちゃんは「このどんぐり、大きいしまん丸だし、アンパンマンの鼻みたいだから。」と答えました。りょうちゃんは、ボンドで鼻をつけ終わると「ほっぺもまん丸だった。」と言って別のどんぐりを探しに行きました。むっちゃんは、大きなどんぐりをうさぎの鼻に見立てて、小さなどんぐりを目、小枝をひげにしてうさぎの顔をつくりました。たくさんの素材の中から細長い葉っぱを選び、耳もつけました。それを見た先生が「アンパンマンもうさぎも、どちらもお鼻がまん丸だね。」と声をかけます。りょうちゃんが「同じだね。」と答えます。しんちゃんが「それ、ぴよんた（幼稚園で飼っているうさぎの名前）？」と尋ねます。「そうだよ。」とむっちゃんが答えながら、もう一枚大きめの丸い台紙をもってきて、顔の下に貼り、細い枝で手と足もつけました。「先生、ひもがほしい。」としんちゃんが先生にお願いしています。「何に使うの。」と尋ねると「メダルにする。」と答えます。むっちゃんとりょうちゃんもひもをもらってメダルにしました。3人はメダルを首から提げて誇らしげです。そこで先生が「メダルがいっぱいできたね。年少さんが欲しいって言うかもね。」と言いました。「年少さんの分もつくる？」「うん、つくる。」「つくろう、つくろう。」3人のメダル屋さんが始まりました。先生は、メダルを並べる机を準備しています。「3人でつくとたくさんできて楽しいね。」と言いながら、年少さんが来るのを楽しみにしている3人の姿がありました。

事例2 「たかちゃん 最高！」

3年保育 5歳児 6月

1 子供の姿

5歳児になると、学級の友達、異年齢の友達に自分から関わり、友達の思いやイメージを受け入れたり、共有したりしながら、遊びが持続するようになります。反面、気の合う友達の中で自分の思いが言えるようになってきているため、それぞれの主張が強くなり、言葉による衝突が見られるようになります。また、自分の思いを表出できない子供やうまく伝えることができない子供もいます。

2 教師の願い

教師は、友達とのつながりを深め、思いを伝え合うことや、身近な環境に触れ、見たり、試したり、考えたりしながら遊びを進めることを願っています。子供たちの様子や遊びの過程を把握し、適切なタイミングで声かけや援助をすることを心掛け、子供同士の関わりを広げます。

3 考察

子供の発達は、同年齢であってもそれぞれの生活経験や興味・関心などによって、一人一人異なっています。興味のあることには夢中になって取り組むことができても、その他のことには、なかなか関心を示さない子供がいます。また言葉の発達がゆっくりであったり、意志の疎通が十分にできなかったりする子供もいます。担任の先生は、日頃からそのような子供たちに寄り添い、心の動きを見取って価値付けることを心掛けています。

この日の保育のねらいは、泥山でやりたい遊びを見付け、友達と工夫したり試したりしながら、協力して遊ぶことです。担任の先生は、子供たちの遊びの様子を把握し、普段は同級生と遊ぶことが少ないたかちゃんが、友達と関わりながら活動できるように働き掛けます。周りの子供たちも自然にたかちゃんを受け入れ、声を掛けながら活動を展開していきます。子供の特性を理解し、先生方が温かい人間関係づくりに努めてきたことが、クラスの子供たちに伝わっています。



4 指導のポイント

普段から子供一人一人に寄り添い、実態を把握しながら、互いに認め合う肯定的な関係づくりに努めることが大切です。また適切な機会を捉えて援助や声掛けを行うことで、子供も同士の関わりが広がり、一緒に活動する楽しさを味わったり、共感や思いやりの気持ちをもったりします。

一人一人の資質・能力を引き出す

この日、園では泥山での遊びが行われました。保育のねらいは、やりたい遊びを見つけ、友達と工夫したり試したりしながら、協力して遊ぶことでした。5歳児クラスのたかちゃんは、朝はブロック玩具が気になってそわそわした様子でしたが、泥山遊びが始まると元気よく外に出て行きました。最初たかちゃんは、山の下の方で4歳児の友達と上から流れてくる水をせき止めることを楽しんでいました。たかちゃんの手先を見ると、玩具で水をせき止める時、水の力に負けないように裏側に土を盛って補強しているのがわかります。これは、これまでの経験の中でたかちゃんが獲得してきた知識や技能です。

上の方では同じ組のゆうちゃんとれんちゃんが、これまで作った水の流れとは違う流れを作ろうと、必死になって泥山に溝を掘っていました。「もう一回、水を流したらどうなるかな?」「やってみよう!」「大きな川に見えるよ!」など、まさに思考力や判断力、表現力を働かせています。そこに担任の先生がやってきました。「うわ～すごい! こっちにも水が流れるようにしてるんだね!」と、2人の行為を価値付けました。すると、それを見ていたたかちゃんは、「ぼくも褒めてもらいたいな…」と思ったのでしょうか。何も言わずに上から水を流す遊びに合流してきました。でも面白くないのはゆうちゃんです。「ここはぼくたちが最初にやっていたんだ!」と、ちょっと怒った表情です。でもゆうちゃんは「こういう言い方はしない方がいい」と知っています。たかちゃんを受け入れ、3人で協力し始めたのです。「たかちゃん、そこはね～」 「たかちゃん、さいこ～」の言葉は、普段先生方が一人一人に寄り添い、肯定的な関係づくりに努めている姿を、子供たちが肌で感じていたからこそ出たものでした。



子供のもっている力を引き出し高めるには「子供は、自ら学ぶ力をもっている素晴らしい存在である」という子供への尊敬の眼差しや愛情が何より大事です。また、子供たちの発達の様子は、必ずしも一様ではありません。事物や友達への関わり方、受け止め方、見方も様々です。それを踏まえて、一人一人に寄り添いながら心の動きを見取り、価値付けることで、子供たちの「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」は引き出され、高められていきます。

この後のたかちゃんは、ゆうちゃんが掘っている溝だけに水が流れるように玩具を使って水をせき止めました。言葉はありませんが、この思いはゆうちゃんに伝わっていたと思います。子供が学んでいく「過程」の素晴らしさを再確認できた一場面でした。

第3章 教育課程と指導計画

1 教育課程の編成

教育課程とは、各幼稚園の教育目標に向かって、どのような道筋をたどって教育活動を進めていくかを明らかにした計画（幼稚園での生活づくりを大まかに見通したプラン）です。

法令及び幼稚園教育要領に基づき、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児の心身の発達の実情や幼稚園及び地域の実態に適応した教育課程を、創意工夫して編成します。

そのためには、全職員が各々の保育実践や十分な資料を持ち寄り、幼児の発達の過程や実情を明確に把握することが必要です。

編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めることが重要です。

教育課程を中心に教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成します。

2 指導計画の作成

(1) 指導計画とは

指導計画を作成する理由

指導計画とは、教育課程を実施するための幼児の生活に即して具体的に作成する計画のことです。日々の園生活の中で、幼児がいろいろな経験を積み重ねていくことによって、幼児期に育てたい力が子供たちそれぞれの力となるよう計画性のある保育をしていくことが大切です。そのために、具体的なねらい、内容、環境の構成など、指導の順序や方法について予想し、計画を立てます。

指導計画は、一つの仮説であり、実際に展開される生活に応じて、常に改善していく必要があります。実情に応じた柔軟な指導が求められます。

指導計画の種類

長期的な見通しを持った計画と、より具体的な短期の計画があります。

長期・・・年、学期、月、あるいは発達の時期を単位とした計画

教育課程に沿って幼児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法を大筋で捉える。

短期・・・週、日を単位とした計画

長期の見通しのもとに具体的な毎日の生活に即して、一人一人の幼児の興味、関心、発達の実情に応じたねらいや内容に重点を置く。

(2) 発達を見通した指導計画の作成

指導計画を作成するために何より大切なことは、幼児の発達の実情を捉えることです。

一般に「発達」を理解するとき、3歳、4歳、5歳それぞれの年齢で発達を捉えがちですが、これらは一人一人の幼児に必ず当てはまるものとは限りません。

幼児の発達は、それぞれの幼稚園の実態や教師の関わり方、家庭での生活などによって異なったものになります。

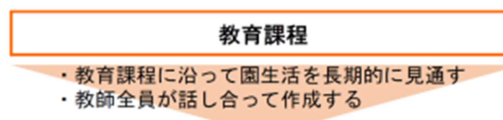
したがって、それぞれの幼稚園においては幼児に何が育とうとしているのか、どのような興味、関心があるのかなどを一つ一つ丁寧に捉えていくことが大切です。

遊びや生活を通して一人一人の幼児の発達する姿を捉えそれに基づいて具体的に子供の育ちを見通した計画を作成していきます。

具体的なねらいや内容の設定

教師は、幼児と生活を共にしながら、幼児の中に育つもの、育てたいものは何か（ねらい）、そのために経験する必要があること、経験させたいことは何か（内容）などを感じ取っていくことが大切です。

教師が「幼児に・・・させたい。」という考えを先行させるのではなく、「幼児は何をしたいのか。」を大切にし、幼児のやりたいことがどのような方向に行くのか、そこで得ていく体験は幼児にとってどのような意味があるのかなどを考え、具体的なねらいや内容を設定していきましょう。



長期の指導計画

その時期の発達や幼稚園生活の流れなどを見通す
教師の思いや願いを含ませる

具体的なねらいや内容を設定する

具体的なねらいや内容、季節や行事などを踏まえた環境の構成を想定する

その時期の環境に関わって活動する幼児の姿の予想に基づき、教師の援助を想定する

- ・長期の指導計画を基に、実際の幼児の姿に着目して具体的に作成する
- ・学級担任が中心となって作成する

短期の指導計画

前週、前日の幼児の生活する姿から発達を捉える
教師の思いや願いを含ませる

具体的なねらいや内容を設定する

具体的なねらいや内容、幼児の興味や関心などを踏まえて、具体的な環境の構成を想定する

その週や日の環境に関わって活動する幼児の姿の予想に基づき、教師の具体的な援助を想定する

幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 令和3年2月 (文部科学省) より

環境の構成

環境には、場や空間、人やもの、身の回りに起こる事象、時間、それらが醸し出す雰囲気など様々な要素が含まれています。環境構成では、そうしたものを相互に関連させながら、幼児一人一人がねらいに向かっていくための体験が得られるような状況を、どのように作り出していくかを考えることが大切です。この場合、教師の果たす役割が大きな意味を持つことを考慮して、計画の中に位置付けていくことが大切です。

活動の展開と教師の援助

遊びは、幼児の興味や関心から生まれ、基本的には幼児が主体的に展開していくものです。しかし、放任していたのでは、充実した遊びにはなりません。教師は、遊びが様々に変化していくことを予想しながら、幼児が望ましい方向へ自ら活動を展開していくことができるよう適切に援助する必要があります。

ア 必要な援助とは

- ・ 見守る
- ・ 受容する
- ・ 共感する
- ・ 応援する
- ・ 発想をゆさぶる
- ・ 疑問を投げ掛ける
- ・ モデルになって見せる
- ・ 手伝う
- ・ 幼児同士の橋渡しをする
- ・ 友達の遊びに目を向けさせる
- ・ 仲間になる
- ・ 一緒に遊びを考える、提案する 等



イ 援助をするためのポイント

- ・ 教師の予想と幼児の活動のずれを見付け、柔軟に対応する。
- ・ 活動名にこだわらず活動の質を考える。

(3) 評価を生かした指導計画の改善

指導計画は、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して、指導の過程の反省や評価を適切に行い、常に改善を図ります。

その際に行う評価は、幼児の発達の理解と教師の指導改善という両面から、次のことに留意して行うことが大切です。

- 幼児理解に関して
 - ・幼児の生活実態の理解が適切であったか。
 - ・幼児の発達の理解が適切であったか。

- 指導に関して
 - ・指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切であったか。
 - ・環境の構成が適切であったか。
 - ・幼児の活動に沿って必要な援助が行われたか。

幼稚園における評価とは、幼児と幼児とを比較して優劣をつけて評価することではありません。

保育の中で幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況が、適切であったかについて立ち止まって考え、保育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めるように評価しましょう。

よりよい幼児理解と評価のために

教師は、目の前にいる一人一人の幼児と向き合いながら、幼児の言動や表情からその幼児のよさや可能性、発達していく姿、心の動きなどを受け止め、理解しようと努力することが大切です。

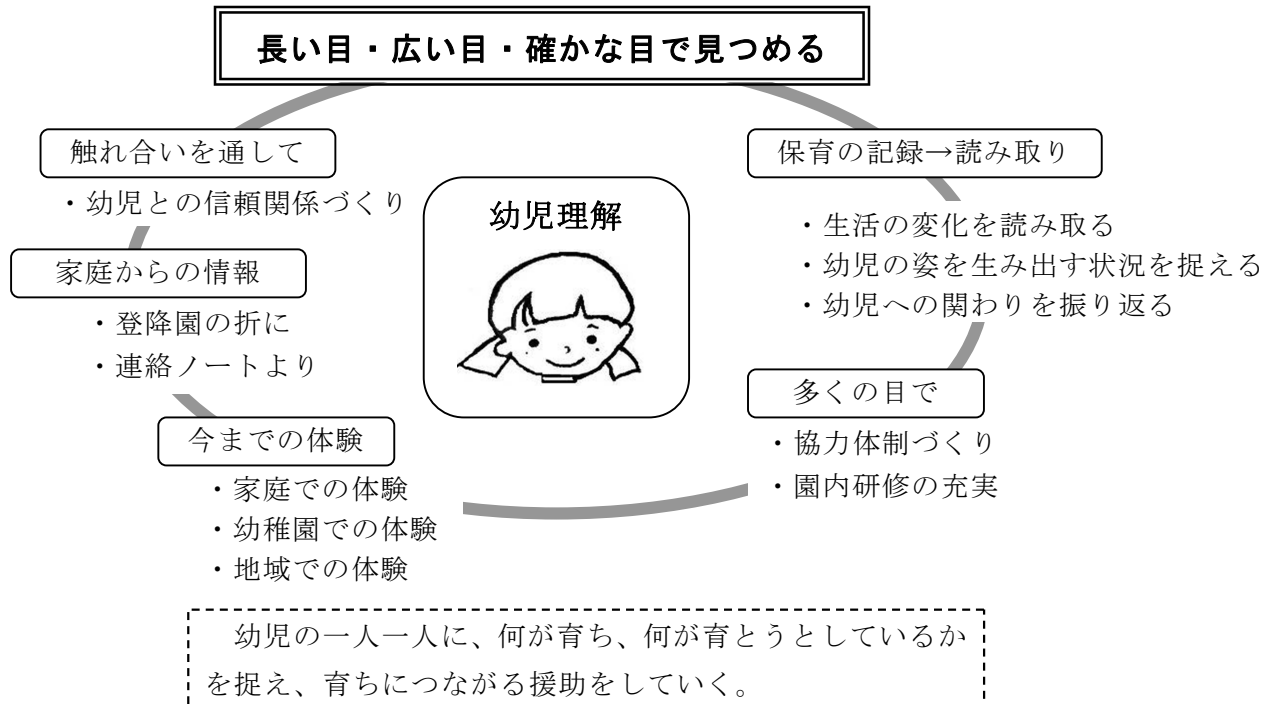
教師が目の前の幼児をどう理解するかは、教師自身の保育に対する姿勢や幼児の見方によって左右されます。幼児を理解することは教師の関わり方に目を向けることでもあるのです。

また、このような幼児理解を自分一人だけで行うことが難しい場合も少なくありません。他の教師と保育や記録を見合い、それらに基づいて話し合うことが、自分一人では気付かなかった幼児の姿や思い、自分の保育の課題の気付きにつながります。そして、そのことが、多面的な評価を行う教師の目を磨いていくのです。

一年の終わりには、一年を振り返って、その幼児の発達の姿を指導要録「指導に関する記録」に記入します。



幼児理解を深めるために



(4) 日案や週案の作成

幼児の生活に即した計画

日案や週案などは、一日や一週間の生活の中の幼児の具体的な姿から、一人一人の興味や関心、発達などを捉え、長期の指導計画と関連させながら、ねらいや内容、環境の構成、援助などについて実際の幼児の姿に結び付け具体的に作成するものです。

作成に当たって特に重要なことは、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味が連続性を持つよう活動を相互に関連させて、幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすることです。

日案や週案の形式

保育する教師自身が幼児の生活を的確に受け止めて適切に指導するために分かりやすいものであることが大切です。環境構成と活動の関係を図示してみるなどの工夫をしましょう。また、幼児を保育するのは、担任教師一人だけではありません。全教職員が協力して進めるものですから、他の教師にも保育の意図が伝わりやすいものであることも大切な条件です。

各幼稚園の教育方針や実情に合わせて創意工夫をしていきましょう。

【イメージ例】

A幼稚園の《教育課程》3年保育5歳児Ⅳ期（10月から12月）

教育目標：健康で明るい幼児

発達過程	ねらい	内容
<ul style="list-style-type: none"> 友達と一緒に共通の目的やイメージをもって遊びを進める楽しさを感じる時期 友達と一緒に体を動かして遊ぶ楽しさが分かるようになる時期 生活の流れが分かって、過ごし方を考えて生活するようになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 共通のイメージや目的に向けて、互いの考えを出し合ったり工夫したりしながら、一緒に遊びを進めていく楽しさを味わう。 友達と一緒に体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達と遊びを進める中で、共通のイメージや目的をもち、実現に向けて工夫して取り組む楽しさを味わう。 一緒に遊ぶ友達や学級の友達と、相談したり力を合わせたりしながら取り組む中で、喜びや悔しさを共感し合う。 友達と競い合ったり協力し合ったりして、カー杯体を動かして遊ぶ。



《長期（年間）の指導計画》3年保育5歳児Ⅳ期（10月から12月）

年間教育目標：自分の力を十分に発揮しながら、友達と一緒に自分たちで遊びや生活を進める充実感を味わう。

期の生活する姿	ねらい	内容
<ul style="list-style-type: none"> ○友達と一緒に戸外で体を動かして遊ぶ楽しさが分かるようになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 友達と一緒に戸外で体を十分に動かし、進んでいるいろいろな運動をする。 友達と一緒にルールや作戦を考えながら遊びを進めるおもしろさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分から試したり繰り返し繰り返して実現しようとする。 運動会後にも様々な運動に繰り返し取り組み、できるようになる喜びや充実感を味わう 学級の友達と勝敗を競い合ったり、チームの仲間と協力し合ったり、仲のよい友達と互いに刺激し合ったりする 遊びのルールを考えたり守ったりして、友達と楽しく遊ぶ。
環境の構成	<ul style="list-style-type: none"> 目的をもって自分なりの力を出して遊ぶことができる環境 戸外で集団の遊びを楽しむことができる環境 	



《長期（月）の指導計画》5歳児10月

9月の幼児の姿	<ul style="list-style-type: none"> 運動会に期待をもって、友達とリレーや踊りを繰り返し行い、運動会後も友達や小さい組を誘って体を動かして遊ぶ。ドッジボールやサッカー、鉄棒や一輪車など新たな遊びに挑戦しようとする。ドッジボールやサッカーは、チームは決めるものの、自分がボールを投げたり蹴ったりすることを楽しむ姿が多く見られる。
---------	--

○ねらい ◆内容	環境の構成 ・ 教師の援助
<ul style="list-style-type: none"> ○友達と一緒に十分に体を動かして遊ぶ楽しさを味わう。 ◆カー杯走ったり、跳んだり、踊ったりすることの心地よさを味わう。 ◆友達と励まし合ったり認め合ったりしながら、竹馬や一輪車、短縄跳びなどに挑戦する。 ◆ドッジボールやサッカー、鬼ごっこの遊び方を知り、チームに分かれて遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちで友達と一緒に体を動かして遊ぶことができるように、パトンやボール、跳び箱やカセットデッキなどを出しやすいところに用意しておく。 できるようになったことを具体的に認め、手応えを感じられるようにする。また、友達にこつを知らせたりできるようになったことを喜んだりする姿を認める。 友達の頑張りを学級でも話題にし、友達のよさを認めたり挑戦してみようという気持ちをもったりできるようにする。 機敏に動いたり、細かいことができるようになったりするので、自分なりに挑戦できるもの、根気よく取り組めるものを用意する。 教師もチームの一員になって動きながら、皆にボールが行き渡るようにしたり、一人一人の動きを認めたりして、ゲームが進む楽しさが味わえるようにする。



《短期（週）の指導計画》5歳児10月第3週

前週の幼児の生活する姿	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き体を動かして遊べるよう一輪車やなわとびのなわなどを出したところ、友達と誘い合っ て取り組もうとしている。 ・できるようになってきたことを友達に伝えたり認め合ったりして、より意欲的に取り組もうと している。
発達の捉えと教師の願い	<ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの目的に向かって繰り返し取り組もうとする姿を支え、できるようになる達成感や自 信を味わってほしい。 ・友達や教師との関わりを基に、頑張りを励ましたりコツを教え合ったりし、根気よく取り組ん でほしい。

週のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と共通の思いをもって取り組み、考えを出し合いながら表現して遊ぶ。 ・身近な自然に関わり、生活に取り入れる。 ・友達と一輪車やなわとびに繰り返し挑戦する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・友達とコツを教え合ったり励まし合ったりしながら、一輪車やなわとびに繰り返し取り組む。 ・自分なりの目的に向かって繰り返し取り組み、できた喜びを味わう。
環境の構成・教師の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・一輪車のサドルの高さは、乗りやすい高さのものを選べるように用意する。 ・教師も手をつないで支えたり一緒に挑戦したりし、「さっきより遠くまでこげたね」「10回も跳 べたね」など、できるようになったことを具体的に認める。 ・友達を励ましたりできるようになったことを一緒に喜んだりする姿に共感する。
安全・保健	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びの時間に火災が起きた場合の避難の仕方を確認する。 ・感染症予防のため、手洗い・うがいを丁寧にする。

幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開
令和3年2月（文部科学省）より

(5) 指導計画作成において

体験の多様性と関連性

幼児が心身ともに調和のとれた発達をするためには、幼稚園生活を通して、発達の様々な側面に関わる多様な体験を重ねることが必要です。幼児が自分で考え、判断し、納得し、行動することを通して生きる力の基礎を身に付けていくために重要なことは、体験の質です。あることを体験することにより、それが幼児自身の内面の成長につながっていくことこそが大切なのです。

心を動かされる体験は幼児自身の中に定着します。そして、次の活動への動機付けにもなるし、一定期間経た後に、新たな活動の中に生きてくることもあります。すなわち、一つの体験がその後の体験につながりをもつというように、体験と体験が関連してくるのです。それは体験の深まりであり、広がりになります。

一つ一つの体験は独立したものではなく、他の体験と関連性をもつことにより、体験が深まり、その結果、幼稚園生活が充実したものになるのです。

言語活動の充実

幼児は、教師や友達と一緒に活動したり、言葉を交わしたりすることを通して、次第に日常生活に必要な言葉が分かるようになります。また、身近な人との関わりでは、見つめ合ったり、うなずいたり、微笑んだりなど、言葉以外のものも大切になります。

幼稚園においては、言語に関する能力の発達と思考力等の発達と相互に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していけるような豊かな言語環境を整えるとともに、獲得した言葉を幼児自らが用いて、友達と一緒に工夫したり意見を出し合ったりして考えを深めていくような言語活動の充実を図ることが大切になります。

幼稚園生活を通して、より豊かな言語環境を創造していくためには、まず、幼児が自分なりの言葉や言葉以外のもので表現したとき、それらを教師自身が受け止め、言葉にして応答していくことで幼児が伝え合う喜びや楽しさ、表現する面白さを感じられるようにしましょう。

また、遊びの中で、歌遊びや手遊び、絵本や紙芝居の読み聞かせ、しりとりや言葉集め、かるた作りなどといった活動を意図的に取り入れ、幼児が言葉に親しむ環境を工夫し、言語活動を充実させていくことが大切です。

情報機器の活用

幼児期の教育においては、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境から刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという直接的な体験が重要です。

そのため、視聴覚教材やテレビ、コンピュータなどの情報機器を有効に活用するには、その特性や使用方法を考慮した上で、幼児の直接的な体験を生かすための工夫をしながら活用していくことが大切になります。

幼児が一見、興味をもっている様子だからといって安易に情報機器を使用することなく、幼児の直接的な体験との関連を教師は常に念頭におかなくてはなりません。その際、教師は幼児の更なる意欲的な活動の展開につながるか、幼児の発達に即しているか、幼児の体験にとって豊かな生活体験として位置づけられるかといった点などを考慮し、情報機器を使用する目的や必要性を自覚しながら、活用していくことが必要です。

期	8				9				10		
	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
育	年長になったことを喜び、友達と一緒に遊びを楽しむ時期				仲間意識が高まり、自信を持って遊びに取り組む時期				一人一人目標を持ち、遊びを展開する時期		
子 の 姿	<ul style="list-style-type: none"> ・進級した喜びや期待感が大きく、当番活動など張り切って取り組む子が多い。 ・気の合った友達と言葉を掛け合いながら遊ぶ。しかし、自分のしたいことなどを出せない子もいる。 ・自分に自信がなく、自分の思いをなかなか言葉で伝えられない子もいる。 ・思いやりの心が芽生え、年少児の世話を進んでしようとする子がいる反面、自分の遊びだけに夢中な子もいる。 ・小動物との触れ合いも多く、積極的に世話をする。 ・砂遊び・泥んこ遊び・絵の具・シャボン玉を思い切り楽しみ、感触を味わう子がいる。しかし泥んこ遊びには抵抗を示す子もいる。 ・水遊びは好きな子が多く、自分なりの目標を持って取り組む姿が見られる。 				<ul style="list-style-type: none"> ・友達関係が深まり、クラスのみならずみんなで頑張ろうという意欲を持つようになる。 ・遊びの内容が豊かになり、友達と工夫したり考えを出し合ったりして、長い時間遊びに取り組むようになる。 ・遊びや生活の中で起きたトラブルは自分たちで解決しようとする子や我慢してしまう子が多い。 ・運動会等の大きな行事では、共通の目的意識を持って協力したり責任を持ったりして、取り組むようになる。 ・秋の自然物に関心を持ち、自分なりに工夫して遊びに取り入れる。 				<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が自信を持って行動できるようになり、友達と協力したり活動したりすることの楽しさがわかってくる。 ・遊びに対して意欲的に取り組めるようになり、友達と一緒に遊びや遊び方を決めるなど見通しを持って取り組む姿が見られる。 ・就学に向けての期待を持ち、友達同士で話したり教師に伝えたりする子が多い。 ・文字、数にも興味を示し、書いたり言葉あそび(しりとり・だじゃれ)などしたりして楽しんでいる。 ・寒さに負けず、身体を十分に動かし、集団遊びを楽しんでいる。 		
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・年長になった喜びや自覚を持ち、生活に必要な決まりを守る。 ・友達とのつながりを深め、共通の目的を持って遊ぶ。 				<ul style="list-style-type: none"> ・身体を十分に動かし、友達と遊びを工夫しながら意欲的に取り組もうとする。 ・友達と共通の目標をもって遊びを進める中で、考えたり試したりして、遊びを創り出している。 				<ul style="list-style-type: none"> ・友達と協力して遊びや仕事を進めたり、自分なりの目標を持ってじっくりと取り組む。 ・就学に期待を持ち、自信を持って行動する。 		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活に自信を持ち、伸び伸びと生活する。《健康》 ・年少、年中児と交流を持ち、思いやりの気持ちを持つ。《人間関係》 ・遊びに必要なものは、友達や教師と準備したり片付けたりする。《健康》 ・野菜の栽培をしたり、身近な小動物に触れたりして、成長や変化に興味を持つ。《環境》 ・いろいろな素材や遊具に積極的にいかかり、自分なりの目標を持って、工夫したり試したりしながら遊びを進める。《環境》 ・当番活動のやり方がわかり、みんなの前でも恥ずかしくなく必要な言葉が言える。《言葉・表現》 ・戸外活動を喜び、身体を十分動かして楽しく遊び、いろいろな友達と交流する。また、適当な休息の取り方に気付く。《健康・人間関係》 ・砂、泥、水などの素材の違いに気付く、全身で感触を楽しむ。《環境》 ・感じたことを自由に描く・実物を見て描く・作るなどをして、いろいろな表現を楽しむ。《表現》 				<ul style="list-style-type: none"> ・運動遊びにグループや全体で取り組み、ルールを守って遊ぶ。《人間関係》 ・自分で目標を持ち、繰り返し挑戦して達成しようとする。《健康・表現》 ・秋の自然の変化に気付き、自然物を使って遊ぶ。《環境》 ・全身を使う運動的な遊びにカー杯取り組み、運動会では進んで手伝いをする。《健康・人間関係》 ・遊びの進め方を友達と話し合い、協力したり決まりを守ったりして遊びに取り組む。《人間関係・表現》 ・リズムカルに表現したり、様々な楽器に触れ、試したり楽しんだりしていき、歌や踊りを表現したりすることを楽しむ。《表現》 ・相手に伝わるような話し方を工夫したり、人前でも自信を持って話をしたりする。《言葉》 ・地域の人たちとの交流を楽しむ。《人間関係》 				<ul style="list-style-type: none"> ・寒さに負けず戸外遊びをしたり、お正月遊びなどを通して友達と遊ぶ楽しさを体験し、意欲や根気を養う。《健康》 ・日常生活に必要な簡単な数量や文字に関心を持ったり、ルールを作ったりして遊ぶおもしろさを知る。《環境》 ・友達と刺激し合い、より楽しくなるように遊びを進めていく。《人間関係》 ・冬の自然や自然現象に興味を持ち、季節感を知る。《環境》 ・自分の考えたことを自信を持って話したり、友達の意見を聞いたりして自分なりに考えようとする。《言葉》 ・小学生になる喜びや期待を膨らませ、自分に自信を持って生活する。《健康・表現》 		
<p>[幼児期の終わりまでに育ってほしい姿] 健康な心と体 自立心 共同性 道徳性・規範意識の芽生え 社会生活との関わり 思考力の芽生え 自然との関わり・生命尊重・数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 言葉による伝え合い 豊かな感性と表現</p>											
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・年長児になった実感が持てるように、子供と共に環境づくりをする。 ・植物や虫などの自然物と触れ合う機会を作り、飼育ケースや図鑑等を準備し、親しみを持って接し、関心を持つことができる場をつくる。 ・野菜、花の生長や収穫を楽しみにして、水かけや観察ができるように花壇を計画的に使う。 ・砂・泥・水・絵の具などの素材そのもので十分楽しむと共に、工夫や変化が生まれるような用具を準備し、意欲を高める。 ・自分の思いや考えを言葉で伝えながら友達との関わりを楽しむ場をつくる。 				<ul style="list-style-type: none"> ・自然の変化を見逃さず、園外へ出掛け自然の中で十分に遊び、自然物の収集・発見・工夫などをする中で、一人一人の成長を大切にする。 ・運動会や秋の遊びでは、意欲を持って取り組めるように子供たちと相談しながら環境を整える。 ・自分の考えや思いが伝えられるように援助し、共通の経験の中で楽しさや喜びが共感できる場を作る。 ・体を動かす喜びを感じたり、正しい楽器の使い方を知ったりできるように、リズムカルな遊戯や音楽に親しむ機会を大切にする。 ・遊具や用具の安全点検や準備をし、子供たちが自由に遊べるようにする。 ・いろいろな表現遊びが楽しめるように、環境を整える。 ・集団遊びや伝承遊びを提供し、遊びの幅を広げられるようにする。 				<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が自分の目標に向かって挑戦できる場や友達を認める場を作っていく。 ・カルタやすごろくなど伝統的な遊びの中で、数や文字に興味を持てるよう準備しておく。 ・氷遊びや霜遊びは、機会を逃さないようにする。 ・友達同士・グループ同士の自然な交流を大切にし、お互いが刺激し合える場を作っていく。 		
支 援 ・ 配 慮	<ul style="list-style-type: none"> ・年長になった喜びを受け止め、一人一人の成長を認めていく。 ・年少、年中児と触れ合うことで、優しさや思いやりの気持ちが育つようその姿を認めていく。 ・新しいクラスに戸惑いを感じ、友達とのかかわりの少ない子への配慮をし、安心して園生活が過ごせるようにする。 ・友達とのかかわりの中で自分の気持ちを伝えたり、我慢したりして友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じられるように援助する。 ・砂、泥、水など開放的な遊びを通して友達関係を広げ、友達の頑張ったり挑戦している姿に気付いたり認めたりする場を大切にする。また、自分なりの課題を持ってプール遊びを楽しめるよう援助する。 ・当番活動は、自分たちの生活にとって大切であることを自覚させ、責任を持って取り組み定着するように支援する。 ・集団遊びに必要なルールや遊び方について、友達と一緒に考えながら進めていく姿を大切に育てていく。 ・日常生活の中で子供の驚きや発見、感動、疑問などを受け止め共感し、意欲や好奇心につなげる。 				<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな運動遊びに喜んで取り組めるような雰囲気を作り、遊びの内容を子供と共に考える。 ・園外に積極的に出かけ、地域の自然を活用した遊びを子供と共に考えたり、思いきり遊んだりして友達関係が深まるような働きかけをする。 ・集団の遊びの楽しさを知らせるとともに、ルールを守って遊ぶ大切さに気付けるようにする。 ・自分の考えを言葉や動きで表現し、友達と遊びを進める楽しさを味わうことができるよう支援する。 ・自分の目標に向かって努力していることを認め、挑戦する気持ちや満足感、成功感を味わわせ次への意欲につながるようにする。 ・当番活動の大切さがわかり、友達と力を合わせて進められるように援助する。 				<ul style="list-style-type: none"> ・友達との遊びが楽しめるように、集団遊びの中でルールを自分たちで創ったり、話し合ったりする姿を見守り、教師も遊び仲間の一員として遊びのアイデア等を出していく。 ・目標に向かって一人ひとりが自信を持って取り組めるよう見守ったり励ましたりしていく。 ・園生活が充実して過ごせるように一人一人の子供について、指導の見直しをする。 ・遊びにじっくり取り組めるよう環境の再構成に努める。 ・卒園までの日程を知らせたり、幼児一人ひとりの成長を喜び合ったりしながら卒園に向けての気持ちを高め、目的や見通しを持たせていく。 ・ゆとりを持って活動に取り組めるよう計画性を持ち見通しを持った生活ができるよう心掛ける。 		
行 事	<p>始業式 入園式 各種検診 親子遠足 プール開き ●●小運動会参加 親子触れ合いの日 参観日 図書館 夏祭り 花火教室(各年) 終業式</p>				<p>始業式 引き渡し訓練 プール納め 図書館 運動会 就学時検診 さつまいも掘り バス遠足 七五三 親子触れ合いの日 お楽しみ参観日 クリスマス会 祖父母参観・餅つき会 終業式</p>				<p>始業式 親子触れ合いの日 豆まき会 図書館 一日入園 参観日 お別れ遠足 お別れ会 卒園式</p>		
食 育	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで栽培、収穫した野菜で、調理、会食することを楽しむ。 カレーパーティー 野菜サラダ 野菜のおひたし 				<ul style="list-style-type: none"> ・季節や行事にまつわる食事を知り、味わい、食べ物への興味や関心を高める。 月見団子 さつま汁会 もちつき 				<ul style="list-style-type: none"> ・食の大切さ、食べ方や食事のマナーが分かり、進んで食べる。 おしるこ会 おにぎりパーティー サンドイッチパーティー 		

保育案<月案例>
9月案 3歳児

〇〇組

前月の幼児の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時、母親との別れに不安を示す子もいるが、すぐに好きな遊びに向かっている。 ・朝の身支度や遊んだ跡の片付け、着替え等は教師に促されつつも自分でやっている。 ・夏季休暇中は、家でのビニールプールでよく遊んだようで、水しぶきを上げたり、シャワーの水に自分からかかりに行くなど水慣れしてきていた。 ・友達の遊びに興味を示すことが多くなってきている。 	
	日	曜 保育の流れ
	1	木 始業式 避難訓練(遊戯室)
	2	金 11:30 降園
	3	土
	4	日
	5	月 弁当開始 絵本一週間交替開始 祖父母ブレ
	6	火 新採研 大プール
7	水 リズム①(玉入れ) ※マントをつけて遊び始める	
8	木 体格測定	
9	金	
10	土	
11	日	
12	月 十五夜会 絵本 ばくばくウィーク	
13	火 ピカピカデー	
14	水 リズム②(ダンス) ピカピカデー(予備日)	
15	木 はさみ遊び 園内新採研	
16	金 祖父母参加会(午前保育)	
17	土	
18	日	
19	月 敬老の日	
20	火 万国旗塗り絵 絵本 戸外(ダンス①)	
21	水 リズム③(パンチ・雨)	
22	木	
23	金 秋分の日	
24	土	
25	日	
26	月 壁面作り 絵本	
27	火 戸外(ダンス②)	
28	水 リズム④(ジャンプ)	
29	木 誕生日会 戸外(ダンス③)	
30	金 指導訪問	

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活のリズムを取り戻し、安心して過ごす。 ・教師や友達と一緒に体を動かして遊ぶ楽しさを知る。 <p>「資質・能力」の3つの柱を踏まえて考える。</p>	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の活動や着替えなどを進んで行おうとし、2学期の生活のリズムを創り出して行く。 ・体全体でいろいろな水遊びを楽しむ。 ・かけっこやおいかけっこをしてみんなで遊ぶ。 ・季節の変化を感じる。
絵本	<ul style="list-style-type: none"> ・14ひきのおつきみ ・よーいどん! ・おいも ・どうぞのいす <p>教育課程に基づき、この月に育てたいものや経験、生活習慣などを書く。</p>	歌・手遊び	<ul style="list-style-type: none"> ♪園歌 ♪がんばる△△△げんきず ♪月 ♪とんぼのめがね ♪ぞうさんのぼうし ○小さな庭 ○かなづちとんとん
リズム運動	<ul style="list-style-type: none"> ♪うさぎ ♪きりん ♪こうま ♪めだか <p>他のクラスの友達の姿を見る・応援する・場に合った態度・姿勢 ※様子に応じて1クラスずつ行う</p>	製作	<p><運動会製作物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旗…自分の顔を描く(塗り込み) ・レンジャーの色塗り ・お面の色塗り ・プログラム…レンジャーの色塗り ・その他> ・折り紙…三角折り ・祖父母プレゼントづくり…自分の顔 ・はさみ…一回切り ※個人はさみ使用、教師が管理する。
ダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会のダンス ・ゼッコーチョー ・肩たたき(祖父母参加会) <p>学年での押さえを共通理解し、学級の実態に応じた活動を工夫する。</p>		
生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ○衣服の表裏を自分で直そうとする。 ○所持品の片付けを自分で行う。 ○名前を呼ばれたら返事をする。 ○履き物を揃える。 ○手をつないで歩く。 ○汗をかいたらハンカチで拭く。 ○絵本を大切にする、扱い方を知る。 ○並び方を知る。(男女1列にまっすぐ並ぶ) 		
<p>室内遊び □…遊び、活動 「・」…育てたいもの、経験</p> <p>1学期に楽しんできた遊び(ままごと、クレパスの塗り絵など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムを取り戻して遊ぶ、安心感 のりを使った遊び ・のりの扱い方(量・指)、貼り付く楽しさ、感触 はさみを使った遊び ・はさみの使い方(人に刃を向けない、座って使う、持ち歩かない、紙以外の物を切らない)、切る楽しさ 折り紙 ・折り紙の折り方を知る、形を作る面白さ、指先を使う。 万国旗作り ・運動会を知る、興味を持つ、塗り込む楽しさ、飾られる喜び <その他> 十五夜 学年で歌を歌ったり十五夜の話の聞いたりする。 ・十五夜の由来を知る・行事に親しむ。 			
<p>戸外遊び □…遊び、活動 「・」…育てたいもの、経験</p> <p>プール遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の気持ち良さ、開放感、みんなで遊ぶ楽しさ 運動遊び 跳ぶ(とんとんぱ・ジャンプ)・蛇行走り・走る・くぐる・投げる ・身体を動かす楽しさ、気持ちよさ、教師や友達と一緒にいる楽しさ、なりきって遊ぶ楽しさ ダンス フルーツレンジャー ・なりきって遊ぶ楽しさ、全身で表現する、曲に合わせて踊る楽しさ 季節の遊び バッタ、コオロギを捕まえて遊ぶ。 ・捕まえる楽しさ、見つけた喜び、命があることを知る、虫の名前を知る。 			
<p>運動会に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リズム運動の日を活用して、運動会への導入をしていく。 ① おひさま指令状→玉入れ ② おひさま指令状→ダンス 指令状→おひさまパンチ・雨ぐり ※一度経験をしたら遊びにおろし、繰り返し遊ぶ。 指令状→トントンパ・ジグザグ走り 			
<p>園の目標を見据えながら次の計画につなげる。</p>			
<p>冬野菜 水掛け、草取り、追肥、収穫(教師と一緒に)</p> <p>クラス(スティックブロッコリー、二十日大根)</p> <p>野菜の名前を知る、生長を楽しみにする、生長を喜ぶ。</p>			

行事と遊びとの関わりを考慮し、無理のない指導計画を作成する。

園の目標を見据えながら次の計画につなげる。

カリキュラムマネジメントを進める。

前週までの幼児の姿	<ul style="list-style-type: none"> 園の生活リズムを取り戻し、進んで身の回りの始末を行ったり自分のしたい遊びを見付けたりして、安心して生活する姿が見られる。 喜んでフルーツレンジャーになりきり、教師や友達と一緒に体を動かして遊ぶことを楽しむ姿が見られる。 年中、年長児の姿を通して、運動会への興味・関心を持ち始めている。 	<p>ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 教師や友達と一緒に、体を動かして遊ぶ楽しさを、みんなで味わう。 	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> いろいろな運動遊びを知り、体を動かして遊ぶ。【健2(2)】 自分の気持ちや困ったこと、してほしいことなどを教師に言葉や態度で伝える。【言2(3)】 教師や友達と運動会のイメージを膨らめて遊ぶ。【人2(5)】 教師や友達と一緒に歌を歌ったり、踊ったりして遊ぶ。【人2(5)】 秋の草花を見たり虫に触れたりする。【環2(1)】 冬野菜の世話をする。【環2(5)】
日	26日(月)	27日(火)	29日(木)
行事	<ul style="list-style-type: none"> 園外保育(園舎周り) 9:50~11:00 	<ul style="list-style-type: none"> リズム(学年) 10:15 (導入④、ジグザグ・トンパ) 	<ul style="list-style-type: none"> 誕生会 9:45 (A男) ○誕生カードに手形を押す
<p>幼児の生活</p> <p>●育てたいもの</p> <p>○環境</p> <p>◎援助</p>	<p><u>体を動かしての遊び</u> (かけっこ・固定遊具・体操・ダンス・趣味競技(両足ジャンプ・ジグザグ走り))</p> <p>●体を動かす楽しさや気持ちよさ ●教師や友達と関わる楽しさ ●思いの表現 ●なりきって遊ぶ楽しさ ●繰り返し遊ぶ</p> <p>○日差しが強い日には、テントを張って日陰をつくったり、水分補給の時間を設けたりして健康面での配慮をする。</p> <p>○幼児が自ら“〇〇して遊びたい”と興味を持ち、体を動かして遊ぶように、コーナーや環境を整えておく。</p> <p>◎教師や友達と一緒に体を動かして遊び楽しむ</p> <p>◎体を動かすことに消極的な子には、ペースを合わせて寄り添いながら遊ぶ。</p> <p>◎汗をかいたら、自分のハンカチで拭く大切さを知らせたり、必要に応じて着替えを促したりしていく。</p> <p><u>わくわくがんばる会</u></p> <p>●がんばる会を知り楽しみにする ●友達と一緒に楽しむ ●友達を応援する(見たり待ったりする経験) ●異年齢の姿を見て憧れの気持ちを持つ ●背の順を知る ●順番を守る</p> <p>○幼児ががんばる会のイメージを膨らめ、期待を持って臨めるように、衣装を用意したり導入を工夫したりしていく。</p> <p>◎ごっこ遊びの段階(起承転結)を追いながら遊びを提供していくことで、フルーツレンジャーへの期待を膨らめ、なりきって遊ぶ楽しさを感じることができるようにしていく。</p> <p>◎友達と同じ場で遊ぶ姿を促す</p> <p>◎お兄さん、お姉さんになる姿を促す</p> <p>◎順番を守ることや待つこと、待つ時間を場に応じて知らせる。また、がんばっている友達の姿を応援できるように、雰囲気盛り上げていく。</p> <p><u>用具の使い方(はさみ)</u> 一回切り 壁面作り 応援グッズ</p> <p>●はさみの持ち方、扱い方、約束…教師がいる時に使う、人に刃を向けない、左手の使い方、座って使う、持って歩かない ●切る面白さ ●切ったもので遊ぶ楽しさ</p> <p>○幼児が自分で出し入れできるように、名前を明示しておく。 ○いろいろな色の画用紙を幅3cmのテープ状に切っておき、一回切りがたくさん出来るようにしておく。</p> <p>→切った紙片をペットボトルに入れ、振ると色とりどりの紙片が舞い、きれいに見えることを喜ぶ。→応援グッズ</p> <p><u>冬野菜の栽培</u>【スティックブロッコリー・二十日大根】 ※裏の畑のさつまいもも、見に行くようにする。●冬野菜を知り、冬野菜の世話をし、冬野菜の収穫を待つ。</p> <p>○いつでも生長が見られるように、テラス前にプランターを置き、ブロッコリーの絵表示をしておく。◎「大きくなったね」「早く大きくなってほしいね」と話をする。</p>		
絵本	<ul style="list-style-type: none"> トンボのうんどうかい よーい どん ・おいも 	<p>歌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばる△△ゲンキッズ ・たんたんたんじょうび ・ばななのおやこ 	<p>絡 家庭連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はんかちをポケットに入れておく。 ・降園後、休息を十分にとる。

前週のねらいの視点で幼児の姿、育ちを見取り、今週のねらい・内容を設定する。

計画的であると共に柔軟な指導計画にする。

幼児の変化や連続性に注目する。

幼稚園教育要領における5領域との関連を踏まえて設定する。

全体での活動と共に個への配慮を書く。

環境マップを活用する。

この週の中で育てたいものや、願う姿を示している。そのための環境構成や援助が、具体的に書かれている。どのような経験を積み重ねているのかを把握する。

一週間の中で幼児の姿の変化を予想し、見通しをもって指導する。

実際の幼児の姿を記入できるスペースをとり、幼児の姿の記入や軌道修正を行う。

何をどのように作るのかを明記することで、準備物やイメージが広がる。

保育案<日案例>

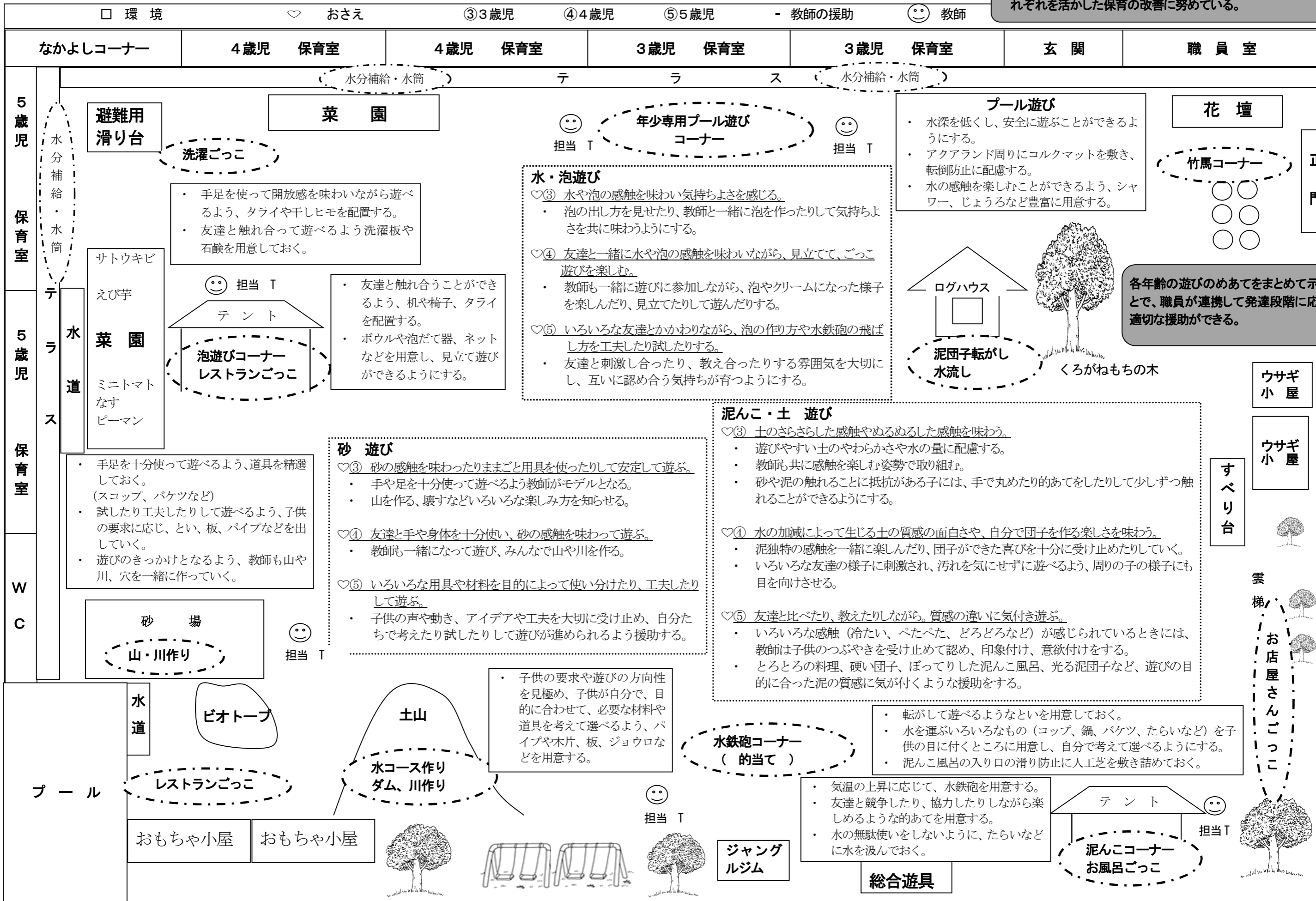
5歳児〇〇組 日案 6月〇日(〇)

<p>今週のねらい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●カレーパーティーや七夕祭りに期待しながら準備を進め、園行事を自ら創り出していくことを知る。 ●きゅうり等の夏野菜の細かな変化、生長に気付き、収穫を喜び合う。 ●自分の思ったことをしっかりと友達に話し、遊びを楽しんでいく。
<p>時間 一日の流れ</p>	<p>●ねらい ○環境構成 ☆教師の援助 研修テーマに向けて</p>
<p>8:30~9:00 登園 室内遊び ・ビー玉転がし ・製作遊び</p>	<p>●体を動かしたり友達と触れ合ったりしながら、食材や栄養素への関心を高める。 ●カレーパーティーに期待をもつ。<u>1,2,3,4,7,8,9</u> ○体を伸び伸びと動かして遊べるよう、遊戯室で行うが、広い場に興奮しがちな(6,13)がいるので、マット等の用具で広さを調節する。</p>
<p>9:15 フック物洗口</p>	<p>☆カレーライスの手遊びをしながら、食材(人参、玉葱、じゃがいも)のイラストボードに貼り、カレーの具材を知らせる。</p>
<p>9:30 <u>食育につながる遊び</u> ・運動遊び ・仲間集め</p>	<p>☆具材にちなんだ運動遊びを行い、食材への親しみや興味につなげる(うさぎ、とろろ、とろろせんぼ) ☆動きを伝える時には、見て真似る力、瞬発力、バランス感覚等、育てたい力に添った言葉掛けをする。 ☆友達と力を合わせてひっぱったり、意気合わせて門を閉めたりする(3,4)等の姿を捉え、<u>友達と協力する楽しさが感じられるようにする。</u></p>
<p>10:20 園外保育について 話をする 排泄 野菜の観察</p>	<p>○運動遊びの後は水分を取る時間を設け、体調管理に留意する ○食材の栄養素を尋ね、ホワイトボードに絵を貼って共通理解 ○食材の絵を貼った丸い板ダンボールを園児分用意する。絵を下向きにし、間隔を空けて床に置き、引越し遊びをする。 ☆上に乗った板ダンボールの食材を 集め遊びをする</p>
<p>10:45 <u>園外保育</u> (イオン富士南店)</p>	<p>☆絵を見せ合ったり、考えを伝えたりする。 ○カレーの食材4つで1グループを作 たことを知らせ、栄養素への関心につなげる。 ☆振り返りでは、<u>買い物やカレーパーティーを話題にし、期待につなげる。</u></p>
<p>11:45 園着 排泄 手洗い うがい</p>	<p>●公共の場での過ごし方を知る。<u>4,5</u> ○園外に出掛ける前に、道路の約束を再確認する。 ○イオン富士南店は、買い物をする場、店で仕事をする人もいること を知らせ、<u>ごせよいか、クラスで共通理解しておく。</u></p>
<p>12:00 昼食</p>	<p>☆道中や店内で会った人に進んであいさつする姿や、迷惑にならないよう 小聲で話したりする姿を認めていく。 ☆カレーの材料を買うことで、調理体験への期待につなげる。 ☆振り返りでは、エコキャップがワクチン代に替わることを伝え、 ア、海外のこどもの暮らし等の知識につなげる。</p>
<p>12:30 室内遊び ・ビー玉転がし ・七夕飾り作り</p>	<p>その他 ☆(5)ビー玉が転がる速さの違いに気付き、レールの角度を変える工夫を促す。 ☆七夕飾りは、紙の色合いや材質を感じながら工夫できるような数種用意する。じゃばらの折り目をしっかりとつける。新たな飾りのアイデア(天の川 星)を認めていく。 ☆欠席が続いている(17)は、来園しても母親から離れられず、登園を渋って「いや!」と母親を叩いたり、帽子等を投げたりする。入室までに時間がかかり、友達がいる場には行ききたがらないこともあるので、対応は主任教諭に依頼し、本児のペースを受け入れる。興味 がもてそうな活動があれば、教師と手をつなぎながら一緒にやってみる等、寄り添うこと で安心して参加できるようにする。</p>
<p>13:15 片付け そうじ 排泄 帰り支度 振り返り</p>	<p>●幼児の意識や必要感、あるいは興味と関連して、連続性をもちながら活動を展開していこうとする教師の配慮を書く。</p>
<p>13:30 お話タイム 「食育絵本 カレーライス」</p>	<p>級外職員(支援員)と連携して、幼児に寄り添った対応をすることや教師の願いを明記する。</p>
<p>反省・考察</p>	<p>・直接体験だけでなく、間接体験でも楽しめるのではないかと思います。今日の保育を考えた。盛りだくさんだったのは承知で行った。新しい遊びも多かったので集中力もあり楽しめると思ったが、疲れもあったように感じる。(13)も中断してしまう動きが多かったので細やかな対応が必要だと感じた。 ・運動遊び仲間集め等、予想する姿や声掛けも合ったが、同じ声掛けになったり言葉が出なくなったりし、自分の未熟さを感じた。 ・足や、<u>ール等</u> ・今日の排 ・(6)が、<u>人数</u> いたが、今日は使わなかった。 日案で安全面を押さえておけばよかった。今日の実態を踏まえて、力加減やル 関心をもてていたようだった。 、息抜きの場所等の対策をしていた、冷蔵庫(いすや息抜きの場所)を用意して</p>

※ 数字は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 (数字)は、園児

< 3 学年合同環境図例 > ※各環境には、担当者を配置し、安全面に配慮しながらどの学級の子供にも対応できるよう連携しながら進める。

幼稚園教育は「環境を通して行う教育」が基本であることから、園内の全ての環境を一枚にまとめ、遊具や木々などそれぞれを活かした保育の改善に努めている。



各年齢の遊びのめあてをまとめて示すことで、職員が連携して発達段階に応じた適切な援助ができる。

【初任者の保育記録例】

～5歳児 主体的な遊びへの取組～

5月はじめの頃（母の日のプレゼント作りを通して）

環境と援助

- *グループごとに座らせ、学級全体に作り方を知らせる。
- *個々の援助に時間がとられないようにしたい。
- *グループごとに援助にまわる。

幼児の表れ

- ・自分の席から教師に声を掛け、作り方を尋ねてきた。グループ内で教え合う姿はなかった。
- ・教師を待つ間に、作ることを諦めたり、興味がなくなったりする幼児もいた。
- ・一つの行程ができた幼児は、次の指示まで待つことに飽きてしまったようだ。
- ・時間はかかったが、なんとか全員完成できた。

○園長より

全員が完成できたことは、一人一人が満足感を持つことになったと思います。ただ、学級全体で行う遊びであってもグループで取り組む遊びであっても、幼児たち一人一人には個人差があります。その点を理解して保育に取り組まないと、幼児を待たせることや飽きさせることにつながってしまいますね。グループで取り組む遊びは、4歳児でも経験していますから、それぞれのグループへの手立てを考えておくことも必要です。

過程

- ・水や砂を使った遊びでは、友達と力を合わせて用意したり、譲り合ったりするなど、関わりが増えるように長いもの（樋・ホースなど）や大きいもの（テーブル・たらいなど）のように、共同で使える環境をつくった。
- ・運動遊びでは、幼児たちが一つの目的に向かい、考えを出し合ったり順番を決めたりするように、グループでの話合いの場を意図的につくった。
- ・幼児たちが、それぞれに思いを持って主体的に遊ぶことができるように、実態把握し、興味を持つことができる教材や育てたい姿を考えて、環境をつくった。

10月はじめの頃（製作遊びを通して）

環境と援助

- *自分の興味のあるものを見つけて取り組めるように、いろいろな廃材や折り紙をボードに示しておく。
- *グループを設定せず、同じ興味を持つもの同士で関わられるようにする。
- *教え合う姿を認め、他の子供の刺激になるようにする。

幼児の表れ

- ・ボードや廃材に興味を持つと、友達と誘い合っけて作り始めた。
- ・わからない部分があると、教え合ったり、一緒に考えたりする姿が見られた。
- ・最後まで作りあげたいという気持ちを強く持ち、諦めずに取り組んでいた。
- ・最初は興味を持たなかった子ども、他の子供の様子を見て、作りはじめる姿が見られた。

○園長より

環境は、時期や発達、学級全体やグループ・個々のことを考えて設定しないと、ただ遊ばせているだけになってしまったり、教師の思いだけですすめてしまったりすることにもなりかねません。幼児たちが試したり、助け合っけて工夫したりするなど、主体的に取り組めるようになった今の姿は、年度当初から「環境による教育」を試行錯誤し、繰り返し取り組んできた成果だと思っています。

<振り返り>

幼児たちが主体的に遊ぶことができるようにするためには、教師が幼児の思いに寄り添い、発達段階を理解した上で、環境をつくるのが大切である。

また、様々な遊びを総合的に取り入れていくことが、幼児たちの興味や関心をさらに広め、高めることにつながることを理解した。

第4章 学級経営

1 運営の実際

学級とは

学級は、同年齢の幼児が集まった小さな社会であり、担任や他の幼児と一緒に過ごす集団生活の場です。ですから幼児が安心して自己を発揮でき、自分らしい動きができ、ありのままの姿が認められるような、居心地のよい場所にしたいものです。

担任は、幼児一人一人がかけがえのない存在であることを念頭に置いて接し、受け止め、家庭的な雰囲気の中で温かく見守り、基本的な生活習慣や仲間づくりなどの社会性を身に付けられるように配慮します。

挨拶、言葉掛けをはじめとする様々な指導をする中で、担任と幼児の心のつながりが深まり、さらに幼児同士の心のつながりも生まれ、「自分の先生」「自分の学級」という意識が育っていきます。

幼児にとって、担任にとって学級とは

担任が幼児一人一人と温かい関係をつくる姿は、他の幼児に親近感や信頼感を感じさせます。また、幼児一人一人を大切にしようとする思いや姿勢は幼児に伝わり、互いに大切にしようとする雰囲気が学級の中に生まれます。このように、温かく安心できる学級をつくるには、担任の人間性が影響します。

担任は、幼児が友達と遊びやすい環境を構成したり、幼児の友達関係が広がるように配慮したりすることが大切です。そこから生まれる学級全体の温かい雰囲気、温かい関係が仲間づくりにつながります。

学級の目標と学級経営案

園の教育目標、教育方針を念頭に置き、幼児や学級の実態を踏まえ、幼児一人一人が育ち合う「共通の手掛かり」となる学級目標を設定した上で、学級経営案を作成します。

学級目標は、具体的で現実的な目標にすることで、実践しやすく、反省・評価しやすいものにします。そして、学級目標を達成するために、月や学期ごとに手立てを考え、年間の見通しが持てるように計画を立てるようにします。

学級ごとの自主性を生かした特色のある学級経営について、幼稚園全体で考えたいものです。

学級経営案（例）

4歳児 ○○組 担任 ○○○○

1 学級の実態

(1) 在籍 男児○○人 女児○○人 計○○人

(2) 幼児の表れ

- ・明るく、元気な幼児が多く、砂遊びや滑り台、三輪車など外遊びが大好きである。
- ・絵本の好きな幼児や、リズム表現等を喜んで行う幼児も多い。
- ・思いや経験したことなどを教師や友達によく話す。
- ・身支度や所持品の始末など身の周りのことは自分で行おうとする。生活の仕方も覚えてきている。
- ・気の合う友達と一緒に遊ぶ事を楽しんでいるが、自分の思いを通そうとしてトラブルを起こすこともある。

(3) 幼児を取り巻く環境

- ・家庭の環境
- ・地域の環境
- ・友達など遊びの環境

2 学級目標

自分の力を出し、
友達と楽しく遊ぶ子

☆「こんな学級にしたい」という願いを込める。
 ☆学級目標は、できるだけ簡潔な表現を使う。
 ☆学級経営方針は、一人一人の表れに対して担任の思いが込められるよう、多様性と順応性をもったものにする。

3 学級経営方針

- ・一人一人との触れ合いを大切にし、信頼関係を築き、自分の思いを教師に言える子を育てる。
- ・友達と一緒に遊びを楽しめる環境構成をし、楽しさを共有し、遊びが広がっていくように教師も一緒に遊ぶ。
- ・基本的な生活習慣を身に付け、安心して園生活ができるようにする。また教師や友達との関わりで、社会的な生活習慣を身に付けることができるようにする。
- ・小動物や自然との触れ合いの場を意図的に設定する。

○願う具体的な姿	◎具体策・手だて	反省
○安心して園生活を過ごし進んで遊びに取り組む。 ○友達や教師と一緒に思う存分遊びを楽しむ。	◎幼児を温かく受け止め、内面理解に努める。 ・幼児の表情や行動から心の動きに気づき、温かく受け止めていく。 ・一人一人と気持ちの交流を図り、信頼関係を築いていく。 ・教師が幼児の話をじっくり聞くことで、話を聞くことができる子、話すことのできる子に育てていく。 ・幼児が「やってみたい」と思うような遊びの提案や援助をしていく。 ・教師と一緒に遊びながら、幼児の「こうしたい」と思ったことを実現できるように、一緒に環境を再構成していく。	☆学期末に記入

- ☆一人一人のよさを生かす。
- ☆ともに育ち合う。
- ☆幼児の思いを引き出す。
- ☆保育環境の整備
- ☆家庭との連携
- ☆教職員間の連携
- ☆環境と援助、反省

2 担任としての配慮

担任の行動は幼児の手本であり、幼児の言葉遣いや物の考え方を自然に感化し、幼児の成長発達に様々な影響を与えます。そのため、担任は、自分の行動に大きな責任があることを自覚する必要があります。幼児一人一人を公平に見ることに心掛け、目に留まりやすい幼児はもちろんのこと、目立たない幼児にも意識して目を向けることが必要です。

また、保育室の広さや空間など、幼児に実際に見える様子は、大人の目の高さで見るとは異なりますので、幼児の立場に立ち、幼児の目の高さに合わせて見るのが大切です。毎日の生活の中で、健康、安全には細心の注意を払い、基本的な生活習慣やマナーを身に付けることができるよう配慮します。

学 級 事 務 の 内 容 (例)

- | | |
|--------|---|
| ◎年度始め | <ul style="list-style-type: none">・ 幼児名簿、出席簿、出席統計表・ 指導要録、健康診断票、歯の検査票・ ロッカー、靴箱、傘立てなどの名札貼り・ 室内環境、壁面、誕生表、コーナーづくり・ 幼児引渡しカード・ 学級経営案・ 避難経路確認・ 清掃分担、日直当番の決定 |
| ◎日常 | <ul style="list-style-type: none">・ 指導案、保育の記録・ 環境づくり・ 出席簿・ 必要に応じて家庭連絡、家庭通信、連絡帳 |
| ◎週間、月間 | <ul style="list-style-type: none">・ 週案の立案、記録・ 指導計画の立案、記録・ 学級通信の発行・ 出欠席月末統計 |
| ◎学期末 | <ul style="list-style-type: none">・ 学級経営の反省及び次学期の学級経営案・ 次学期の保育準備・ 諸帳簿の整理、提出・ 休業中の生活指導などの家庭通信、家庭連絡 |
| ◎学年末 | <ul style="list-style-type: none">・ 指導要録の作成、保管・ 卒園に伴う文書(指導要録の抄本または写し)を進学先の校長に送付・ 保育の反省、記録の整理 等 |

3 特別な配慮を必要とする幼児への指導（特別支援教育）

幼児を正しく理解して

幼児の中には、様々な原因（目や耳の不自由さ、知的発達の遅れ、言語発達の遅れ、対人関係上の問題、運動・動作の不自由さ、病虚弱など）によって、教育上配慮の必要な幼児がいます。周りから「困った子」と見られてしまいがちですが、実は本人が一番「困っている子」であることを理解してください。

特別支援教育

平成19年度から、特別支援教育が始まりました。特別支援教育は障害のある子供の自立に向け教育的支援を行うものですが、障害のある子供への教育にとどまるものではありません。

この教育の理念は、障害の有無に関わらず、全ての子供たちのつまずきや困り感に配慮した教育を行うとともに、一人一人のもつ力を十分に伸ばしながら、豊かな生活へ導くことにあります。これは教育活動全体が目指すところです。

また、特別支援教育を推進していくことは、障害の有無やその他の個々の違いを認めつつも、人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となります。

幼稚園の体制づくり

特別支援教育を推進していくために、全ての園で特別支援教育コーディネーターが指名されています。各園では、園内就学支援委員会を設置し、教職員全体の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に特別支援教育を推進しています。困り感のある子供一人一人に個別の指導計画・教育支援計画を作成し、教職員の共通理解の下、その子の特性に応じた支援・指導が行われています。巡回相談や専門家チーム会議を活用し、専門家のアドバイスを受けながら、子供の実態把握を行い、目標を立て、支援・指導の改善に努めています。

保護者による送迎の機会を生かし、連携を密にして、保護者の気持ちに寄り添った相談や援助が、子供の成長につながります。保護者同士の連携や地域社会の理解を得られるように働き掛け、関係機関へつなげることも大切な役割です。

早期からの教育相談

特別な配慮を必要とする幼児に対しては、できるだけ早期から教育的な手立てを講じることが大切です。

幼児の生活の様子から、不便さや困難さが障害から生ずるのではないかと考えられる場合には、幼児への教育的対応とともに、保護者や家族などの関係者に対する医師、保健師、臨床心理士等の専門家からの助言や支援が欠かせません。

特に、3歳未満の乳幼児や保護者等のニーズに応えるために、保健センター、健康福祉センター、特別支援学校の幼稚部・超早期教室、医療機関等の教育相談において、必要とされる支援や養育についての助言等を行っています。

このような早期からの対応においては、家庭と専門機関との連携が重要であり、幼稚園においても保護者等に対する早期からの情報提供や継続的な支援等が必要です。

4 外国にルーツをもつ幼児に対する配慮

外国籍の幼児、帰国したり国際結婚したりした家庭の幼児など外国にルーツをもつ幼児たちについては、言葉の問題をはじめ、園生活や活動への適応の問題等に対する様々な教育上の配慮が必要です。幼児の発達を考えたとき、幼児ができる限り、日本の慣習に慣れ、園生活に適応できるよう配慮することが大切です。また、保護者が外国籍で、園からの連絡がうまく伝わらない場合もあります。そのような場合には、近所で保護者が親しくしている方や市町にいる外国語が分かる方に協力を依頼してみるのも一つの方法です。

5 人権教育の推進

幼児は、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、誰もが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、即ち「人権」をもっています。

しかし、日々の生活の中では、ときにはいじめや虐待など様々な暴力などによって、この権利が脅かされる事態が生じています。

幼稚園においては、日常の保育の場はもちろん、けんかやトラブルなども指導のよい機会と捉え、異年齢、外国人及び障害のある幼児たちとの触れ合いなども通して、他の幼児の気持ちを思いやる心を育てていきたいものです。

6 児童虐待の防止

日々の保育の中で、次のような幼児の表れを捉えたら、虐待の可能性がないか、園内で話題にしましょう。また、幼児虐待が疑われる場合、担任一人に対処せず、園長を中心とした組織で臨むことが大切です。できる範囲で情報収集をし、疑わしい場合や、虐待に発展する可能性がある場合には、速やかに市町の児童福祉課、最寄りの児童相談所、または福祉事務所等に相談・報告をしましょう。

<気に掛けたい表れ>

- ・ よく、けがやあざを見かけるが、原因がはっきりしない。
- ・ 集団に入れない。（警戒心が強い。何事にも集中できない。）
- ・ 必要以上に教師の期待どおりに行動しようとするなど、よい子すぎる。
- ・ 虫や小動物を殺したりいじめたりする。
- ・ 暴力を振るうなど攻撃的な言動が目立つ。
- ・ 表情が乏しく元気がない。
- ・ 保護者や他の兄弟の服装と比べ差が大きい。
- ・ 食事を十分にとっていない様子が見られる。
- ・ 身の回りが常に清潔に保たれていない。

<参考> 教師としての一日(例)

幼児が登園するまでに

- ☆ゆとりをもって出勤する。(緊急に休暇を取る必要が生じた場合は、園に連絡し、後で所定の手続きをする。)
- ☆4月初めに登録した印鑑を使い、出勤簿に押印する。又はタイムカードを通す。
- ☆活動しやすい服装に着替える。
- ☆その日の行事や予定を確認して、一日の動きをイメージする。
- ☆保育室、園庭の安全を確認し、換気や整頓などをする。
- ☆前日の幼児の表れを振り返り、環境を構成する。

幼児が登園してきた時

- ☆登園してきた幼児に挨拶をして、笑顔で迎える。
- ☆一人一人の様子を観察し、心身の健康状態をつかむ。特に不安定な幼児は様子を見てしっかりと受け止める。
- ☆連絡帳に目を通し、緊急の連絡がないかを確認する。
- ☆出欠席を確かめ、園長に報告する。
- ☆所持品の始末、整理ができたかを確認する。
- ☆保護者からの連絡は的確に聞き、保育の中で配慮する。

幼児が園にいる時

- ☆幼児とともに生活する中で、遊びを中心に幼児の行動や心の動きを受け止める。
- ☆幼児の様子から、気付いたこと、つぶやきなどをメモする。
- ☆常に遊びの内容や人数の把握をする。
- ☆教師間で、教師の配置について連携を図る。
- ☆片付けまでを見通して、遊びの時間の配分を考える。
- ☆食事のマナー、衣服の着脱や片付けなどの生活習慣が身に付くよう、援助に心掛ける。
- ☆幼児の具合が悪くなったり、けがをしたりした場合など、園長に報告し保護者と連絡をとり、丁寧かつ迅速に対応する。

幼児が降園する時

- ☆降園前の幼児と過ごす時間(帰りのひととき等)を設定し、話を聞く態度を育てる。
- ☆配布物がすべての幼児に渡っているか確認する。
- ☆事故防止のため、余裕を持って行動し、落ち着いた時間を過ごす。
- ☆幼児が明日への期待を抱くような言葉掛けや配慮をする。
- ☆自分たちの使った部屋を、きれいにして帰る習慣を付ける。
- ☆交通指導、挨拶、言葉掛けなどを行い、一人一人と温かな別れ方を心掛ける。
- ☆保護者への言葉掛け等、適切な対応に心掛ける。

幼児が降園してから

- ☆保育室や園庭など、手早く清掃する。
- ☆保育者間で情報交換をし、一日の幼児の実態を記録する。
- ☆その日の保育を反省し、明日の保育の計画を立て準備する。
- ☆保育者間で、明日の打合せをする。
- ☆その日の出来事の中で、必要な場合には保護者に連絡をする。
- ☆欠席した幼児、早退した幼児にはその後の様子を聞くなど連絡をとる。

退勤する時

- ☆机の上や身の回りを整頓する。
- ☆明日やらなければならないことを整理しておく。
- ☆保育室の戸締まりをする。



◆◆◆◆◆ その他 ◆◆◆◆◆

出張する時

- ☆事前に、出張届を園長に提出する。
- ☆助勤の先生に、必要なこと(保育内容・幼児の姿など)を連絡しておく。
- ☆勤務終了時間までに帰園できない時は、電話で出張が終了したことを園長に報告する。
- ☆目的や場所にふさわしい服装で出掛ける。
- ☆出張報告を速やかに行う。

勤務時間中の外出

- ☆目的や所要時間を告げて、上司の許可を得てから外出する。

来園者への対応(電話での応答)

- ☆自分から笑顔で挨拶をし、相手の名前を確認してから丁寧に応答する。
- ☆自分だけで対応できない時や園全体に関わる問題については、相手にそのことを伝え、上司に報告・相談をする。

職員との接し方

- ☆明るい態度とさわやかな気持ちで、挨拶したり、返事をしたりする。
- ☆積極的な態度(「私がやります」の気持ち)で勤務し、分からないことは、そのままにせず、すぐ聞く。
- ☆同僚教師の指導助言に素直に耳を傾け、よい人間関係をつくっていく。
- ☆何事にもチャレンジすることに心掛け、体験活動を積む。

提出物の期限を守る

第5章 家庭、地域社会との連携

幼児の生活は、家庭、地域社会、幼稚園という一連の流れの中で営まれており、それぞれにおける幼児の生活が充実することにより、幼児の望ましい発達が促されます。幼児の生活全体を豊かなものにしていくためには、幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、「幼児が本当に必要とし、幼児期でなければ成し遂げられないことは何か」を保護者や地域社会に十分理解してもらうことが大切です。

幼児を中心に、園と家庭や地域社会がより信頼し合える連携を工夫していきましょう。

1 家庭との連携

登降園時の情報交換

登園してくる幼児を玄関で主任のL先生が待っていると、3歳児のMさんの手を引いた母親がこぼれんばかりの笑顔で話し掛けてきました。「夕食の時、私がちょっと遅れたら、『お先にいただきます。』ってこの子が言ったんです。家では誰も教えてないし、『どこで覚えたの。』って聞いてみると『僕の先生ね、L先生に、いつもお先にいただきますって言うよ。』って話してくれたんですよ。」と、とてもうれしそうな様子でした。

主任は、3歳児と一緒に昼食をとることを日課にしていたのですが、時々、用事があり部屋に後から入って、とることがありました。そのたびに担任が、主任に対して「お先にいただいています。」と言っていたのです。幼児は担任の心遣いや言葉を受け止めていたのです。

幼児の望ましい生活を保障するための幼稚園の役割は、幼稚園生活において日々成長していく幼児の姿を通して、保護者の育児を認めたり励ましたりすることから始まります。登降園時に、幼稚園の生活を伝えることはもちろんのこと、家庭での様子にも耳を傾けるなど、互いに心を通わせることが連携の第一歩です。

参観会・参加会

幼児が幼稚園で自己を発揮し生き生きと生活するためには、園が幼児にとっても保護者にとっても、安心して過ごすことができる場であるとの認識を得ることが大切です。そのためには、保護者に幼稚園の生活や幼児期の教育の目指すものを理解してもらうとともに、実際の保育を参観したり、自分の子供を客観的に見る機会として保育に参加したりする、「参観会」や「参加会」の機会を設けることがたいへん有効です。その中で留意すべきことは、保護者にありのままの幼児の姿を見てもらうこと、同じ場面を捉えながら幼児の育ちを一緒に確かめていくという姿勢を心掛けるようにすることです。

父親の保育参加

普段なかなか園に来ることができない父親や、子育てを母親任せにしている父親に積極的に保育参加をしてもらい、子育ての大切さや楽しさを知らせていくことも大切です。父親の参加により、父親にも子育ての責任があるという自覚をより促すことができます。父親が日常的に園に来たり、参画意識がもてたりするような、園の雰囲気づくりを心掛けましょう。また、活動は気軽に参加できる企画にし、父親の居場所づくり、役割づくりを後押ししていきたいものです。※父親のいない幼児に対しても十分配慮しましょう。

＜父親の保育参加を呼び掛けるPTA会長さんの挨拶＞例

幼稚園の生活は過ぎてしまえば本当に短いものです。貴重なこの期間に楽しい思い出をつくりたいものですね。

例えば、このような3つのめあてを立てるのはいかがでしょうか。

- (1) 仕事が休みのとき、短時間でもよいから幼稚園に行って、幼児がどんな表情で遊んでいるのかをよく見てみる。
- (2) 幼児と親の名前を何人か目標を決めて覚え、知り合いになる。
- (3) 園の活動に積極的に参加して先生方に自分の名前を覚えてもらう。

家庭訪問

「家庭は人間をつくりだす基本的な土壌である。」と言われるほど、幼児の成長にとって、家庭の及ぼす影響力は大きいものがあります。家庭訪問を通して、幼児の家庭環境や地域での幼児の様子をつかみ、保護者と協力し合い望ましい人格形成を促すために具体的な方法を見つけていきましょう。

〈 内容 〉

- ・年度当初に行う家庭訪問
 - ・その都度行う家庭訪問
- ┌ 気になる表れがあった場合
├ 病気、事故等で遅刻や欠席が目立つ場合
└ コミュニケーションを図る場合 等

〈 留意点 〉

- ・事前に、話し合う内容として、「家庭での幼児の様子、遊びの実情や場所、友達関係、幼稚園への要望など」を提示する。
- ・幼児のよい点を具体的な例を挙げながらほめ、次に、取り組んでほしい点や改めてほしい点などに触れていく。急な問題やデリケートな問題に対応するときには、複数の教員で訪問する。
- ・家庭訪問を振り返って、時期、訪問回数、保護者の考え方、共通の問題、または特定の問題等、具体的に記録し、その後の幼児の保育に生かしていく。

個人面談

ある一定の期間を設けて、保護者と教師が幼児の教育について面談します。集団での懇談のときより個人的に深く話し合うことができ、保護者の理解や納得が得られやすいという利点があります。

- ・話を一方的に押し付けることのないよう、また、ただ話を聞くだけではなく、的確な質問によって、適切な助言や解決への手だてを一緒に考えるようにしていきます。
- ・先入観や偏見をもたず誠実に対応しましょう。話合いの内容は他に決して洩らしてはいけません。他の教師にも知っておいてもらいたいことは、早めに報告をし、職員会などで共通理解を図り、園全体で幼児を育てていきましょう。面談の内容を記録に残しておくことも大切です。

学級通信・連絡帳

学級の日々の指導の内容や幼児の生活の様子を知らせ、保護者の理解や協力を得られるようにします。また、園生活の中で捉えた一人一人のよい点や改めたい点などを連絡帳で保護者に知らせることは、家庭での育児の手掛りとなります。さらに、家庭からの連絡により、幼児の様子や保護者の考え方などが分かります。保護者と教師との意思の疎通ができることで、保育に一層の効果が期待できます。

- ・学級通信の内容は、日々の生活を具体的に挙げたものを分かりやすい言葉で表記します。また、印刷前には誤字・脱字がないよう、必ず園長や主任に目を通してもらうようにしましょう。
- ・成長の記録として残ることを配慮し、断定的な表現は避けるようにします。

2 地域社会との連携

最近の幼児は、情報化社会の中で多くの間接的な情報に囲まれて生活しており、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の幼児たちと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者をはじめ幅広い世代との交流をしたりするなどの直接的・具体的な体験が不足しています。そこで、幼児の心を揺り動かすような豊かな体験が得られるよう、地域の自然、人材、行事や公共施設など、積極的に活用していく取組が必要となってきます。特に、豊かな自然の中での様々な活動は、自立心を育み、人と関わる力を養う上でも重要になってきています。

(1) 地域のよさを生かした保育

園外保育マップ作成

教師が自らの足で自園の地域環境を調べたり、地域の方から情報を得たりすることも大切です。それぞれの季節に「どこで」「どのような動植物に親しむことができるのか」「どのような活動が可能か」などを園外保育マップとしてまとめておきます。

地域の行事暦作成

それぞれの地域で行われる諸行事や季節の特徴など、幼児に関わる事柄を幅広く調べて行事暦を作成し、保育に生かします。

地域人材リスト作成・活用

園で進める活動に協力してくれる人を幅広く掘り起こし、リストをつくりまします。それぞれの園の実情やアイデアを生かして地域の人たちと関わり合う実践を積み重ねていきましょう。

ーおじいちゃん先生、おばあちゃん先生ー

山間部に位置し、園児数の少ないH幼稚園では、自然に恵まれた環境を生かすとともに、地域の人たちと関わる機会をなるべく増やそうとしています。

(災害の際、土砂崩れ等により、幼稚園が孤立することも考えられます。日頃から幼稚園の近隣に住む方々と子供たちが交流して親しくしておくことは、防災の面から見てもとてもよいことです。)

子供たちは、近所のお年寄りの方を招き、「野菜のおじいちゃん先生」「団子のおばあちゃん先生」などと呼んで、様々なことを教わっています。

今年も子供たちは、おじいちゃん先生に教わりながら、お米を始め、かぶ、ほうれん草、サツマイモ、小松菜、玉ねぎ等いろいろな種類の野菜を育てます。「稲刈りは根元から刈るんだよ。」「かぶの土を払うときは、友達に土がかからないように地面に近いところでやるといい。」など、おじいちゃん先生は教えてくれます。

団子のおばあちゃん先生からは、団子の作り方を、お茶のおばあちゃん先生からは、お茶の摘み方や入れ方を習い、おいしくいただきました。

地域の方との触れ合いが、子供たちの心と体をたくましくしています。



(2) 小学校との連携

特色を生かし合い相互に学び合う

幼稚園の生活で得た体験は、小学校以降の全ての生活や学習の基盤となるものです。幼稚園と小学校の連携においては、小学校教育の先取りをするのではなく、生涯に渡る学習の基礎をつくることが大切です。

特に、幼児なりに好奇心や探究心をもち、問題を見出したり解決したりする力等の、いわゆる非認知能力を育てること、豊かな感性を発揮する機会を提供し、それらを伸ばしていくなど、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うことが重要です。みんなと一緒に教師の話の聞いたり、行動したりすることができるように指導していくことも大切です。そのために、交流活動や合同行事を双方の教育課程に組み入れていく必要があります。

合同保育や授業を通して、幼児や児童が互いに自分たちの思いを生かし、互いに学び合い、支え合うような活動ができます。集団で過ごすことの楽しさや充実感を味わいながら、児童が優しく接してくれたりモデルとなってくれたりすることで、児童へのあこがれの気持ちや小学校への期待が膨らんでいきます。また、年少児に対して優しく接したり、児童から教えてもらったことを教えたりすることで、年長児としての自覚を育てることにつながっていきます。

このような円滑な連携・接続は、幼稚園と小学校の教師が互いの教育内容について十分に理解することによって初めて可能となります。教育要領に示された、幼稚園教育において育みたい資質・能力や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした合同の研究会や研修会を行う機会をもつようにしたいものです。

(3) 中学生や高校生との交流

様々な生活体験が不足している若い世代、とりわけ多感な中学生や高校生が幼児と触れ合い、一緒に過ごしたり遊んだりする保育体験は、意義のあることです。幼稚園においても、幅広い世代との交流をもつことで、幼児の心を揺り動かすような豊かな体験が得られると考え、それぞれの園で、様々な人との交流の取組がなされています。中でも中学生とは、技術・家庭科における保育実習、キャリア教育における職場体験、福祉ボランティア活動等を中心に、早くから交流の機会をもってきました。

幼児にとって体全体で関わってくれる中学生や高校生との交流は、楽しみが大きいものです。交流の内容としては、「中学生や高校生が幼児を観察したり、幼児と触れ合ったり、世話をしたりするなどの実習」「幼稚園の行事への参加」「自校の行事や活動への招待」など、様々な形態・内容が考えられます。保育体験実習等を通して、中学生や高校生は生命の尊さや幼児と直接触れ合うことの楽しさを学びます。

(4) 障害のある幼児との交流

幼児が障害のある児童と活動を共にすることは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待されます。日常の保育において様々な機会を通じ、幼稚園の幼児が園内外の障害のある幼児や児童などと触れ合うよう配慮することも大切です。

<重度障害者福祉施設との交流>

重度障害者福祉施設(ホーム)の皆さんと交流をもって、数年になります。当時、ホームに通っていたPさんが、幼児と同年齢だったことから、散歩の時に、園に顔を見せてくれるようになりました。このことからホームへの訪問も始まりました。園外保育に出掛けた際の幼児の「先生このお花、ホームの友達にもあげたいね。」という一言から、帰りにホームに立ち寄りたり、みんなでつくった焼き芋や餅をホームの友達にも食べてもらおうと幼児が持って行ったりするようになり交流が始まりました。ホームからもひな祭り会への招待があり、幼児は絵のプレゼントや歌の交換をするなど、和やかな交流が行われています。

3 多様なニーズに対応した幼稚園運営の弾力化

幼稚園における子育て支援（地域に開かれた幼稚園づくり）

家庭や地域社会の大きな変化の中で生じている保護者の子育てをめぐる不安や孤立感などの様々な問題は、幼児の健全な発達に大きな影響を及ぼします。幼児の生活を充実させていくために、幼稚園・地域社会・家庭は、共に連携を図りながら積極的に子育てを支援していくことが必要です。

幼稚園は、子育てを支援していくために、

- ・地域の幼児の成長・発達を促進する場としての役割
- ・遊び場の保障と遊びを伝え広げる場としての役割
- ・子育ての喜びを共感する場としての役割
- ・子育て本来の在り方を啓発する場としての役割
- ・子育ての悩みや経験を交流する場としての役割
- ・地域の子育てのネットワークづくりをする場としての役割

等、多岐に渡る役割をもつこととなります。

未就園児の親子が遊ぶために園を開放したり、保護者の交流を目的とした「子育て井戸端会議」を設定したりするなど、幼稚園を開き、弾力的な運営をしていく必要があります。

教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動（預かり保育）

幼稚園教育要領では1日の教育時間は、4時間を標準としています。これは、教育課程に係る教育時間についての規定であり、その他の幼稚園の教育活動を含むものではありません。通常の教育時間の前後や長期休業期間中など、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象として行う教育活動は、幼稚園がもつ機能や施設を活用して行うものであり、近年の女性の社会進出等によりこの活動に対する要請が高まっています。

実施に当たっては、次の点に配慮するとともに、指導体制を整備し、教育活動の指導計画を作成します。

・教育課程に基づく活動との関連

通常の教育時間の活動を連続させることを意味するのではなく、教育活動全体に一貫性をもたせ、幼児にとって無理のない1日の流れをつくり出すということです。例えば、担当教員同士の打合せの時間を設けたり、保育内容が静的・動的な活動に偏らないよう配慮したりします。

・幼児の心身の負担

幼児は長時間幼稚園で過ごすことになるため、健康と安全に配慮し、無理なく過ごせるように1日の流れや環境を工夫します。例えば、家庭的な雰囲気づくりを行ったり、場合によっては午睡の時間を設定したりすることが必要です。

・家庭との緊密な連携

家庭連絡帳を作成したり、送迎の際に保護者と情報交換したりするなど家庭と緊密な連携を図り、保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすることが大切です。

・弾力的な運用

地域の実態や保護者の事情とともに大切なことは、幼児の健康な心と体を育てる観点から、例えば、夕食や就寝時間が遅くなることのないよう、活動時間を設定するなど、幼児の生活のリズムに配慮することです。

幼保連携型 認定こども園編



<はじめに>

幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)において、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)との整合性の確保や小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないとされました。

本編では、主に幼稚園とは違う部分や、認定こども園において教育及び保育を進めていく際に大事にしていきたいことについて記載しました。

第1章 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

1 幼保連携型認定こども園の目的と役割

「認定こども園法」第2条第7項では、「幼保連携型認定こども園」及びその目的を以下のように示しています。

第2条7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

幼保連携型認定こども園においては、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、この時期の子どもに健やかな成長が図られるよう、適当な環境を整えることを意識しながら教育及び保育に当たることが大切です。加えて、在籍する園児の家庭のみならず、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育ての支援を、質・量両面にわたり充実させることが求められています。

幼保連携型認定こども園では、園児の自発的な活動としての遊びを十分に確保することが何よりも必要です。それは、遊びにおいて園児の主体性が発揮され、生きる力の基礎と言うべき“生きる喜び”を味わうことが大切だからです。園児は遊びの中で能動的に対象に関わり、自己を表出します。そこから、好奇心が生まれ、探索し、思考し、知識を蓄えるための基礎が形成されます。また、人やものとの関わりを通して自己を表出し、自我を形成するとともに、自分を取り巻く社会への感覚を養います。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、その後の学校教育全

体の生活や学習の基礎を培う役割も担っています。基礎を培うとは、小学校以降の発達を見通した上で、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を、乳幼児期にふさわしい生活を通してしっかり育てるということです。そのことが、小学校以降の生活や学習において自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力を養い、一人一人の資質・能力を育成することにつながっていくのです。

2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の基本

幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「教育」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対して、教育基本法(平成18年法律第120号)に規定する法律で定める学校において行われる教育であり、幼稚園教育と同等のものです。また、「保育」とは、保育を必要とする子どもに対して行われる児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育であり、保育所保育と同等のものを示しています。

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、認定こども園法第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性や保護者・地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め、園児の生活全体が豊かなものになるよう努めなければなりません。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築くとともに、園児が安心して身近な環境に主体的に関わり、活動が豊かに展開されるように環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を作り出していくよう努めることが大切です。これらを踏まえて、次に示す4つの事項を重視して、教育及び保育を行うことが求められています。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持って様々な活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活習慣がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

園児が、生活や遊びを通じて学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事に関わろうとする気持ちをもつことは、小学校以降の学習意欲に大きく関わります。そして、社会に出てからも物事に主体的に取り組み、自ら考え、問題を解決しようとする姿につながります。人生最初の乳幼児期だからこそ多様な体験をし、様々なことに興味や関心を広げ、それらに関わろうとする気持ちを育むことが重要なのです。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が入园してから修了するまでの在園期間全体を通して行われるものです。幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を十分に踏まえて行いましょう。

3 幼保連携型認定こども園の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、教育及び保育の基本に基づき、教育と保育を一体的に展開していく生活の中で、認定こども園の目標を達成するよう努めなければなりません。

認定こども園法第9条には、以下のように目標が示されています。

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- (2) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

- (3) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- (6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

目標の第1～5項は、幼稚園の目標と同じ内容です。幼保連携型認定こども園では、幼稚園のように短時間在園する園児（1号認定）だけでなく、長時間園で過ごす園児（新2号、2号、3号認定）もいます。そのため第6項では、快適に過ごせる生活環境を保障するとともに、担任以外の職員とも信頼関係を築き、心身の健康の確保及び増進を図るよう記されています。

4 育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園編と同じ内容ですので参考にしてください。

第2章 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画等

1 全体的な計画の作成について

(1) 全体的な計画の役割

幼保連携型認定こども園における、教育保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画（以下、「全体的な計画」という。）の作成に当たっては、認定こども園法、教育基本法、児童福祉法、学校教育法及び学校保健安全法等の法律の他、これらに関係する政令や省令、教育・保育要領により、いろいろな定めがなされています。これらに従って、家庭や地域の実態に即し、園長の責任の下、全職員が協力して作成する必要があります。

全体的な計画は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、幼保連携型認定こども園の全体像を包括的に示した園の基本構想等となるもので、園内だけでなく、地域・社会に伝播する役割があります。

(2) 全体的な計画の作成上の基本事項

幼保連携型認定こども園においては、園児が充実した生活を展開できるよう、園児の入園から修了までの在園期間全体を見通した全体的な計画を作成する必要があります。全体的な計画は、各園の目的や目標に向かってどのような道筋をたどって教育及び保育を進めていくのかを明らかにしたもので、作成する際は下記の事項に留意しましょう。

ア 作成の留意点

(7) ねらいと内容を組織する

各園において全体的な計画を作成する際には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を意識しながら、園児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具現化したねらいと内容を設定する必要があります。

満3歳児以上の園児の具体的なねらいと内容を組織するに当たっては、園児の年齢、集団生活や教育・保育経験などによる心身の発達や季節などにより、全体的な計画における教育課程に係る適切な教育時間を設定しなければなりません。また、園児がどのような発達をしていくかという発達の過程を捉える必要があり、それぞれの時期において園児はどのような体験をしていくのか、目標の達成を図るにはどのような指導をしなければならないかを、各視点や領域に基づいて明らかにしていくことが必要です。

特に、満3歳未満の園児は、発達の特性から見て、各視点や領域を明確に区分することが難しいことや、個人差が大きいことなどを考慮し、工夫してねらいと内容を組織しましょう。

<具体的な作成手順（例）>

- ① 作成に必要な基礎的事項についての理解を図る。
- ② 各幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標に関する共通理解を図る。
- ③ 園児の発達過程を見通す。
- ④ 具体的なねらいと内容を組織する。
- ⑤ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を実施した結果を評価し、次の作成に生かす。

(4) 乳幼児期の発達の特性を踏まえる

乳幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同世代での集団生活を円滑に営むこ

とができるようになる時期へ移行していきます。全体的な計画の作成に当たっては、このような乳幼児期の発達の特徴を十分に踏まえて、入園から修了までの発達の見通しを持ち、きめ細かな対応を図ることができるようにすることが重要です。

(ウ) 入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つ

発達の時期を捉えるためには様々な視点があり、各幼保連携型認定こども園の実情に応じて考えるべきものです。全体的な計画は、具体的な指導を行うための基盤となるものですから、園児一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して一日の流れを考えたり、保育教諭等が仲介して園児同士のつながりを作るようにしたりなど、園児一人一人が安定して過ごすことができるよう配慮することが必要です。

＜入園から修了に至るまでの発達の一例＞

- ① 保育教諭等との触れ合いを通して、安定していく時期
- ② 周囲の人やものへの興味や関心が広がり、自分で生活や遊びを広げていく時期
- ③ 新たな友達（在園時間が異なる友達）との出会いから、保育教諭等と共に新しい園生活をつくり直す時期
- ④ 保育教諭や友達と共に過ごす中で、園生活の仕方や決まりが分かり、友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知っていく時期
- ⑤ 友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活に取り組む時期
- ⑥ 友達同士で目的をもって園生活を展開し、深めていく時期

イ 教育週数

満3歳以上の園児の教育課程に係る教育週数は、特別な事情のある場合を除き、39週を下ってはなりません。

ウ 教育時間

1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を基準とします。ただし、園児の心身の発達の程度や季節など適切に配慮しましょう。

エ 保育時間等

幼保連携型認定こども園の保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする園児の教育時間を含む）は、1日に付き8時間が原則です。ただし、園児の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して定めます。

2 指導計画の作成について

幼保連携型認定こども園において実際に指導を行うためには、それぞれの園の全体的な計画に基づいて園児の発達の実情に照らし合わせながら、生活を通して園児一人一人が必要な経験が得られるよう具体的な指導計画を作成することが必要です。

なお、指導計画は、乳幼児期にふさわしい生活を展開して発達に必要な経験をできるようあらかじめ考えた仮説です。実際の場面では園児が関わって生まれる活動は一樣ではありませんし、保育教諭等が予想したものとは異なる展開になることもあります。そのため、園児の発想や展開を大事にしながら、あらかじめ設定したねらいや内容、配慮事項を修正したり、環境を再構成したりするなど園児の生活に応じて変えていくことが大切です。

(1) 指導計画の作成上の留意事項

幼稚園教育要領には、指導計画作成上の留意事項が8点記載されていますが、認定こども園教育・保育要領には11点の留意事項が記されています。(イ)と(ウ)については、幼稚園教育要領の第6幼稚園運営上の留意事項に記載されています。ここでは教育・保育要領のみに記載されている(ア)を取り上げます。

<指導計画の作成上の留意事項>

- ① 入園から修了までの生活 (ア)
- ② 長期の指導計画と短期の指導計画
- ③ 体験の多様性と関連性
- ④ 言語活動の充実
- ⑤ 見通しや振り返りの工夫
- ⑥ 行事の指導
- ⑦ 情報機器の活用の際して
- ⑧ 保育教諭等の役割
- ⑨ 園全体の保育教諭等による協力体制
- ⑩ 家庭や地域社会との連携 (イ)
- ⑪ 学校間の交流や障害のある園児との活動を共にする機会 (ウ)

ア 入園から修了までの生活

園児の生活は、「入園当初の一人一人の遊びや保育教諭等との触れ合いを通して園生活に親しみ安定していく時期」「他の園児との関わりの中で園児の主体的な活動が深まり、園児が互いに必要な存在であることを意識するようになる時期」「園児同士や学級全体で目的を持って協同して園生活を展開し深めていく時期」など、様々な過程を経ながら広げ

られていくものです。これらを考慮し、発達の見通しを持って、それぞれの時期にふさわしい活動が展開されるようにすることが大切です。

(2) 指導計画を作成する上で特に配慮すること

ア 発達の過程に応じた教育及び保育

認定こども園においては、集団生活の経験年数、生育歴、家庭環境などが多様な子どもが入園してきます。したがって、園児一人一人の発達の特性や個人差に配慮し、課題を丁寧に理解して園児の発達を中心とした計画を立てることが大切です。

イ 発達の連続性を考慮した教育及び保育

- ・ **満3歳未満**：生育暦や心身の発達、活動の実際に即して個別の計画を作成しましょう。

特に身近な大人との間に安定した情緒的な絆を形成し深めることが極めて重要な満3歳未満の園児は、柔軟な形での担当制を設け、特定の保育教諭等と園児がゆったりと関わり、情緒的な絆を深めることができるような指導計画を作成することが大切です。

指導計画は、月ごとに個別の指導計画を立てることを基本として、園児の状態や季節の変化などにより、月ごとの区分にも幅をもたせて、ゆったりとした保育を心がけましょう。

- ・ **満3歳以上**：個の成長、園児相互の関係、協同的な活動が促されるよう考慮しましょう。

集団生活での計画が中心となりますが、集団の枠組みに園児を当てはめようとするのではなく、個人を尊重するとともに園児相互の関わりや集団の中で学び合う経験を重視し環境を準備することが必要です。園児一人一人の持ち味やよさが生かされる集団を形成するようにすることが大切になります。園児一人一人の主体性が重視されてこそ集団の育ちがあるということを十分に認識して計画を立てましょう。

- ・ **異年齢グループ**：園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるように考慮しましょう。

ウ 一日の生活リズムへの配慮

認定こども園では、在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、園児一人一人の一日の生活リズムを整えることが大切です。職員同士で連携を図りながら、園児の活動や休息、緊張感と解放感の調和を図る必要があります。また、園に残る園児が不安になったり寂しさを感じたりしないよう、常に両者（降園する園児・園に残る園児）に配慮するとともに、一日の生活の流れの中で教育課程に係る教育時間とその

他の時間を一体的に捉え、自然な流れを作り出すことが重要です。

エ 午睡

午睡は、体力を回復したり脳を休ませたりするもので、乳幼児期の発達過程や一日の活動の程度等において必要なことです。認定こども園では、午睡を必要とする園児と必要としない園児とが混在しているため、どちらの園児にとっても、安心して眠ったり活動したりできるよう配慮しましょう。

午睡を必要とする園児には、落ち着いた環境で眠れるよう、安心・安全な午睡環境を確保しましょう。園児の心身の健康状態や保護者の希望に配慮して午睡の時間を短くしたり、起きて遊ぶ環境にも配慮したりするなど、園児一人一人に応じた園での生活のリズムを形成していくことが重要です。午睡をしない園児は、活動を制限して静かにさせるのではなく、のびのび遊ぶことができる環境や体制を整えておくことが大切です。

オ 長時間にわたる教育及び保育

長時間にわたる教育及び保育については、園児の発達の過程、一日の園生活を見通した生活リズム、心身の状況に十分配慮しましょう。全職員の協力体制のもと、保育内容や方法を共通理解するとともに、家庭との連携を位置づけて実践することが大切です。

令和〇年度 〇歳児 年間指導計画 (例)

〇〇こども園

	57日～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～9か月未満	9か月～1歳未満	1歳～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満
発達 の 姿	<ul style="list-style-type: none"> 1回の睡眠は30分～1時間と短い。 空腹になると泣いてミルクを求める。 おむつが汚れていると泣き、取り替えると泣き止む。 うつぶせにすると顔を持ち上げる。 毛布やタオルを両足で蹴る。 自分の手をかざしてみたり口元に持っていったりする。 目の前のものをじっくり見つめたり、動くものを追視したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 昼間2～3回眠り、眠っているときと目覚めているときがはっきり分かれる。 離乳食を開始する。 あやされ話しかけられると笑う。 首が据わり、寝返りをうつ。 保育教諭や玩具を見て「アー」「ウー」など喃語で話し掛けようとする。 名前を呼ばれると反応する。 指を口に入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 昼間1回の睡眠が1時間～1時間半と長くなる。 離乳食に慣れミルク以外の物を欲しがらる。 ドロドロ状の物から舌でつぶせる固さの物を食べるようになる。 お座りをしたり、お腹を軸にして回転したり、腹ばいで前進したりする。 喃語がますます盛んになる。 保育教諭の姿が見えなくなると泣く。 口の中に玩具を入れなめたりかんざりする。 「いないいないばあ」を喜ぶ。 テーブルの上の物を繰り返し落として楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 睡眠時間が一定してくる。 様々な味の離乳食を食べる。 「マンマ」「バイバイ」「ちょうだい」などの簡単な言葉が分かる。 ハイハイや高ばいをしたり、つかまり立ちから伝い歩きをしたりする。 好きな保育教諭を独占したがる。 小さな物を手で掴んだり手と手を合わせて叩いたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 昼寝は1回となるが午前中に眠くなることもある。 食べたいという気持ちが高まり、スプーンを持ったり手づかみでこぼしたりしながら自由に食べる。 自分の思いどおりにならないと顔を伏せたり、のけぞったりして表現する。 「ねんね」「おんも」などの言葉が分かり、行動しようとする。 欲しい物をハイハイで取りに行ったり、積み木を崩したり、穴に物を入れたりする。 知っている物を指さし「アーアー」と言ったり、要求を表情で知らせたりする。 音楽が聞こえるとそばに行きつと聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 昼寝は1回となり安定して眠るようになる。 こぼしなからスプーンやフォークを使って自分で好きなものから食べる。 自分でやってみたいという気持ちが芽生えて、「いや」と拒むことがある。 排泄後に動作や言葉で出たことを知らせたり、誘うと便器で排泄したりする。 簡単な衣服の着脱を自分でしようとする。 保育教諭の言葉にオウム返しで答えたり、二語文で話したりする。 友達に関心を示し、そばに行き触ったり玩具を取ったりする。 歩行が安定し、段差を支えなしで上り下りしながら探索行動が活発になる。
期	1期(4月～5月)	2期(6月～8月)		3期(9月～12月)	4期(1月～3月)	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> (特定の)保育教諭と十分に触れ合いながら安心して過ごす。 少しずつ園生活に慣れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 要求や思いを出しながら、身近な大人に信頼感を持つ。 		<ul style="list-style-type: none"> 少しずつ好奇心を持ち、意欲を持って遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> (保育教諭の仲立ちのもと)子ども同士で触れ合い、一緒に過ごす喜びを味わう。 	
養護	<ul style="list-style-type: none"> (生命) 家庭との連絡を密にとりながら子ども一人一人の健康状態を把握する。 (生理的欲求を満たし気持ちよく生活できるようにする。 (情緒) 心の安定を得られるように静かで心地良い環境の中で保育教諭とのスキンシップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> (生命) 安心できる環境や大人のもとで一人一人がゆったりと過ごし授乳や睡眠などの生活リズムが整うようにする。 (情緒) 一対一のスキンシップを心がけ子どもからのサインも受け止め安心して甘えられる関係を築いていく。 		<ul style="list-style-type: none"> (生命) 一人一人の発育発達に応じて運動機能が発達するよう援助する。 (情緒) 安心して自分の気持ちを表わせるように、温かく見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> (生命) 子どもが自分でやりたいという気持ちを受け止め援助しながら、満足感が得られるようにする。 (情緒) 保育教諭と関わりたい思いを表わし、受け止めてもらえる安心感を持って園生活を楽しめるようにする。 	
健やか かに 育つ	<ul style="list-style-type: none"> 外気に触れる心地良さや伸び伸びと手足を動かす楽しさを知る。 一人一人の生活リズムで快適に過ごす。 (食育) お腹が空き、乳(母乳・ミルク)を飲みたいとき、飲みたいだけゆったりと飲む。 安定した人間関係の中で乳を飲み心地良い生活を送る。 	<ul style="list-style-type: none"> 温度、湿度などにより衣服の調節をしてもらい気持ち良く過ごす。 十分な休息と水分補給を行い快適に過ごす。 (食育) 離乳食を開始する。※子どもの状態に応じて 		<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭に安全を配慮されながら)体を十分に動かすことを楽しむ。 (食育) 食事を通していろいろな味や食感を知り、離乳食を食べる。※子どもの状態に応じて 	<ul style="list-style-type: none"> ハイハイ、立つ、伝い歩き、歩くなどの運動を盛んに行い、体を動かす楽しさを感じる。 (食育) 食べることの楽しさを味わいながら離乳食から幼児食へと移行していく。 ※子どもの状態に応じて 	
身近な 人と 気持 ちが	<ul style="list-style-type: none"> 特定の保育教諭を受け止めてもらい安心して過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> あやしてもらふと喜ぶなど生活や遊びの中で身近な人に興味を持つ。 		<ul style="list-style-type: none"> 周りの友達存在に気付き、笑いかけたり徐々に触れ合ったりして関わりを深めようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 見守られている安心感の中で友達行動に関心を示し、友達と関わりを持つ経験を重ねていく。 	
身近な 性 が 育 つ	<ul style="list-style-type: none"> 手足や体にやさしく触れてもらったり言葉掛けてもらったりして喃語を発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大人の簡単な言葉を理解し、喃語で応えたり身振りで伝えたりしようとする。 		<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭の口元の動きを模倣し、声を出し言葉を真似ようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達との関わりや保育教諭との遊びを楽しむ中で、指さしや片言などで自分の思いを伝えようとする。 	
身近な 性 が 育 つ	<ul style="list-style-type: none"> 散歩や生活の中で周りにあるいろいろなものをたくさん見る。 遊具や玩具に興味を持って関わり安心して過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> ゆったりとした雰囲気の中で好きな玩具で楽しむ。 		<ul style="list-style-type: none"> いろいろな物に興味を持ち、自分で選んで遊ぼうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 異年齢児の遊びを見たり、関わりを通して玩具や遊具に触れたりして、自分もやってみようとする。 	
身近な 性 が 育 つ	<ul style="list-style-type: none"> 音の出る玩具、感触の良い物に興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 泣く、笑うなどの気持ちの表現を大人に代弁してもらふ。 歌や触れ合い遊びに親しみをもち、体を動かすことを楽しむ。 		<ul style="list-style-type: none"> 身近な大人に対し意思や欲求を表現や身振りで伝えようとする。 大人の歌に合わせて体を揺らしたりリズムをとったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 声色や言葉で自分の感情を表現しようとする。 音楽に合わせて手をたたいたり体を揺らしたりする。 	
環境 構 成 と 援 助	<ul style="list-style-type: none"> 家庭生活を考慮し、新しい環境の中で無理なく園生活に慣れるよう援助する。 保護者との連絡を密にして、子どもの健康状態や生活リズムを把握するとともに、個々に合わせて生活ができるようにする。 保育教諭との温かく継続的な関わりを通して情緒の安定を図り、人への信頼感を育む。 安全で衛生的な環境をつくることともに、見たり聞いたり触ったりできる玩具を用意し、感覚を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達を把握し体調や気温の変化に留意して心地良く生活できるようにする。 天気、気温、水温に注意しながら体調の良い時は水遊びや沐浴が無理なくできるようにする。 子どもの出すサインや表情を見逃さないよう、目を合わせゆったりと対応する。 ハイハイや歩行などの発達に合わせて、一人一人の活動が楽しめるよう清潔で安全な環境を整える。 		<ul style="list-style-type: none"> 個人差に留意しながら一人一人の発達に合った全身運動が十分に出来るようにする。 行動範囲が広がりが探索活動が活発になるため、安全で活動しやすい環境を作る。 生活や遊びの様々な場面で、共感したり感動したりすることを大切に、子どもの要求を理解して応答的に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭との安定した関係の中で一日の生活リズムを整え、一人一人の子どもの生理的欲求が満たされるようにする。 感染症が流行する時期なので衛生面に配慮し、湿度、温度、換気気を付けていく。 満足できるまで一人遊びが十分に出来るように玩具や環境を整える。 一対一でゆったりとやりとりをし、会話を楽しさが感じられるようにする。 	
保護 者 と 携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の思いを受け止めながら子どもの園生活の様子を丁寧知らせる。 連携をとりながら「共に育てる」という姿勢を伝え、信頼関係を築いていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 大人が困るようないたずらをするなども発達過程の一つの表れであることを伝え、理解してもらうようにする。 家庭でも安全面や衛生面に留意するように働き掛ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 家庭、園での様子を伝え合う中で、食べる、眠る、排泄する、遊ぶ等のリズムを整えることが心身ともに安定した生活につながることを理解し合う。 家庭と連絡を取りながら子どもの状態に合わせて無理なく離乳食を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分でしようとする気持ちを自立への第一歩として認め、子どもの気持ちを大切にしながら関わってもらえるように伝えていく。 送迎時の会話やおたより等で子どもの成長を伝え、共に喜び合い、次年度への期待につなげる。 	

令和 ○年度 6月～8月 期間指導計画書(例) ○○こども園 1歳児 いちご組

園長印	副園長印	担当印

子どもの姿		<ul style="list-style-type: none"> 環境や保育教諭に慣れ、保育教諭がそばにしていると安心して好きな遊びを楽しんでいる。 スプーンを持ったまま手づかみで食べたり、スプーンでこぼしながらも自分で食べようとしていたりする。 戸外に出ると滑り台を滑ったり砂を触ったりして遊ぶことを喜ぶ。 	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 衛生面に留意しながら、梅雨から夏の季節を健康に過ごす。 保育教諭が見守る中で安心して遊び、水、砂、泥などの感触を楽しむ。 	行事	6月 保育参加会 7月 プールびらき 夏祭り 七夕まつり 8月 プール納め
		内容	環境・構成	保育教諭の援助と配慮		
養護	生命	<ul style="list-style-type: none"> 天候や気温の変化に体調を崩さず、元気に過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間を視野に入れた保育を心掛け、家庭との連携を密にする。 水分補給や休息ができる場所を用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の生活リズムや健康状態を把握し、その日の生活リズムに合った食事や睡眠が出来るようにする。 家庭と連携をとりながら、一人一人が快適に過ごせるようにする。 		
	情緒	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭との触れ合いの中で安心して過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> 安心できる環境づくりや午前寝などに対応できるスペースを用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> やさしい声かけやスキンシップを十分とり、子どもの欲求や甘えなどを受け止める。また、できるだけ同じ保育者がゆったりとかかわり、安心できるようにする。 		
教育	健康	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭に見守られて、安心して眠る。 食事の前や汚れた時に促されて手を洗おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 同じ場所で午睡ができるように布団を敷く。 なるべく自分で手を洗えるよう、水道の高さなどを調節する。 	<ul style="list-style-type: none"> 同じ保育教諭が関わることで安心して眠れる環境を作っていく。 「ごはんの前には手を洗おうね」など繰り返し言葉を掛ける。 保育教諭が見本を見せ、一緒に行うようにする。 		
	人間関係	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭や周りに集まった子どもたちと一緒に、水、砂、泥などの遊びを楽しむ。 身近な大人に興味を持つようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1歳児だけの遊びのスペースを用意する。 名前をやさしいトーンで呼んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の健康状態を把握しながら、プール遊びや水遊びを行うようにする。また安全管理にも十分配慮する。 保育教諭を介して、他の子どもたちと一緒に遊ぶ場面を作っていく。 		
	環境	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭と一緒に水、砂、泥に触れ、感触や気持ちよさ、解放感を味わう。 雨の音や蝉の声など、夏らしい自然に触れたり感じたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭も一緒に触れたりすることで安心して遊ぶことができるようにする。 水温に気をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 「冷たいね」「気持ちいいね」など感じたことを、保育教諭が言葉や態度にして伝え、水遊びの楽しさや気持ちよさを共有していく。 		
	言葉	<ul style="list-style-type: none"> (片言の言葉を使って)保育教諭とのやり取りを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 一対一の関わりの中で、頷いたり目を合わせたりしながら思いを受け止めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 目を合わせながら、思いをやさしく受け止めていき、安心して保育者とのやり取りを楽しむことができるようにする。 丁寧に言葉を置き換え、気持ちが伝わる喜びが味わえるようにする。 		
	表現	<ul style="list-style-type: none"> 身近な歌やわらべ歌に親しみ、声を出したり体を動かしたりして楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> いつでも親しむことができるように保育室にCDやデッキを用意しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭が表情豊かに歌ったり、子どもと触れ合ったりすることを通して、一緒に声を出したり体を動かすことを楽しめるようにする。 必要に応じて音楽をかけるようにする。 		
食育		<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭等の援助を受けながら、進んで食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の場と遊ぶコーナーを仕切る。 楽しくゆったりとした雰囲気作りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で食べたいという子に対しては、手づかみでもスプーンでも、自分で食べることができたということに重点を置き、たくさん褒める。 		
健康・安全		<ul style="list-style-type: none"> 水分補給や休息をこまめに取る(ように促す)。 汚れたものをきれいにし心地よさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ござを敷くなど、子どもが休息できる場所を用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 遊びと遊びの間に水分補給や休息を取るように、日々の生活リズムを考えていくようにする。また、たくさん汗をかいたら着替えるよう援助する。 水遊びの方法や配慮事項について話し合い、職員間で共通理解をする。 		
職員の連携		<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの体調を伝え合い、共通理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理表を見ながら子ども一人一人の体調を把握する。 	自己評価	春から夏にかけての気候の変化により、体調を崩したり、感染症にかかったりして、病欠が多かったが、体調がよくなると、泣かずに登園して、夏ならではの遊びを経験することができた。 雨の音を聞いたり、冷たい水の感触を楽しんだり、蝉の鳴き声にびっくりしたり等、様々な自然事象に触れるとともに、七夕や夏祭りへの参加など親子で楽しむことができた。健康管理をしっかりと残暑を乗り切り、興味や意欲を育みながら、秋に向けて運動遊びを楽しんでいくように関わっていきたい。	
保護者への支援		<ul style="list-style-type: none"> 夏の時期の子どもの様子や遊びの興味・関心、健康状態を丁寧に伝えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 登園時、降園時に体調の様子を聞き、降園時には一日の様子を丁寧に伝えていく。(健康カード、壁新聞など) 			

令和 ○年度 4月 指導計画書 (例)

○○こども園 2歳児 みかん組

園長印	副園長印	担任印

子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境に緊張し、保護者と離れ泣いている姿や保育者に抱っこやおんぶを求め不安や戸惑いを見せる。 ・興味のある玩具を見つけ遊ぶ子もいるが、遊びを見付けられない子もいる。保育教諭と一緒に遊ぶ。 	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境や新しい担任（保育教諭）に親しみをもち安心して過ごす。 ・春の自然の中で戸外でのびのびと遊ぶ。 	行事	6日 入園式 14日 身体重測定 19日 食育の日 21日 避難訓練 27日 内科検診 28日 歯科検診
-------	---	-----	--	----	--

項目 内容 ○遊び ・予想される子どもの姿 △環境構成 ☆配慮事項

養護	生命	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの使い方を知り、少しずつ慣れる。 	<p>○戸外遊びを楽しむ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登ったり ぶらさがったり 揺らしたり 高さを感じたり全身を使って遊ぶ。 △ 総合遊具 ジャングルジム ブランコ 鉄棒 ・砂場遊び △皿、盆、シャベル、バケツ、型抜き ・見立てて作る。 ・泥あそび △タライに水をはる。 ・乗り物あそび △コンビカー 三輪車 バイク <p>☆子どものやりたい気持ちを大切にしながら見守り、遊具の扱い方や身体の使い方を伝えていく。</p> <p>☆保育者も一緒にやりながらできた喜びを共有する。</p> <p>☆子どもたちの水に触れたい気持ちを受け止めながら、個々の健康状態や気候に合わせて調節していく。</p> <p>○春の自然に触れて遊ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花壇の花や花壇にいる虫（ダンゴムシ、幼虫、ちょう等）を眺めたり、触ってみようとしていたりする。 ☆「虫いたね、お花きれいだね」等、保育者から子どもたちに伝え、花のきれいさや、虫を見つけた喜びを感じられるような声掛けをしていく。 <p>○室内遊びを楽しむ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びを見付けて遊ぶ。 ・ブロック 積み木 電車 線路 ・パズル ・絵本コーナー △牛乳パックのイス ・ままごと遊び △玩具（ホース ペットボトルキャップ ひもビーズ）お皿 フォーク スプーン フライパン テーブル エプロン スカート 布 ・人形遊び △クッション 人形 ぬいぐるみ ベッド おぶいひも <p>☆遊びの中の子どもたちの思いに共感していく。「できたね」「嬉しいね」が感じられるようにする</p> <p>☆個々の好きな空間で過ごせるようにしていく。個の遊びが保障できるように、保育室、テラス、玄関ホール等、空間をわけるようにしてゆったりとした雰囲気の中で遊べるようにする。（好きな玩具や遊びが見つからない子には保育者が興味を持てるように関わる。）</p>	<p>◎養護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で健康的に過ごせるようにする。 ・排泄 保育教諭と一緒にトイレにいき排泄する。 ☆トイレに座れたこと、排泄できたことを大いに褒めていく。 ・着脱 保育教諭に見守られ、自分でやろうとする ☆手伝いながらも手順を言葉にしながらかわりやすく伝えていく。 ・手洗い 保育教諭に促され自分で手を洗おうとする ☆一緒にやりながらやり方を伝えていく。 <p>◎食育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい雰囲気の中で食事をしようとする。 ☆好きな食べ物や飲物を自分で食べることができるように援助していく。
	情緒	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境に慣れ、安心して過ごすようになる。 		
教育	健康	<ul style="list-style-type: none"> ・元気に泣かずに登園する。 ・戸外遊びを通して身体を動かす心地良さを感じる。 		
	人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい保育教諭や友達に慣れる。 ・保育教諭や友達と関わって遊ぶようになる。 		
	環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に少しずつ慣れて遊ぶようになる。 ・戸外遊びの中で春の自然を感じる。 		
	言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶をする。（おはよう、さようなら） ・自分のしたいことや思いを言葉や仕草で伝えようとする。 		
表現	言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・手遊びや触れ合い遊びなどを保育教諭と一緒に、やってみようとする。 ・音楽やリズムに合わせ、体を動かして楽しむ。 		
	表現	<ul style="list-style-type: none"> ・手遊びや触れ合い遊びなどを保育教諭と一緒に、やってみようとする。 ・音楽やリズムに合わせ、体を動かして楽しむ。 		

職員の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の様子や気付いたことをこまめに情報交換し、子どもが安全に健康的な生活が過ごせるようにする。 ・子どもたちが生活しやすいように連携をとりながら、保育者の配置、役割を確認していく。 	自己評価	新入園児を迎え、新しい環境の中で、泣いたり、登園を嫌がったりなど、個々の戸惑いは見られるが、少しずつ生活のリズムに慣れ、泣かずに登園できる子が増えてきた。戸外遊びや散歩等も楽しむようになってきたので、今後も個々への対応を丁寧に行い、戸外での活動を十分に楽しませていきたい。
保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境になり、保護者も不安になりがちである。送迎時に園や家庭の様子を伝え合い、不安な気持ちに寄り添い、少しずつ安心感が持てるようにする。 		

第3章 幼保連携型認定こども園として特に 配慮すべき事項

1 集団生活の経験年数が異なる園児に配慮した0歳から小学校就学前までの 一貫した教育及び保育

幼保連携型認定こども園においては、入園した年齢により集団生活の経験年数の異なる園児が共に生活をするることになり、園児の集団生活の経験年数の違いが、様々な姿として現れることがあります。しかし、在園年数や一日の保育時間等に違いはあっても、発達という観点から見ると、園児の生活は0歳からつながっているものであり、満3歳未満で入園した園児も3歳以上で入園した園児も、安心した園生活の中で自分を出すことができるようになれば、同年齢のおおむね共通した発達の過程をたどるようになります。

保育教諭等は、入園した年齢により集団生活の経験が異なることに配慮して、0歳から小学校就学前までの園児の発達や学びの連続性を見通して園児の発達の過程に応じて、一貫した教育及び保育を展開していきましょう。そのためには、園児の発達を把握し、それに応じた柔軟で応答的な環境の構成を行うとともに、学びの芽を見つけ伸ばしていくことが大切です。

2 一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育

園児の一日の生活は、家庭や地域での生活とこども園での生活が連続していると同時に、生活リズムは多様です。このため、園児一人一人の状況に応じて、心身ともに無理なく自然な流れを作り出していけるよう、教育及び保育の内容や展開について工夫しましょう。

園児は生活全体を通して成長していきます。園児の生活の連続性に配慮し、園児一人一人の一日の生活の流れを意識しながら園生活を組み立て、創意工夫していくことが重要です。

3 環境を通して行う教育及び保育

(1) 発達の特性を踏まえた工夫

認定こども園は、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を行うことから、発達の連続性への理解が必要です。園児の発達の特性を踏まえ、興味・関心に応じて環境を工夫し、必要に応じて変化、流動させましょう。

満3歳未満の園児は、感染症などの疾病にかかりやすいことや不慮の事故がおきやすいことを踏まえ、遊びや生活の各所で衛生面に配慮して清潔を保つこと、遊具などの安全性を確保することなどが求められます。

満3歳以上の園児については、園児が主体的に環境に働きかける遊びを通

して、発達に必要な様々な経験が得られるように、教材研究をし、環境を構成することが求められます。

(2) 在園時間の違い等による配慮

認定こども園においては、在園時間が4時間の園児もいれば、10時間を超える園児もいます。園児一人一人の在園時間が異なり、一日の生活リズムや園での過ごし方も多様です。そのため、個々の実態に即した生活ができるよう配慮することが大切です。

満3歳未満の園児は、個人差（睡眠時間や疲れやすさなど）を踏まえ、園児の心身の状況に応じて睡眠や休養をとれる環境を整えましょう。

満3歳以上の園児については、集中して遊びに取り組む場と、家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場の配置など、環境の構成を意図的かつ柔軟に行うことが大切です。

(3) 異年齢交流

少子化により、家庭や地域で年齢の異なる子ども同士で関わる機会が減少しているため、異年齢交流は、子どもの発達にとってますます重要になってきます。

認定こども園では、同一年齢の園児からなる学級等による集団活動とともに、異年齢の園児が関わる機会を適当に組み合わせて、遊びや活動を行うことが必要です。日常の園生活の中で、異年齢の園児の姿が自然に目に入るようにしたり、交流が生まれやすくなるようにしましょう。

(4) 長期的な休業中やその後の過ごし方等への配慮

認定こども園の満3歳以上の学級には、長期的な休業期間（夏季休業や冬季休業）中、保護者の生活形態により登園せずに家庭や地域で過ごす園児と、毎日登園し園で過ごす園児とがいます。このことを踏まえ、それぞれの園児や保護者に対する配慮が必要です。

保育教諭等は、それぞれの園児の状況を把握し、実態を丁寧に捉えるとともに、必要に応じて家庭や保護者と連絡を取り、援助をすることが求められます。また、長期休業終了後、それぞれの体験を話題にしたり、楽しんだ経験を遊びの中で再現したり、楽しさを共有するよう援助したりしながら、園生活を楽しめるようにしていくことが大切です。

4 認定こども園における「養護」

幼保連携型認定こども園における「養護」とは、園児の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育教諭等が行う援助や関わりであり、教育及び保育を行う上で基盤となるものです。

(1) 生理的欲求・健康増進から留意すること

園児の生命を守り、園児一人一人が快適に健康で安全に過ごすことができるようにするとともに、園児の生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにすることは、園児の生きることそのものを保障することにつながります。それは日常生活の中で、保育教諭等の具体的な関わりによって実現されるものです。一人一人の園児の健康と安全がしっかり守られ、園全体で園児の健康増進を図っていくことが求められます。

(2) 情緒の安定から留意すること

園児が保育教諭等に受け止められ、安定感を持って過ごし、安心して自分の気持ちを表せるようになることは、心の成長の基盤となります。周囲の大人や園児などからかけがえのない存在として受け止められることで、自己を発揮することができるようになるとともに、周囲の人への信頼感や自己を肯定する気持ちが育まれ、自信につながります。特に、保育教諭等が一人一人の園児を独立した人格を持つ主体として尊重することが大切です。

5 園児の健康及び安全

園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、それなくしては教育及び保育は成立しないことを全職員が共通して認識することが必要です。健康及び安全は園の生活全体を見通して大人が守り指導していくものですが、園児自らも見通しをもって健康と安全に関する力を身に付けていくことにもつながります。特に、疾病予防や障害への対応だけでなく、食育の推進など生活全体に対しての実践を計画しましょう。

6 保護者に対する子育ての支援

保育教諭等が保護者との連携や交流を通して、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことにより、保護者は子育てへの意欲を高め、自信をもつようになります。子育てに不安や負担感を感じている保護者が、子どもの成長する姿に心を動かし、子育てが楽しいと感じられるよう働き掛けたり、環境づくりをしたりすることが求められます。

また、認定こども園は、地域の中で乳児から就学前までの様々な育ちを理解し支え、実践していく場でもあります。保育教諭等が専門性を生かし、子どもを深く理解する視点や実践を様々な形で知らせていくことも、保護者への大きな支援になります。

第4章 ねらい及び内容並びに配慮事項

幼保連携型認定こども園のねらいは、教育及び保育において育みたい資質・能力を園児の生活する姿から捉えたもので、内容は、ねらいを達成するために指導する事項です。各視点や領域は、この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面から、乳児は三つの視点として、幼児は五つの領域としてまとめ示しています。

各視点や領域に示すねらいは、幼保連携型認定こども園における生活の全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、園児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければなりません。

1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容

基本的事項

乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されます。乳児期の園児の保育は、愛情豊かに応答的に行われることが特に必要です。この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児期の園児の保育のねらい及び内容は、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人との気持ちが通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものとの関わり感性が育つ」の、3つの視点で示されています。

○健やかに伸び伸びと育つ

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基礎を培う。〕

ねらい

- ・身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。
- ・伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。
- ・食事、睡眠等の生活リズムの感覚が芽生える。

内容

- ・保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし心地よく生活をする。
- ・一人一人の発達に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。
- ・個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。
- ・一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
- ・おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。

○身近な人との気持ちが通じ合う

〔受動的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。〕

ねらい

- ・安心できる関係の中で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。
- ・体の動きや表情、発声等により、保育教諭等と気持ちを通わせようとする。
- ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

内容

- ・園児からの働き掛けを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉掛けによって欲求が満たされ、安心感をもって過ごす。
- ・体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育教諭等とのやり取りを楽しむ。
- ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。
- ・保育教諭等による語り掛けや歌い掛け、発声や喃語等への応答を通じて言葉の理解や発語の意欲が育つ。
- ・温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。

○身近なものと関わり感性が育つ

〔身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。〕

ねらい

- ・身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。
- ・見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。
- ・身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

内容

- ・身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。
- ・生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。
- ・保育教諭等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。
- ・玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。
- ・保育教諭等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。

幼保連携型認定こども園では、乳幼児期の子どもとの深い信頼関係に基づいた教育及び保育を進めています。保育教諭等は個々の子どもと丁寧に関わり、たっぷりと愛情を注ぎながら成長を支えていくことが大切です。

事例 「すべり台で『ばあ』」

0歳児 11か月 5月

1 子どもの姿

0歳児の子どもは、月齢により発達の差が大きい時期ですが、運動面の発達に伴い、視界や生活空間が広がる時でもあります。

入園と同時に家族から離れた子どもは、その不安な気持ちを“泣く”ことで表現することが多く見られます。園生活に慣れて気持ちが安定してくると、興味のあることを見付けたり、愛情込めて関わる大人とのやりとりを楽しんだりするようになります。

2 保育教諭等の願い

保育教諭等は、子どもに、こども園は安心できる楽しい場所だと感じてほしい、興味のある遊びに向かって心も体も動き出すようになってほしいと願っています。そのために、一人一人の発達の差を受け止め、子どもの表情や行動から気持ちを推し量ると共に、スキンシップ等の触れ合いや1対1の時間を多く持つように心掛けています。

3 考察

としちゃんは、こども園という新しい環境の中で、少しずつ心が安定し、興味のある遊びに気持ちが向くようになっていきました。その表れを捉えて、としちゃんが満足するまで、保育教諭が1対1で繰り返し遊んだことで、としちゃんも心を開き、自分から動き出すようになりました。このように、子どもの姿に寄り添い、こども園が楽しい居場所だと感じられるように丁寧に援助することが大切です。

4 指導のポイント

子どもの表れから心の動きを敏感に感じ取り、タイミングを逃さず援助することが大切です。こうした温かい関わりを通して子どもの世界が広がり、それが今後の育ちにつながっていきます。

心の安定を大事にしながら

としちゃんは、生後10か月に4月から入園しました。入園してすぐに体調を崩し、欠席が続きました。回復してから登園するようになったのですが、母親と別れる時から泣き出し、そのまま泣き続けている姿が多く見られました。先生はとしちゃんの気持ちが切り替わるように、歌を歌ったり、手遊びをしたり、戸外に連れ出したりしていました。それでもなかなか泣き止まないとしちゃんでしたが、徐々に抱っこやベビーカーに乗って揺られていると、落ち着くようになっていきました。また、午睡時、家庭では母乳を飲んでから寝ていたため園ではなかなか寝付けなかったのですが、それでも1時間ほど午睡をすることができるようになっていきました。

ある日、いつものように給食を食べ終え、午睡の時間になり、周囲の子は次第に眠り始めました。すると、としちゃんは“椅子から降りたい”というしぐさを見せました。先生はその姿を受け止めて、としちゃんを椅子から降ろしました。給食の後、他児がすべり台付きジャングルジムで遊んでいることが多かったのですが、その様子を眺めているとしちゃんの姿が見られていたため、すべり台付きジャングルジムのそばに座らせてみました。

すると、としちゃんは自分からすべり台までハイハイし、つかまり立ちをして、表情たっぷりに「ばぁ」と先生にやって見せたのです。その姿から先生は“今日の様子はいつもと違うな”“遊びたいというサインを送ってきたのかな”と感じ、「ばぁ」と返事をして、としちゃんにとっこりと微笑み合いました。

次に、今度は先生が顔を隠し、「ばぁ」と言いながら顔を出しました。するととしちゃんと目が合い、またまたにとっこり。このやりとりを数回行くと、としちゃんは自分からすべり台に顔を隠し、「ばぁ」と顔をのぞかせました。先生と目を合わせ笑顔で「ばぁ」というやりとりが楽しくなって、こんな遊びがしばらく続きました。この日、先生はとしちゃんの満面の笑顔を初めて見る事ができたのです。そして、思いっきり遊んだという満足感からか、その後は泣きぐずすることもなく、ベビーカーに乗りながら寝つくことができました。

翌日、としちゃんは給食を食べ終わるとすぐにすべり台の方へ行き、遊び始めました。すべり台の坂をハイハイで登り、一番高いところに座って得意げに先生の方を向いたので、先生が「すごいね、としちゃん。高い、高い」と声を掛け拍手をすると、うれしそうに笑顔を見せました。そして、そのままスーッと滑り降り、またハイハイで登るという遊びを何回も繰り返し楽しんでいました。



2 満1歳以上3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

基本的事項

この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的な機能も整うようになり、つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育教諭等の援助の下、自分で行うようになります。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育教諭等は、園児の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要があります。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育のねらい及び内容は、心身の健康に関する領域「健康」、人との領域に関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」として5領域でまとめ示されています。

○健康 「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」

ねらい

- ・ 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ・ 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ・ 健康、安全な生活に必要な習慣に気づき、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

内容

- ・ 保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- ・ 食事や午睡、遊びと休息など、幼保連携型認定こども園における生活のリズムが形成される。
- ・ 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど、全身を使う遊びを楽しむ。
- ・ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- ・ 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- ・ 保育教諭等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- ・ 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。



○人間関係 〔他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を培う。〕

ねらい

- ・ 幼保連携型認定こども園での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ・ 周囲の園児等への興味・関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ・ 幼保連携型認定こども園の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

内容

- ・ 保育教諭等や周囲の園児等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ・ 保育教諭等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
- ・ 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の園児と関わりをもって遊ぶ。
- ・ 保育教諭等の仲立ちにより、他の園児との関わり方を少しずつ身につける。
- ・ 幼保連携型認定こども園の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
- ・ 生活や遊びの中で、年長児や保育教諭等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。



○環境 〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕

ねらい

- ・ 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- ・ 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- ・ 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

内容

- ・安全で活動しやすい環境での探索活動を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ・玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
- ・身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- ・自分の物と人の物の区別や場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- ・身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- ・近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。



○言葉 【経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や表現する力を養う。】

ねらい

- ・言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ・人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ・絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

内容

- ・保育教諭の応答的な関わりや話し掛けにより、自ら言葉を使おうとする。
- ・生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- ・親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- ・保育教諭等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ・保育教諭等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- ・保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

○表現 〔感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。〕

ねらい

- ・身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ・感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- ・生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

内容

- ・水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ・音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。
- ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ・歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。
- ・保育教諭等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- ・生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことを自分なりに表現する。



3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになります。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってきます。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。これらの発達を踏まえて、この時期の教育及び保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければなりません。

この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容については、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で示され、幼稚園教育要領と同様の記載となっています。

4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

(1) 満3歳未満の園児に必要な配慮

- ・乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行う。
- ・一人一人の園児の生育歴の違いに留意し、欲求を適切に満たし、特定の保育教諭等が応答的に関わるように努める。
- ・乳児期の保育に関わる職員間の連携や学校医との連携を行い、適切に対応する。
- ・乳児期の園児の保育においては特に、保護者との信頼関係を築きながら保育を進め、保護者からの相談に応じ支援に努めていく。
- ・担当の保育教諭等が替わる場合には、職員間で協力して対応する。
- ・満1歳以上3歳未満の園児は、特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行い、適切な判断に基づく保健的な対応を心掛ける。
- ・探索活動が十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びを取り入れる。
- ・自我が形成され、自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であるので、情緒の安定を図りながら、園児の自発的な活動を尊重し促す。

(2) 教育及び保育全般に必要な配慮

- ・園児の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえ、一人一人の園児の気持ちを受け止め援助する。
- ・園児の健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらたされることに留意する。
- ・園児が自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う行動を見守りながら、適切に援助する。
- ・園児の入園時の教育及び保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、園児が安定感を得て、次第に園の生活になじんでいくようにするとともに、既に入園している園児に不安や動揺を与えないようにする。
- ・園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにする。
- ・園児の性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにする。



第5章 健康及び安全

幼保連携型認定こども園における園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本となるものです。養護教諭や看護師、栄養士等が配置されている場合には、学校医等と共に、それぞれの専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うことが必要です。

1 健康支援

(1) 健康状態や発育の状態の把握

園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育の状態について、定期的・継続的に把握し、保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察しています。何らかの疾病や障害が認められた場合は、保護者に連絡するなど適切な対応を図ります。

(2) 健康増進

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めます。

(3) 疾病等への対応

在園時に体調不良や障害が発生した場合は、園児の状態に応じて保護者に連絡し、学校医やかかりつけ医と相談し適宜に処置を行います。

2 食育の推進

健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、園児が生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを目指しています。

乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めます。

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

適切な環境の維持に努めるとともに、施設内の整備、用具等に衛生管理、適切な環境の保持に努め、園児及び全職員が清潔を保つようにするとともに、職員は衛生知識の向上に努めます。

(2) 事故防止及び安全対策

在園児の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行います。

4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

災害等の発生に備えるとともに、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的に安全点検や、備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めます。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等の事項を盛り込み、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ります。

(3) 地域の関係機関等との連携

市町村の支援の下、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努め、避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫します。

第6章 子育ての支援

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、子どもの利益を優先して行うものとし、子どもの育ちを家庭と連携していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、留意することが必要です。

1 子育て支援全般に関わる事項

保護者に対する子育ての支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重し、教育及び保育並びに子育ての支援に関する知識や技術など、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めます。

2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めています。教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなります。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫することが大切です。

3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすように努めます。

<資料>

家庭との連携

幼保連携型認定こども園では、「おたより」等を使って、園における園児の様子を家庭に伝えたり、また「健康カード」等を活用して、保護者から登園前の園児の健康状態等を伝えてもらったりしています。園と家庭が園児についての情報を共有することは、園児の生活についての相互理解につながり、園児にとって望ましい発達を促すための、適切な対応や適切な支援につながっていきます。このような、情報のやりとりは、園と家庭の連携の一つです。

乳児組のクラスだより

日々のできごとを書いたおたよりや写真などをボードに貼り出したり、子どもの行事への参加の様子を話したりなど、できるだけ園生活の様子を保護者に伝え、家庭と連携をとりながら保育をするようにしましょう。

保護者に具体的な子どもとの関わり方や遊び方、保健衛生や感染症の予防などについても情報を伝えていきます。保護者の子育てについての悩みや質問に丁寧に応える姿勢も、大切な役割になります。

健康カードの利用

3歳未満児は自分では正確に身体の様子を伝えることができません。健康で安全な保育を行うために、**体温、食事、睡眠、排泄、機嫌**などを記入し、日々の健康状態の把握を家庭と園の双方で確認し合います。

家庭での様子を記入したカードを、毎朝、登園時に提出してもらい、園ではその日の様子を記入し家庭に返信をして、家庭と園との連携をとって保育していくことが重要です。

乳児のクラスだよりの例

よちよちだより

R〇年・10月 〇〇こども園 乳児組

親子で楽しむふれあいあそび

暑さも和らぎ、秋の気配が感じられるようになりました。

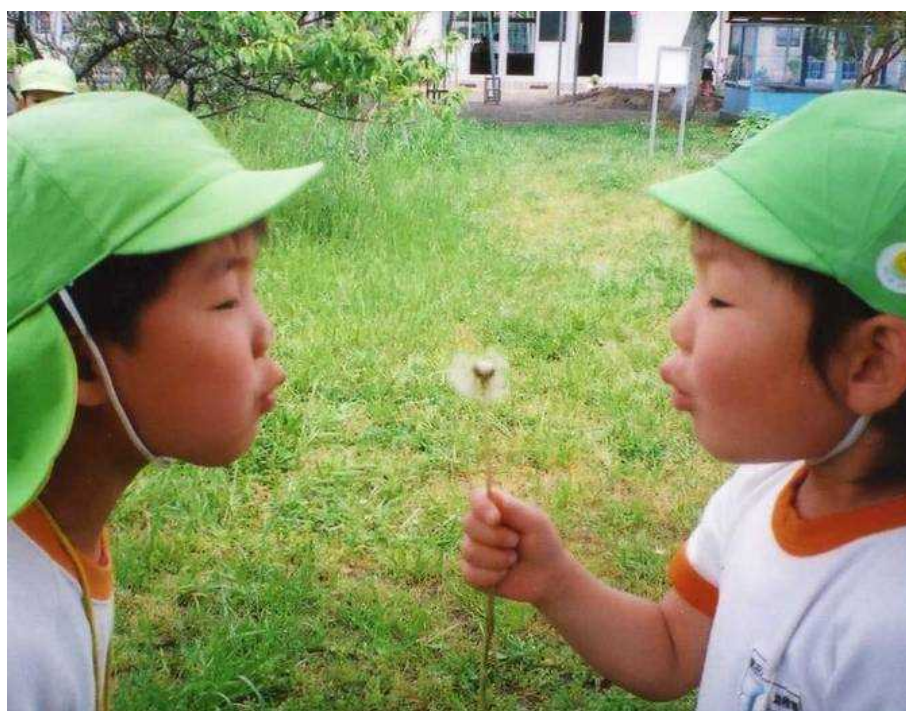
乳児組の子どもたちは園の生活にもすっかり慣れ、保育者と一緒に体を動かして遊ぶことをとても喜び楽しむようになってきています。園庭あそびや園の周辺の散歩も大好きです。

ひよこ組の子どもは歩くことがだいぶ上手になり、ぱんだ組の子どもはお友達との遊びをとても楽しみにするようになりました。これから秋に向かい、室内外での体を使った遊びをたくさん楽しみたいと思います。

今月のご家庭でもできる“ふれあいあそび”を紹介します。是非、親子でお楽しみください。

0歳児	<p>おひざにのって</p> <p>・保育士の膝に抱っこして安心できる居場所をつくる。背筋をまっすぐ伸ばしたり、身体が横いてもすぐに立ち直ることで、おすわりの姿勢の安定につながる。</p>	<p>おひざさんバカバカ</p> <p>・保育士の膝にまっすぐ座って、保育士と顔を見あわせながら「お馬バカバカ」と調子をとり、保育士の膝から落ちないように、しっかりとまっすぐ目と目を合わせて笑う。バランスをとったり、手指の力がつく。</p>	<p>たつら でーきた!</p> <p>・たつらの状態で大好きな歌を歌ったり、「たつら、たつら」と声をかけると、体を揺すって喜ぶ。立った状態で身体のバランスをとり、前後への重心移動の準備ができる。</p>	<p>おっとうと</p> <p>・膝の上に子どもの両手を持って立たせ「おっとうと」と声をかけながら、バランスをとろうとする。身体のバランスを崩したりすると、しがみつく動きが楽しい遊びとなる。バランス感覚が育ってくる。</p>
1歳児	<p>かぐれんぼ だーいすき</p> <p>・「ブランターをはさんで保育士と子どもがかぐれんぼ、小さくしゃがんだり、「いーたー」と思い切り大きく身体を伸ばす。を伸ばす。保育士に見つけてもらう嬉しさが、身体を動かす楽しさにつながる。</p>	<p>ギョコンパッコンソーソーだよ</p> <p>・最初は保育士が引き起こしてあげるが次第に子どもが自力で起きあがるようになる。腹筋や背筋に持続して力を入れ続ける経験が、姿勢や歩行の安定につながる。</p>	<p>ここまでおいで</p> <p>・「ここまでおいで」でかけっこし、ゴールした子を抱きしめる。保育士と一緒に走る楽しさ、抱きしめられる期待感を味わい「もう一回」と繰り返して遊ぶうちにバランス良く走れるようになっていく。</p>	<p>てつぼうブランコ</p> <p>・鉄棒にぶら下がった子どもの手を保育士が落ちないように握り、子どものお尻を足で前後に揺らす。楽しい思いを共有しながら、手、指でしっかりと握ることを身につける。</p>
2歳児	<p>パンパンパンさん</p> <p>・膝に座らせ歌に合わせて鼻をねじったり、耳をひっぱったり脇の下をくすぐられることで、自分の体について意識してくる。手を握る、開く、手を動かすなど手の機能の発達を促す。</p>	<p>かっこいいあそび</p> <p>・保育士の足の甲の上に子どもの足をのせ歩く、タイミングを合わせて、歩くおもしろさを味わいながら体のバランス、足の踏ん張る力を養っていく。</p>	<p>ぐるりんぼん</p> <p>・子どもの両手を持つ子どもは保育士の体に足をかけ、ぐるりとまわる。腕の力がだんだん強くなり、自分で回ろうとして体をまわす。腕の力をぐり抜けようとする。</p>	<p>おおかみんかこわくない</p> <p>・保育士のおおかみがくると子どもはジャンブルジムのお家にかぐれんぼ。しゃがみ、ぐるぐる等の動きでの身のこなしがスムーズになっていく。</p>

教育公務員として



第1章 教師になったあなたへ

あかには ぴんくという いもうとがいて
あおには みどりやきみどりの おとうとがいて
きいろには おれんじという おねえさんがいます
でも、しろは ひとりぼっちです
さみしくないかな

これは5歳児の詩です。

この子は、色を命あるものととらえています。子供は生活の中で目にした色の印象や、色水作りなどの体験を通して、色についての「感覚」を身に付けていきます。体験することの大切さを、この子の詩に学ぶことができます。

1 教育にやりがいを持つ教師

幼児教育のすばらしさ

幼児は「自ら伸びようとする力」をもっています。無限の可能性を秘めているとも言われます。生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である幼児の教育を、教師は「人間としてこうなってほしい」という願いを持って、実践していきたいものです。

ある若い教師からこんな言葉を聞きました。

「今まで、『うん。』という返事しか返ってこなかった幼児が、『先生、ありがとう。』と言ってくれた。本当にうれしい一言だった。」

どの教師も、幼児一人一人の成長を心から願っています。日々の保育は、あわただしく厳しい営みの連続ですが、遊びに満足している幼児の姿を見ると、それまでの苦労や疲れも吹き飛んでしまいます。ここに、教師としての喜びがあります。

幼児の心を大切に

「先生、見て、見て。」

「わあ。きれいな首飾り。よく似合うね。」

道端で摘んだタンポポを、教師の胸にも飾ろうとする幼児と教師の優しい語らひは、朝のあわただしい時間を和やかなものにしていきます。

教師は、幼児主体の保育の中で、幼児のやりたいことや楽しみたいと願うことを自由に毎日続けさせていくことで、本当に楽しみながら活動する幼児を育てていきます。幼児は、諸感覚を働かせ、のびのびと遊ぶことを通して、自分のやりたいことを自分なりに考えてやっていく力を伸ばしていくのです。

幼児は、自分たちに任された中で、自ら困難な場をつくって、それに挑戦していきます。頭を働かせ、体を動かして試行錯誤を繰り返しながら育っていきます。幼児自身が、自分で気付く、やる気を起こす、自分で考えるなど、その気になるようにしていくことが大切です。

また、幼児は、教師の言葉や行動から「この先生は自分に対してどのような思いでいるか」ということを見抜きます。そのため、愛情を持って幼児に接していくことが必要です。

援助

援助とは、幼児自身の意欲や考え方を大事にしていくことです。一人一人の幼児が心と体をどのように動かしているかを感じ取り、それぞれの活動が幼児の発達にとってどのような意味をもつのかを、教師自身が常に意識して援助することが大切です。

また、幼児は、緊張感や不安感がなくなり、安心感や開放感に浸ることができたときに、初めて教師への親近感を持ちます。そこから、活動に対する気持ちが高揚し、意欲のある取組へとつながっていきます。

教師を頼り、教師を支えとしてきた幼児が、独り立ちをしようとする気持ちや動きを支え、育てていきましょう。

心の教育の充実

幼児は幼稚園生活において、他の幼児と関わりながら生活することを通して、生活に必要な行動の仕方を身に付け、守らなければならないことがあることに気付いていきます。また、自分や友達の気持ち、行動の結果などにも気付くようになります。特に仲間と楽しく過ごす中で、いざこざや葛藤を経験することは、友達の気持ちや欲求が自分と異なることに気付いたり、相手のことを考えたりすることにつながるとともに、仲間への思いやりや善悪の捉え方を確かなものにしていきます。

また、幼児は、尊敬している大人の言葉や行動に基づいて、何がよくて何が悪いのかの枠をつくっていますので、善悪を明確に示したり、集団生活のルールを守るように促したりしていくことも大切です。そして、幼児が自分のしたことに関心、納得できるように、体験を通して考える機会を与えていく必要があります。

人権の尊重

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に推進することを定めています。

学校における人権教育は、子供が発達の段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を実感し、それが様々な場面で具体的な態度や行動に表れるようにすることを目指しています。

園においては、全教職員が、いじめ、虐待など子供をめぐる人権問題やいまだに残る同和問題など、様々な人権問題に対する理解や認識を深める必要があります。そして、人権教育についての共通理解を図り、園としての指導體制を確立するとともに、幼児の人権に一層配慮し、一人一人の個性を大切にされた教育や園運営に努めていくことが重要です。

2 教師の役割

幼児の主体的な活動と教師の役割

教師は、幼児の生活の流れや発達などに即して、具体的なねらいや内容を設定し、それにふさわしい環境をつくり出すために、どのような物をどのくらい準備し、どのように空間を設定していくかを考えます。また、幼児の活動に応じた適切な関わりをするために、幼児一人一人の特性を的確に把握し理解するように努めます。集団における幼児の活動を捉えるためには、幼児がこれまでの生活や遊びでどのような経験をしているのか、だれとどこでどんな活動をしているのか、今取り組んでいる活動はどのように展開してきたのか等を教師が的確に把握していることが大切です。

また、教師の日々の言葉や行動する姿はモデルとして、幼児に善悪の判断やいたわり・思いやりなど道徳性を培う上でも大きな役割を果たします。善悪を判断したり、生活上のきまりに気付いたり、それらを守ったりすることについては、幼児一人一人の発達に応じて、体験などを通して考えることができるような働き掛けをする必要があります。

このように、教師が幼児との共同作業者、幼児と共鳴する者として、心の動きや行動を理解し、一人一人の発達に応じた援助のタイミングや方法を考えることにより、幼児の自立心が育まれます。

集団生活と教師の役割

幼児の主体的な活動は、友達との関わりを通してより充実し、豊かなものとなります。集団の中で個人のよさが生かされ、幼児一人一人の思いや活動がつながり合うような環境を構成していくことが必要です。

そのために、幼児一人一人の周りにはいる友達の存在を意識して、幼児同士が関わり合うことができる集団をつくることが大切です。一人一人を取り巻く集団が居心地のよいものであり、自らの居場所のある集団であることが大事になります。

また、幼児期は自我の芽生える時期であり、友達との間に起こる対立や葛藤なども、幼児の発達にとっては意味のあることです。トラブルを指導のチャンスに生かしましょう。

さらに、幼児教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを考慮して、就学前までの幼児期にふさわしい教育を通して、物事に積極的に取り組み、そこから自分なりに生活をつくっていき、自分を向上させていこうとする意欲が育まれるようにしていくことが大切です。

教師間の協力体制

一人一人の幼児を確実に育てていくためには、個々の教師が専門性を高め、園で協力して幼児の表れを捉えていくことが必要です。幼児の興味や関心は多様であり、様々な活動をしている幼児を同時に見ていく必要があるため、教師同士が連絡を密にし、幼稚園全体として適切な環境を構成し、援助をしていくことが不可欠です。教師たちが相互に様々な幼児に関わり、互いの見方について話し合うことは、幼児理解を深めることにつながります。日々の保育を振り返ることで、教師一人では気付かなかったことや、自分とは異なる見方、考え方に触れることができます。

このように教師間の日常の協力と話し合いを深め、専門性を高め合うことが、園内研修を充実させることにつながります。



3 信頼される教師

教師の立場から

幼児一人一人をよく理解するために、幼児の遊びや活動の中に入り、一緒に行動するように努めましょう。幼児の言葉や動きの背景にある思いや感情などを把握して、幼児と喜びや悲しみを共感し合うことにより、幼児は安心感をもって心を開きます。幼児とじっくり語り合っていく中から、今まで気付かなかった新たな幼児の一面が見えてくるかもしれません。

幼児の立場から

幼児の多様な感情は、その表し方も一人一人異なります。幼児が何を感じ、何を考えているのかを素早く捉え、対応できる教師に、幼児は魅力を感じます。

幼児の目線に合わせて話を聞く教師、一緒に遊ぶ教師、優しく接する教師、失敗を認めて励ます教師、過ちを分かりやすく納得するように正す教師等、優しさの中にも厳しさを備えた教師でありたいものです。

常に健康で表情豊かに明るく、温かさとユーモアを備えた教師は、集団の中で生活する幼児の心を安定させ、愛情と信頼に満ちた幼稚園生活を送らせることができます。

保護者の立場から

保護者は、我が子のことを第一に考えています。そして、どの幼児に対しても分け隔てなく接し、よいところを伸ばしてくれる教師、幼児を大切にし、幼児から信頼される教師を望んでいます。また、明るい挨拶や礼儀正しい言葉遣い、品位を感じる服装等、日常の触れ合いの中で教師の人柄を知ることにより、保護者は親しみを感じ、教師の思いを受け入れていこうとするのです。

謙虚さの中にも自分の信念を持って、「私は……のような子に育ててほしいと考えている。だから……のような教育方針で……の保育に臨みたい。」と自分の教育観を話したり、保護者の疑問や相談に真剣な態度で対応したりしましょう。

第2章 服務

1 服務とは

服務とは、公務員がその職務を遂行する上において、又は公務員として身分を有することにより、当然守るべきこととされている公務員としての在り方をいいます。公務員は、服務の根本基準として、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務があります。公務員の服務義務は、職務上の義務と身分上の義務があります。前者は、教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務であり、後者は職務の内外を問わず公務員としての身分を有することによって守るべき義務です。

2 服務の基本

幼稚園は学校教育法第1条に定める学校です。市町立幼稚園の教師は公立（地方公務員）の学校教職員と同じ公務員であり、教育公務員として法の適用を受けます。

公務員の一般基準として、憲法第15条に述べられているように、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」という規定があります。また、地方公務員法第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と述べられています。

さらに、教育基本法第9条第1項に「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあり、すべての教職員は常に全体の奉仕者としての自覚を持ち、自己の私意に流れたり、一部の圧力に左右されたりすることなく、その崇高な使命を自覚し、国民全体に対して責任ある行動をすることが服務の根本基準といえます。これらの基準は、公立の幼稚園に勤務する者に適用されますが、幼保連携型認定こども園においても同様です。

3 職務上の義務

服務の宣誓

＜地方公務員法第31条＞

公立幼稚園等の教師として、初めて採用されるに当たっては、地方公務員法第31条に「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」とあるように、服務の宣誓をしなければなりません。

また、職員の服務の宣誓に関する条例第2条第1項に「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記文言による宣誓書に署名してからでなければ、この職務を行ってはならない。」とあり、新たに採用された教員は、これによって公務員としての採用条件の基本的事項を忘れずに、公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の

奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行するように最善を尽くす必要があります。

職務上の命令に従う義務

＜地方公務員法第32条＞

法令及び上司の職務上の命令に従う義務として、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されています。

公務員としての特別権力関係から考えても、上司の職務上の命令に服することは当然のことです。幼稚園の教員に対する直接の上司は、園長です。

職務に専念する義務

＜地方公務員法第35条＞

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められています。

したがって、この間における私的行為や職務以外のことに注意を向けることは、許されません。しかし、法律または、条例に定める場合には、職務専念義務が免除されます。（職務に専念する義務の特例に関する条例及び職務に専念する義務の免除に関する規則参照）

4 身分上の義務

信用失墜行為の禁止

＜地方公務員法第33条＞

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定されています。

秘密を守る義務

＜地方公務員法第34条＞

「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」

教師は、職務の遂行上、いろいろな秘密事項を知ったり取り扱ったりします。幼児の特殊事情や性格等に関する事、保護者の家庭事情などはもとより、職員会議の内容や職員の間関係のこと等、職務上知り得ることがあっても、公的、私的なものを問わず秘密を守る義務があります。

政治的行為の制限

<地方公務員法第36条>

公立学校（幼稚園を含む）の教員は、全体の奉仕者である立場からも、特定の政党を支持し、またはこれに反するための政治教育、その他の政治活動をしてはなりません。

禁止・制限されている政治的行為とは、教育上の地位を利用しての選挙運動、政治的寄付金の制限、公選による公職の候補者となること等があります。

争議行為等の禁止

<地方公務員法第37条>

公務員の勤務関係の特殊性により、使用者としての住民に対して、同盟罷業（ストライキ）、怠業その他の争議行為等、活動能率を低下させる怠業的行為が禁止されています。

営利企業等の従事制限

<地方公務員法第38条>

任命権者の許可なくして、営利企業に従事することは禁止されています。

5 研修の義務

教員の研修については、その職務の特殊性から一般の公務員に比べて特例が認められています。一般の公務員の研修が、「勤務能率の発揮及びその増進」（地方公務員法第39条）を目的にしているのに対し、教員の場合は、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」（教育公務員特例法第21条）とされ、研修が、職務を遂行する上での義務であるとしています。

研修の機会については、「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教育公務員特例法第22条第2項）、「現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。」（教育公務員特例法第22条第3項）など、一般の公務員に比べて、法制度上からも恵まれたものになっています。

このように、教員の研修については、義務とされているだけでなく、その制度も充実しています。したがって、教員は絶えず研修に努め、自らの成長を心掛ける必要があります。

[資料]

I 学校教育の基本

日本国憲法

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法

日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、「個人の尊厳」を重んずることを現行法に引き続き宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定するものです。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

II 学校の設置及び管理

学校教育法

学校教育法は、憲法と教育基本法の精神を学校教育の制度と内容に具体化したものである。

学校の管理とは、管理機関が学校に対する一般的な支配権を持って、学校を維持し、かつ、学校の目的を達成するための一切の行為をすることをいう。具体的には、その内容により、人的管理、物的管理及び運営管理に三分することができる。

第一章 総則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第三章 幼稚園

(目的)

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(目標)

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(教育の支援)

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

(保育内容)

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

(入園資格)

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(園長、教頭、教諭その他の職員)

第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

(準用規定)

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

学校教育法施行規則

(設備、編制)

第36条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の定めるところによる。

(教育週数)

第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

(教育課程その他の保育内容の基準)

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

(準用規定)

第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条までの規定は、幼稚園に準用する。

Ⅲ 幼稚園の教育課程

幼稚園教育要領

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条の規定に基づき、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。 平成29年3月31日

IV 幼稚園等初任者研修

教育職員養成審議会答申 ○教員の資質能力の向上方策等について(昭和62年12月)

第2 教員の現職研修の改善

1 初任者研修制度の創設

(3) 公立の幼稚園の新任教員に対する初任者研修

幼稚園の新任教員に対する初任者研修については、将来、小学校の新任教員に対する初任者研修に準ずる方法によりこれを実施することが望ましい。

しかしながら当面は、幼稚園の実態等にかんがみ、都道府県教育委員会は、10日程度の園内における保育の実践に関する研修及び10日程度の研修会の受講など年間20日程度の研修を実施することが適当である。

この研修を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県教育委員会における幼稚園担当の指導主事の配置を促進するとともに、園内における保育の実践に関する研修において新任教員を指導する指導員を配置する必要がある。

このため、国及び都道府県は、適切な措置を講じる必要がある。

(4) 国立学校の新任教員に対する初任者研修

国立学校の新任教員については、任命権者は、公立学校の新任教員の場合と同様の方法により初任者研修を実施する必要がある。

その際、公立学校の新任教員に対する初任者研修を参考にして、それぞれの学校の実情に合った研修となるよう改善・工夫することが適当である。

なお、国立の小学校、中学校、高等学校及び特殊教育学校の新任教員についても、初任者研修制度の実施に伴い、条件付採用期間を1年とする必要がある。

(5) 私立学校の新任教員に対する初任者研修

私立学校の新任教員については、設置者は、それぞれの学校の実情に応じて、公立学校の新任教員の場合を参考にして、初任者研修を実施することが望ましい。

その場合、国及び都道府県教育委員会は、その実施に協力することが望ましい。

教育公務員特例法

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2～3 (略)

教育公務員特例法 附則

(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)

第5条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第23条第1項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用されたものその他の政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 （略）

教育公務員特例法施行令 附則

1 （略）

2 法附則第5条第1項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

(1) 臨時的に任用された者

(2) 教諭等として、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第5条第1項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

(3) 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

V 子ども・子育て関連

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設置される施設をいう。

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関

する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を次のように定めたので、平成26年度内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。 平成29年3月31日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

保育所保育指針

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。

平成29年3月31日

VI 児童虐待の防止

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の早期発見等)

第5条 (略) 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを(略)福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童福祉法

(福祉事務所等への通告)

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(以下略)

VII 特別支援教育

特別支援教育の推進について(通知) 平成19年4月1日(19文科初第125号)

1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 校長の責務（略）

3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組 （略）

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

（略）

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置づけること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため

め、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

(略) また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

(略) また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を終了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。(略)

4 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進 (略)

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

(略) 特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。(略)

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上 (略)

5 教育委員会等における支援 (略)

6 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。(略)

7 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。（略）

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援（略）

(6) 支援員等の活用（略）

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8 厚生労働省関係機関との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

Ⅷ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 平成25年法律第65号

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

Ⅸ 防災教育

今日の学校現場では、様々なケースにおいて危機管理が問われている。生活安全や交通安全、災害安全などの危機管理については、日頃からの訓練や備えが必要である。地震や豪雨などの自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害を最小限にとどめることは可能であり、各園において減災に向けての努力が求められる。安全は、与えられるものではなく、努力することによって得られるのである。

1 教育要領等に基づく防災教育

生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによって培われていく。

幼稚園教育要領等に示されている5つの領域のうち、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養うことを目指す「健康」領域に、防災を含む安全教育について関連するねらいや内容が示されている。

また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「健康及び安全」が新たに追加され、災害等への備えとして、施設・設備等の安全確保や災害発生時の対応体制及び避難への備え、地域の関係機関との連携などが求められている。

2 園における防災教育

(1) 自ら危険を回避する能力の育成

幼稚園では、一人一人の子供が、思い思いの場所で、様々な遊びを展開しているため、災害発生時に、教師が全ての子供の状況を瞬時に把握することは難しい。したがって、日頃から幼児自身の「自ら命を守る力」を育ておくことが非常に重要となる。

日常生活の中で、自らの力でできることを増やす体験を積み重ねることは、災害発生時に自ら命を守るために役立つ力を育むことにつながる。例えば、遊びを通して敏捷に行動できる力を高めることは、危険を回避する能力を育むことにもなる。

(2) 避難訓練の実施

幼児期の発達の特性や各幼稚園の特性を踏まえ、多様な状況下での避難誘導や引

渡し訓練を実施する必要がある。避難誘導については、様々な保育形態や場面を詳細にイメージしながら、全職員の共通理解の下、綿密な対策を立てておくことが重要である。

【想定例】

- 園庭開放時
- 登降園時
- 園外保育や散歩、施設訪問、遠足時 等

また、避難経路についても複数想定し、避難場所についても、保護者や地域の協力の下、協力先を増やすことが望まれる。

3 保護者や地域との連携

子供の安全を確保するためには、保護者や地域との連携が必要となる。災害の状況は、地域の地理的・地形的な条件などによって異なり、例えば大規模地震があった場合、山麓や丘陵地では斜面崩壊が、沿岸部では津波が生じる危険がある。そのため、様々な地域の情報をつかみ、地域の自然環境について危険性を含めて熟知することが望まれる。また、災害時には、多くの人との連携や協力が不可欠となり、日頃から保護者や地域の方々とのパートナーシップを築いていくことが、子供たちの命を守ることにもつながる。

—補足—

○東日本大震災を受けた各学校の防災対策・防災教育の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北地方沿岸地域に甚大な津波被害をもたらし、約20,000人の死者・行方不明者を出すという大惨事となったことから各学校においては被災地からの教訓を踏まえ、以下の点に留意した実効性のある防災対策を推進しています。

- ・学校の津波対策における避難計画（避難訓練の方法）の見直しを行う。
- ・各学校の実態に応じた複数の避難経路の検討及び避難訓練を実施する。
- ・各学校が所在する地域の実状を分析し、実効性のある防災計画に改訂する。
- ・災害発生時における教職員の対応行動を確認するなど安全管理を徹底する。
- ・児童生徒等への防災教育及び教職員の意識向上を図る。
- ・市町及び地域の防災担当者と連携し、具体的な防災対応と役割分担について協議し、業務の明確化を図る。

○放射線の健康影響に関する対応

文部科学省では、学校において子供等が受ける放射線量について、原則年間1ミリシーベルト以下とし、これを達成するため校庭・園庭の放射線空間線量率については、毎時1マイクロシーベルト未満を目安としています。また、厚生労働省は、食品の安全性を確保するために、放射性セシウムの基準値を決めています。

国や県では、放射線に関する情報や放射線に関する測定結果等を各関係機関等へ通知したり、ホームページ等に掲載したりしています。これらを活用し、常に新しい正確な情報を収集し、適切に対応することが重要です。

「みんな安心!みんな分かる!みんな楽しい!」へ

静岡県幼児教育センター

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた保育が様々な園で展開されています。

幼児期の教育では、生活しやすい環境・見通しや分かりやすさ・安心感がある環境づくりは、大変重要です。このため、園全体で共通理解をして環境づくりに配慮することが大切です。

例えば、入園・進級をして担任が替わったり、教室環境が変わったりすることが園児にとって混乱の原因となることがあります。そこで、どの教室も使い方を共通にしたり園全体に統一性をもたせたりすることが大切です。

また、環境への配慮として、焦点化・視覚化・共有化を意識することによって、安心・分かりやすさ・楽しさのある園生活ができる工夫も見られます。その配慮が園児の自信と主体性を育みます。しかし、園児の特性や発達の段階から、教室の環境になじめない点が発生した場合は、個々の実態に合わせて、周囲の理解を得ながら個別の支援を行っていくように配慮します。

1 焦点化・視覚化・共有化

シンプル 焦点化・単純化	ビジュアル化 視覚化	シェア 共有化・つながり・認め合い
<ul style="list-style-type: none"> ○本時のねらいを示し、活動の流れを板書や掲示物で示す。 ○1つの指示で1つのことを促す。 ○活動を細かいステップに分けて援助する。(成功体験を得る機会を増やす) ○何をどこまでするのか、終わったたらどうするのかを明確に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手本・例・模型・見本などを示し、イメージを持たせる。 ○視覚的な手がかり(パネルやフローチャートなど)を示して説明する。 ○何をするかを後からでも確認できる表示等を工夫する。 ○注目させたい部分は強調して提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○園児の望ましい発言や行動を積極的に評価し、言葉や賞賛をおくる。また、可能な限り園児の発言をつないで遊びを展開し、ねらいに迫る。 ○遊びの形態を個人から集団へつながるように工夫する。 ○多様な方法で発表させる機会を設定する。

2 刺激を減らす

子供が集中できる環境をつくる



読み聞かせをするとき、その背面は、どのような状況になっていますか。背面に刺激となるものがあつた場合は、その刺激を減らし、教師の話や読み聞かせ等に集中できるよう配慮し

ましょう。外部からの刺激が予想される時は、カーテンを閉めて視線を遮るなど工夫していくことが大切です。また、ホワイトボードの使い方や板書内容にも配慮していきましょう。

3 整理整頓を心掛ける

視覚化・焦点化で安心・安全な生活環境をつくる



子供の使うロッカーやトイレのスリッパ、上靴置き場等、何を、どこに、どうすればいいのかについて、活動をしばらく視覚的な手掛かりを準備することで、自分のできることを進んで行えるようになります。

4 見通しを持たせる

視覚化・焦点化で具体的なイメージを持つ



ユニバーサルデザインの考え方を生かした保育は、障害の有無にかかわらず、どの子供にも分かりやすく工夫された手立てです。例えば、昇降口の正面に1日の流れが分かりやすく視覚化されていたり、遊びの時間の終わりを時計の絵で示したりすることで、子供なりの見通しがもてるようになります。



上の図は、泥んこ遊びをした後、服の洗濯から着替えまでを分かりやすく絵で示しています。これにより、どの子供も見通しをもって自分で考えて着替えができるようになります。

ある園では、職員全体で、本日の保育展開を全職員が把握できるように、園庭に右のような環境図を掲げ活用しています。この手立てにより、どの学年がどこでどのような遊びをし、異年齢集団を遊びの中でどう巻き込み、遊びの発展を促すか、見通しをもった保育を展開しています。

このように、視覚化することは、子供だけでなく、教師の保育にも有効な手立てとなっています。



5 ユニバーサルデザインの視点を生かした環境の構成・再構成

楽しさを高める構造化された環境をつくる

「つぎ、これやるよ！」鉄棒前の水色のコーンに貼られた技の絵を指して、担任にアピールしています。

「すきなわざからちょうせんしよう」と書かれた画用紙には4種類の技が分かりやすく描かれています。周りにいる友達にも伝わりやすい工夫がされています。状況によって、技の画用紙を交換して、幅広い技にチャレンジできる再構成も見られました。

右の写真は、遊戯室で「陣取りじゃんけん(ドンじゃんけん)」をしている2人の園児です。園児の足下には、曲線のテープが貼られています。実は、このテープと同様の曲線が、保育室にも貼られており、保育室と遊戯室とが同じ構造になっています。この構造化により、どの子も安心して楽しく遊べる配慮につながります。構造化も重要な環境構成と言えます。

6 共有化を図る

適応状態を価値付け



「みんな力持ちさんになって片付けしているね。」上の写真のように、適応状態を示している子供の姿を的確に捉え、価値付け、周りに知らせることで、同じように片付けに頑張り出す子供の姿が見られるようになります。子供のよい表れを共有化することで頑張りの輪が広がっていきます。

教師がどんな子供の表れを拾い認めるか、声掛けの内容やタイミングに十分な配慮と工夫が必要です。

掃除や片付けの際、子供が様々な清掃用具を扱う機会があると思います。例えば、ほうきの上になる部分に目印を付け、正しく用具が扱えるように配慮することもユニバーサルデザインの一工夫となります。

子供にとって協働して片付けや掃除を行うことは、明日の遊びへの期待を育むことにもつながります。子供と一緒にあって、片付けをしながら、明日につながる言葉掛けをしていきましょう。

また、教室内にクールダウンができるスペースを設置してある学級では、空間を仕切るボードにわかりやすい絵や記号で入ってよい時を示し、子供が共有できるように配慮することも大切です。

<参考>「ユニバーサルデザインでみんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」

静岡県総合教育センター(平成27年3月)

「有徳の人」を育み、誰一人取り残さない教育を実現するため、生涯を通じて学び続け、子供たちの伴走者として夢の実現へと導く教員の育成を目指す

〇〇市（町）・・・教員育成指標（案）（副園長、教頭、主幹教諭、教諭、保育教諭等）

キャリア ステージ		採用時	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
		<p>○教育・保育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようと努める。</p>	<p>○他者との関わりや仕事上の経験を経て、教員としての資質能力の向上を目指す。</p> <p>○様々な施設の異動を経験する中で、視野を広げる。</p>	<p>基礎・向上期に身に付けた力に加え、</p> <p>○自らの立場や役割を自覚して園運営に参画し、ミドルリーダーとしての資質能力の向上を目指す。</p> <p>○教員としての幅をさらに広げ、自己の強みを確かなものにする。</p>	<p>充実・発展期に身に付けた力に加え、</p> <p>○指導的な立場として、園運営のサポート役や園内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。</p> <p>○園運営をリードする立場として、組織的に教育・保育を推進する体制を構築する。</p>
<p>キャリアステージに応じて、実践・省察・改善を繰り返しながら、必要な資質能力を身に付ける</p>					
教育・保育的素養・総合的人間力		<p>○教職人生を通して、教育者としての使命感、倫理観・人権意識、社会性、教育に対する誇りを持ち、新しい知識・技能を学び続け、乳幼児への共感・理解や教育的愛情の涵養、信頼関係の構築を図っている。</p> <p>○教職人生を通して、真摯に学び続ける姿勢と自律心、変化を恐れない積極性とリーダーシップを持ち、広い視野と社会環境への理解を基に地域社会と関わり、豊かな人間性の向上を図っている。</p> <p>○「才徳兼備」の人づくりを担う一人として、常に乳幼児の模範となるよう行動している。</p>			
教育・保育力	教育・保育を構成する力	<p>○幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、指導内容や指導方法（ICTを活用した指導方法含む）について理解し、実践しようとしている。</p>	<p>○乳幼児の実態把握を的確に行い、乳幼児の自発的な活動としての遊びを実現するため、個別最適な学びや協働的な学びのある教育・保育を実践している。</p> <p>○幼小中高の学びの継続性・一貫性を持った教育・保育を実践している。</p> <p>○地域の人的・物的資源をつなげ、学習成果を高める教育・保育を構想し、ICTを効果的に活用し展開している。</p>	<p>○乳幼児個々の特性に合わせて、自発的な活動としての遊びを実現するため、個別最適な学びや協働的な学びのある教育・保育、幼小中高の学びの継続性・一貫性を持った教育・保育の実践を深めている。</p> <p>○専門性を高めるために得意分野の伸長を図り、同僚に対する指導・助言を行っている。</p> <p>○地域の人的・物的資源を有効活用し、高い学習効果を上げる教育・保育を構想し、ICTを効果的に活用し展開している。</p>	<p>○変化を恐れない積極性とリーダーシップを持ち、教育・保育力向上のための体制づくりに参画している。</p> <p>○自己の確かな実践に基づき、園・家庭・地域の実態や特性等を踏まえ、乳幼児の資質能力を伸ばすためにICTの効果的な活用等、必要な指導計画の策定とその実践をリードしている。</p> <p>○同僚に的確な指導・助言を行い、効果を上げている。</p>
	乳幼児を理解し個に対応する力	<p>○乳幼児の発達等に関する知識を得ることや、多様な乳幼児と接する経験を持つことなどを通して、乳幼児理解に努めている。</p> <p>人権尊重の意識を深めている。</p>	<p>○乳幼児一人一人に寄り添い、個々の特性に応じた発達を促すとともに、発達段階に即して好ましい人間関係をつくれるよう、地域や外部関係者と連携して支援している。</p> <p>○特別支援教育の対象となる乳幼児一人一人に応じた教育・保育計画を作成するとともに、合理的配慮を踏まえた確かな教育・保育を行っている。</p>	<p>○乳幼児一人一人を取り巻く環境を的確に捉え、理解を深めるとともに、よりよい集団づくりを促進し、個々の資質能力を最大限発揮させるための環境づくりに努めている。</p> <p>○特別支援教育に関わる専門性を高めるとともに、自らの実践を通して、経験の浅い教職員の指導・助言を行っている。</p>	<p>○乳幼児一人一人について、教職員相互の理解・支援を促進するために組織や地域・外部関係者に働き掛け、園全体として乳幼児を支援する機能の充実を図っている。</p> <p>○乳幼児の社会的自立を目指す特別支援教育について、組織的に教育活動の改善を図っている。</p>
業務遂行力	教育・保育力以外の専門的な力	<p>○教員の仕事の全体像を認識し、教育・保育に携わる者として、社会の変化や様々な課題等について関心と知識を持っている。</p>	<p>○将来を見据えた様々な教育・保育課題に対応するため必要な知識・技能を習得し、実践するとともに、常に改善意識を持って取り組んでいる。</p> <p>○常に安全確保に取り組み、危険を察知した際の報告・連絡・相談、事故等への対応、再発防止の実施が迅速にできている。</p> <p>○保護者等との信頼関係を基盤にした個に応じた指導・支援に取り組んでいる。</p>	<p>○将来を見据えた様々な教育・保育課題を速やかに把握し、率先・協働して改善・解決するとともに、同僚への指導・助言を行っている。</p> <p>○危険を予測した未然防止の取組、事故等への適切な対応、事後の検証と再発防止が、同僚と協働して組織的にできている。</p> <p>○地域における子育て支援の役割を果たすよう外部機関等と連携し、主体的・組織的に支援に取り組んでいる。</p>	<p>○将来を見据えた様々な教育課題に対して模範となる実践を行うとともに、園全体を見据えて、魅力ある園づくりを推進している。</p> <p>○危険の未然防止や事故等の再発防止のための体制整備を組織的に推進するとともに、適切な指導・助言を行っている。</p> <p>○地域における子育て支援の役割を果たすよう外部機関等と連携して組織的に取り組み、指導・助言を行っている。</p>
	組織目標を達成するために必要な力	<p>○組織の一員としての自覚と責任、自ら進んで課題を発見し解決しようとする姿勢、聴く力や読み解く力などコミュニケーション力を身に付けている。</p>	<p>○組織の一員として、園経営計画の実現に向け、他の教職員と協働して自らの役割に課せられた責任を果たしている。</p> <p>○組織運営について先輩教職員から学ぶとともに、後輩のよき相談役となっている。</p>	<p>○園経営計画の実現のための取組を、ミドルリーダーとして同僚に働き掛けて協働的に進めている。</p> <p>○教職員間の信頼に基づき、多様な意見を尊重して、リスク回避に努め、組織的な園の改善を推進している。</p>	<p>○園運営上の課題を適時・的確に分析し、その解決のために指導的な立場で参画している。</p> <p>○チームとしての学校として協働的な組織体制・信頼体制の構築を主導的に推進している。危機管理を徹底させている。</p> <p>○人材育成の重要性を踏まえ自らの経験・スキルを率先して後進に伝えている。</p>
組織運営力	<p>対話・協働・信頼</p> <p>コミュニケーション・ファシリテーション</p> <p>課題解決、危機管理</p> <p>コミュニティ・スクール活用</p> <p>ICT・教育データ活用</p> <p>人材育成 など</p>	<p>○組織の一員としての自覚と責任、自ら進んで課題を発見し解決しようとする姿勢、聴く力や読み解く力などコミュニケーション力を身に付けている。</p>			
		<p>○組織の一員として、園経営計画の実現に向け、他の教職員と協働して自らの役割に課せられた責任を果たしている。</p> <p>○組織運営について先輩教職員から学ぶとともに、後輩のよき相談役となっている。</p>			

XII 幼稚園等園長育成指標(モデル案)

〇〇市(町)園長育成指標 —園長に求められる資質能力—

「有徳の人」を育み、誰一人取り残さない教育を実現するため、
園の最高責任者として変化を恐れぬ積極性とリーダーシップを発揮し、
魅力ある園づくりを推進する園長の育成を目指す

資質能力	項目	具体的行動例
園経営のビジョン(分析・企画・検証・改善)を実現する力	教職員、園児、保護者、地域等に共有される園経営のビジョンを示し、その実現のために、社会に開かれた教育課程を編成し、魅力ある園づくりにリーダーシップを発揮し取り組んでいる。	
	情報の収集と課題等の把握(アセスメント能力)	○園の実態(園児の遊び・生活、保護者・地域からの期待、地域社会の環境等)に関する情報を広く収集し、園経営に関する課題等を的確かつ継続的に把握している。
	ビジョンの構築と共有	○社会の動向や国、県、市町の教育施策及び地域の期待や園の実態を踏まえ、園経営のビジョン(例:グランドデザイン、経営計画等)を構築し、カリキュラム・マネジメントに反映させ、園内外(全ての教職員、園児、保護者及び地域等)と共有している。
	必要な諸資源の把握とその活用(ファシリテーション能力)	○教育・保育内容や時間を適切に配分し、地域の教育力をカリキュラムに取り入れた魅力ある教育・保育活動を計画的に推進している。 ○子育て支援やコミュニティ・スクール等を通して、地域、他機関や家庭と渉外・調整を行い、必要な人的・物的な資源を活用し、協働体制を構築している。
	ビジョンの実現に向けた評価・点検及び改善	○ビジョンを明確に示し、実現に向かって、目標を具現化し、共有を図っている。園全体でPDCAサイクルを確立し、教育効果を高めようと努めている。
管理運営力	園児の実態や個々の教職員の状況を把握しながら、園務分掌等の組織をチームとして編成し、教育・保育活動が計画的・効果的に行われるようにしている。	
	園運営体制の確立	○チーム学校としての考え方を踏まえ、リーダーとして園業務の改革・改善、外部機関との連携、外部人材の活用を図る等、教育・保育活動が計画的・効果的に行われる体制を構築している。
	危機管理体制の確立	○幅広い危機管理の認識の下、リスクマネジメントの徹底に努めている。 ○園児と教職員が、安全・安心な環境の中で教育・保育活動に取り組めるように、情報収集力を高め、現状を分析し、その後の予測を立てた上で、適切に判断している。 ○「命を守る教育」や危機管理を意識した組織的な活動を推進できるような体制を構築している。
	施設管理・事務管理	○施設・設備の管理、会計処理、事務手続き等、園事務に関する的確に把握するとともに適切に指導をしている。
	教職員の勤務・サービスの管理・監督	○教職員の勤務状況及び健康状態等を的確に把握し、適切なサービス監督と人事管理に努めている。
人材育成力	教職員としての資質向上を支援するための体制づくり、環境づくり、人づくりを教職員の互いの協力を促しながら行っている。	
	教育・保育活動活性化への体制づくり	○より質の高い教育・保育活動を実現するために、教職員が意欲的に新たな指導方法等を学び続けることができる体制を構築している。
	働きやすい職場環境づくり	○教職員の間、心理的安全性の高い、公正・公平の姿勢・態度、信頼・協働の関係が定着するような環境をつくっている。
	各教職員に対する理解・支援・育成	○教職員一人一人の資質能力やキャリア形成等を的確に把握するとともに、それぞれの背景・個性・考え方を理解した上で、指導・助言をしている。 ○教職員のキャリアステージを考慮し、園内での適材適所の人材配置をしている。

令和 5 年 度
幼稚園等初任者研修資料

令和 5 年 3 月 発 行
静 岡 県 教 育 委 員 会



Shizuoka Prefecture